

目 次

序章 われわれの課題意識と願い	3
1 子供の意識や生活の実態	3
2 地 域 生 活	3
3 ローカル・コミュニティの復活の動き	4
4 教育をどうするか	4
5 新しい学校像	5
6 われわれの研究手法	6
I 章 調査研究の概要	
1 調査研究の目的	7
2 調査研究の方法	8
(1) 質問紙調査の対象、実施時期	8
(2) 質問事項の構成	8
(3) 訪問調査の対象、実施時期	9
3 調査結果の概略	9
(1) 質問紙の送付・回収状況	9
(2) 質問紙調査の結果	11
II 章 質問紙調査の分析	15
II-1 因子分析に基づく学校調査の分析	15
II-2 開かれた学校づくりへの取り組みの状況	20
II-3 地域連携と学校の自主性・自立性	25
II-4 開かれた学校づくりの成果と課題	32
II-5 公立学校改革策に対する学校管理職の評価	39
II-6 「新しいタイプの公立学校」の受け止め方	43
II-7 コミュニティ・スクールとコミュニティの捉え方	46
II-8 コミュニティ・スクール事業の現状	50
III 章 訪問調査報告	
III-1 青森県弘前市における学社融合に向けての実践	52
III-2 青森県十和田市における学社融合に向けての実践	54
III-3 千葉縣市川市のコミュニティ・スクール	57
III-4 栃木県鹿沼市のコミュニティ・スクール	63
III-5 東京都調布市の PFI スクール「調布市立調和小学校」	67

III-6	神奈川県茅ヶ崎市のコミュニティ・スクール	77
III-7	滋賀県草津市の地域協働合校	80
III-8	学校と地域を結ぶ人的条件整備としての地域教育指導主事制度 —高知県の「土佐の教育改革」—	93

IV章 コミュニティ・スクールの課題と展望

1	コミュニティ・スクールの歴史的、社会的必要性	99
2	コミュニティ・スクールの現状	99
3	学校改革像としてのコミュニティ・スクールの課題	102
4	新コミュニティ・スクールの構想	106

資 料 編

1	教育委員会調査集計表・質問紙	112
2	学校調査集計表・質問紙	126

序章 われわれの課題意識と願い

われわれは、ある「ばくぜんとした課題意識」をもとに偶発的に形成された研究グループである。各メンバーの今日までの経歴や現在の位置、役割は多様である。多様なわれわれに共通するものは、今の日本の青少年の生活、意識の実態は楽観を許さないという一種の危機意識であり、家庭・地域・学校での青少年の生活をもっと生き生きしたものになりたい、そのために教育を改善したいという願いである。そこで冒頭、われわれの研究の原動力となった「ばくぜんとした課題意識」その意識・願いの内実を整理して序章としたい。

1 子供の意識や生活の実態

今、日本の青少年の意識や生活の実態は大きく変化してきている。その実態を簡単に集約することはできないが、われわれは次のような楽観を許さない傾向があると考えた。

孤立化の傾向、あるいは、社会性の欠如とか温かな人間関係を形成する構えとか態度とかが形成されにくい傾向である。このような傾向は、いろいろな場面で感ずることができる。われわれは、学校や地域や家庭内での実態に関してかなりの情報を所有しているが、例えば、学校では、友人の間で自由に言いたいことを言いながら親密な関係を維持することがなかなかできないでいる。学級などでも、発言をコントロールしないと友人関係が切れたり、時にはいじめにあったりする。

こういう状態になるのを恐れる児童生徒は、言葉遣いに気を使うなどの傾向が見られる。そこにあるのは、一種の儀礼的、R. K. マートンの言うリーチュアル(ritual)な生活・態度である。自分の安全は自分で守り、他の人との本心からの交流は危険だと考える。こういう傾向にいつその拍車をかけているのが、IT化の進行である。最近、問題となってきたのが、ネット上でしか関係のない青年男女が一緒に自殺をする、あるいは自殺未遂を起こすという悲劇的な事件である。

本心を示しながら日常生活で親密に交流ができるような社会体制を再構築できないものかとわれわれは考えた。

2 地域生活

日常生活とは、地域での生活ということである。地域生活については、特にその変化については、本研究でさらに詳細に論ずる予定であるが、今、日本の地域社会(コミュニティ)は急激に変化してきている。もっとも、地域社会(コミュニティ)という言葉の意味するところは必ずしも明確でなく、さらにそれが急激に変化していることはかなり以前から専門家の間では強調されてきていた。

社会学では一般に、コミュニティという言葉をもとに用いたものとして、アメリカの社会学者、R. M. マッキーヴァー(Maclver)の著作「コミュニティ」(1917)を取り上げる。日本の社会学者松原治郎は、これらを参照しつつ、コミュニティには四つの意味が含まれるとしている。(註1)

松原氏の論述をもとにわれわれは、次のようにコミュニティを定義してみた。

- ① 地理的な条件を共有している。すなわち領域性(territoriality)がある。
- ② 人々の間に生活上なんらかの相互関連がある。
- ③ 上の二つを結びつける条件、すなわち社会的資源(social resources)や諸制度がある。
- ④ 同じ土地に共属するというコミュニティ感情あるいは伝統文化を共有する感情がある。
- ⑤ 共通の生活防衛や生活の維持・向上へ向かって活動を展開させようとするコンセンサスが形成されている。

今、このように規定されるコミュニティは、都市化の進行に伴い、急激に変化しつつあると考えられている。特に、日本では、1970年代以降の高度経済成長を契機にコミュニティは急速に変化し

てきている。コミュニティとしての伝統を根強く継承してきたと思われる農村でさえも地域の生活が急速に変化してきている。

これに加えて、20世紀末からの情報のネットワークの整備が、人間関係を劇的に変化させている。もはや、伝統的あるいは牧歌的なコミュニティは解体したという見方もある。伝統的なローカルコミュニティの崩壊を指摘し、これからは、関心をともにする人たちによるまとまりとしてのコミュニティの創出を提唱している見解もある。

3 ローカル・コミュニティの復活の動き

たしかにこういう変化はあり、こういう見解もひとつの見識だと考える。しかし、それと逆の動きもあるとわれわれは考えた。つまり、伝統的な意味でのコミュニティはなお一部に粘り強く時には潜在的な姿で存在している。加えて、近年、日本各地でローカル・コミュニティ復活の動きもあることをわれわれは主張したい。

前述の④のコミュニティは、具体的には地域文化への誇りとか、お互い親しい間柄にあるとかという感情であり、それは、われわれ意識(we feeling)あるいはふるさと意識と置き換えることができる。

われわれは人間性豊かな児童生徒の育成のため、このような伝統的なコミュニティ感情を復活させたいと考える。現に、各地でこういう発想での動きがあり、そのひとつとして祭りの復活がある。この点について、倉沢進氏は、次のように指摘している。

「今日、私たちはコミュニティを一方では共通問題の共同処理といった機能的な側面からとらえるとともに、このような共同感情・共属意識を生み出し、コミュニティの統合を促すイベントを必要・有効としている。その意味では祝祭は、コミュニティ形成へ向けての一つの重要な戦略という意味を持っている。」(註2)

このような伝統的なコミュニティ復活の動きと同時に、もうひとつ別の新しい動きもある。それは、新しい町づくりの動きである。それらについては、本報告では、アンケート、現地での聴取・観察をもとに後述するが、その新しい町づくりの中で、われわれ意識(we feeling)を重視しようという発想がある。

例えば、新しい町づくりの動きのひとつに、新しいマンションづくりがある。従来、各家庭のプライバシーの維持に力点を置いてきたマンションの建造において、共有空間を大事にしようという新しい動きが日本だけでなく欧米にもある。廊下を大事にしたり、集会場をつくったり、自治会のような組織を編成したりしている。そこでは、各家庭の独立とプライバシーを守りつつ、同時に同じ地域に住んでいる住民同士の親しい交流や相互支援活動も大事にしたいと考えている。独立と交流の適切なバランスを維持しようとする動きが見られるのである。これらの動きは、新しい町づくりの一環としてコミュニティ・スクールを考えているわれわれが研究を継続する時の参考になる。

4 教育をどうするか

われわれの課題意識の中心にあるのは、前述のように、日本の青少年の生活をもっと生き生きとしたものにしたい、そしてそのために教育を改善したいということである。

今、学校教育に関しては、学力が大きな課題になり、カリキュラム・教科書・テスト・学習法等の改善が緊急の課題になっている。われわれも学力には、もちろん強い関心がある。知識・技能の修得の意義も重視している。ただ、われわれは、単に知識を蓄積しているだけの状態を学力がある状態とは考えない。PISAで強調されたように、知識・技能をリアルライフにおいて活用して初めて学力と言ふことができると考える。学力は、人間らしく生きていくための総合力だというのがわれわれの共通の学力観である。こう学力を考えると、学習者である児童生徒の生活自体とその基盤で

あるコミュニティを改善していくことが重要になる。

しかし、今の児童生徒の生活は、前述のコミュニティの変化と連動する形で変化してきている。その変化を一言で言えば、1で述べたように、社会性の欠如・孤立化とでも言うべき状態である。

このことは、今、教育を論ずる時の重要な視点になっている。門脇厚司氏は、編著書「学校の社会力」(註3)の中で次のように指摘する。

「高度経済成長期以降、わが国の地域社会は、農村部であれ都市部であれ、コミュニティとしては崩壊状態になったといえる。農村部での過疎化、都市部での過密状態がその典型である。

しかし、農村部では、過疎化がピークに達した20年前頃から、都市部では、バブルがはじけた10年前あたりから、地域づくりの動きが活発になってきている。」

「地域の社会力を高めているいくつかの例を紹介してきたが、財団法人あしたの日本を創る協会が行っている『ふるさとづくり賞』の中央審査委員を15年ほど前からやっていて実感するのは、このような地域がいま確実に増えてきていることである。」(238～242頁)

われわれも門脇氏の社会力という発想に近い感覚で、地域の教育力を高めたいと考える。どうするかは、本研究報告書で提示する。

5 新しい学校像

コミュニティ・スクールの創設の動きは、わが国では、今から半世紀前の昭和20年代にあった。アメリカのE・G オルセンの“School and Community”がしきりに読まれ、いくつかの地域社会学校(コミュニティ・スクール)論が展開され、川口プラン、本郷プランなどいくつかのプランも提示されたりした。(註4) 当時の実情に関し、「学制百二十年史」(註5)は次のように述べている。

「学習は地域の実情に即し、児童の必要と興味に応じて多種多様に展開することが求められ、教材も教科書だけではなく、学校生活や地域のあらゆる種類の経験が取り上げられるとした。学習活動には、読書、話し合い(討議)、問答、見学、調査、実験観察などの諸活動、技能の反復練習、そのほか様々な形態が取り入れられるようになった。」(128頁)

これに対し、新しいコミュニティ・スクールの動きとして、「平成14年度 文部科学省白書 新しい時代の学校一進む初等中等教育改革」は、次のように述べている。

「教育改革国民会議の提言(平成12年12月)を踏まえて策定された『21世紀教育新生プラン』(平成13年1月)において『地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校(コミュニティ・スクール)』の可能性や課題等について検討することとしています。」(76頁)

このため、7地域9校において研究を進めている。われわれはこの新しい動きを参考にしつつ、われわれの研究をもとにコミュニティ・スクールについて提言をしたい。具体的な提言は後述するが、ここでは、新しい学校像の基本を提示したいと考える。

われわれは、あるアメリカの教育論(註6)を参考にして、コミュニティ・スクールの特色を次のように、仮設的に整理してみた。

- ① 学校内での教育活動において、学校内の教育資源と学校外の地域の教育資源を、区別なく計画的に活用(Seamless Program)する。
- ② その計画の遂行・運営に学校と地域が積極的に協力して活動する。
- ③ 教育の時間を一年中を見通したつながりのあるもの、また、学校外をも含んだ幅広いものとする。
- ④ 学校運営あるいは教育活動への親の強力な参加を求める。
- ⑤ これらの努力について地域が当事者意識を持つ。

6 われわれの研究手法

われわれの研究手法の詳細は後述するが、第一線にいる人達の実感を根拠に、課題を明確にし、対策を講じることを原則としている。したがって、アンケートも、第一線の教育行政担当者・学校の校長・教頭等を対象に行った。同時に、エスノグラフィックな手法を用いることとし、地域と学校の連携・融合を図って、教育活動を推進しているいくつかの地域を訪問し活動状況を参与観察の手法で把握してきた。

その成果をもとに時間をかけてメンバーで討論を重ね、地域の創意工夫の実態・成果・課題を明らかにし、今後の在り方について提言することとした。

なお、本研究は、平成13年度から14年度までの2年間、(財)日本教材文化研究財団から「わが国におけるコミュニティ・スクールの現状と課題」について研究委託されて行われたものである。財団の助成に対し、心より感謝する次第である。

- 註1 「コミュニティの社会学」松原治郎著 東京大学出版会 第二章 現代のコミュニティーその特質と構造コミュニティの今日的規定(25～27頁)
- 註2 「コミュニティ論」放送大学教材・倉沢進著 64頁
- 註3 「学校の社会力」門脇厚司著 朝日新聞
- 註4 「地域と結ぶ学校」亀井浩明・児島邦広編著 教育出版 1989年 参照
- 註5 「学制百二十年史」文部省 平成4年 128頁
- 註6 “Schools of the 21st the Century” Matia Finn-Stevenson Edward Zigler (亀井浩明)

《コミュニティ・スクール研究委員会》

(五十音順)

委員長	亀井 浩明	帝京大学名誉教授・生涯体験活動振興協会会長
委員	青木 朋江	千葉大学非常勤講師
	菊地 栄治	国立教育政策研究所 統括研究官
	斎藤 哲郎	川村学園女子大学教授
	佐藤 晴雄	帝京大学助教授
	堀井 啓幸	富山大学助教授
	堀越 幾男	足立区教育委員会係長(社会教育主事)
	横山 武士	生涯体験活動振興協会常任幹事
	吉沢 良保	東京純心女子大学教授
	吉田 章	筑波大学助教授・生涯体験活動振興協会副会長
	山崎 保寿	信州大学教授
	涌井 澄夫	生涯体験活動振興協会副会長

この研究委員会は、生涯体験活動振興協会が立案した研究企画に賛同した研究者によって編成された。

I 章 調査研究の概要

1 調査研究の目的

本調査研究は、市区町村教育委員会及び市区町村立小学校、中学校における学校改革の取り組みと「コミュニティ・スクール」についての認識の現状を捉え、新しい時代の公立学校のモデルとなる「コミュニティ・スクール」の検討に資することを目的とした。

＜問題の所在＞

(1) 「開かれた学校づくり」の方向性の揺らぎ

本調査研究を構想した2000(平成12)年は、年初の1月に学校教育法施行規則の改正によって学校評議員が設けられ「校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる」方式を「開かれた学校づくり」の基本とする制度が法的に定められたが、12月には教育改革国民会議が「地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校(コミュニティ・スクール)」の設置を提言して、臨時教育審議会第3次答申(1987年)以来の「開かれた学校づくり」の方向性に揺らぎが生じた年であった。

これより以前、第15期中央教育審議会第一次答申(1996年)がゆとりの中で「生きる力」をはぐくむためには家庭・地域と連携して「特色ある学校」をつくることが重要だと指摘したことから、公立学校改革の強調点は「学校を地域に開く」から「特色ある教育活動」へと転回した。そこに「地域の学校運営参画」が登場したのであった。

このように10数年の短い期間に、公立学校の目指すべき改革像は「開かれた学校づくり」から「特色ある学校づくり」へ、そして「新しいタイプの公立学校(コミュニティ・スクール)づくり」へと急速に進化し、しかも、「コミュニティ・スクール」については名称が多様な意味内容をもって使われ統一的な定義がなされていないため、改革の本体である学校には改革の焦点をどこに当てて努力すべきかに確信が持てず戸惑い感が広まった。

(2) 学校改革像を描く視点のずれ

改革にはスピードが必要だが学校の動きは鈍いとする批判がある。この批判は国・教育委員会が進める改革の視点からのものであるが、学校現場が取り組む改革の視点とは必ずしも一致していると言えない現実がある。国・教育委員会は制度の枠組みで改革像を示すのに対して学校は日々の教育活動のあり様で自らの改革像を描くからで、両者の描く改革像が重なり合わず学校の改革エネルギー(意欲)を分散させている。

したがって、学校改革のスピードを速めるためには、国・教育委員会の制度改革を日々の教育活動の充実、改革に直接結びつけ、学校の内発的な改革エネルギー(意欲)を結束することが重要であり、学校が改革の焦点をどこに当てたらよいのかに戸惑っている背景にある国・教育委員会と学校の視点のずれを具体的に明らかにすることが課題となる。

(3) 公立小中学校の存在理由の再構築

さらに、公立小中学校の新しい時代における存在理由をどこに求めるかの問題がある。臨教審答申以来の「開かれた学校づくり」の基調は学校運営を「地域」に開くこと(施設・機能の地域開放、情報公開、外部との教育連携)にあったが、その「地域」をどのように捉えるかについてはいろいろな考え方がある。大別すると、学区域のような個々の学校と関わりの深い地域とする地縁に基づ

く考え方と特定の社会的関心や利益によって結びつくテーマ・コミュニティや web 上のネット・コミュニティをも「地域」とするアソシエーションの考え方がある。後者は、産業構造が高度化する以前の村落社会のような伝統的地域共同体（コミュニティ）が稀薄になった現代社会を反映したもので、教育改革国民会議の「新しいタイプの公立学校（コミュニティ・スクール）」はこの考え方に基づいている。

しかし、このような「地域」の捉え方には、一定水準の義務教育を受けさせたいと望む大多数の住民（国民）にそれを保証すべき公立小中学校の使命と責任をあいまいにし、また、国立公立私立の小中学校が固有の存在理由をもって多様な教育要請（国家的、社会的、私事的な要請）に応える教育システムの障害になる等の問題が内在している。

教育改革における教育行政と学校運営の緊急の課題は学校教育の閉塞的な状況を打開することだが、個々の公立小中学校が直面している教育課題は地域社会の状況と深く関連している。それだからこそ、公立小中学校と地域・住民との連携・協働の拡大深化が不可欠の方策とされるのであり、その必要性、重要性は地方分権の進行によって一層高まってきているのである。

そのような展望の中では、コミュニティを現に在るものとしてではなく、つくられるものと考え、学校を核にして広く住民との間で協働と責任を共有する地域コミュニティを再生し、そこに公立小中学校の存在基盤をおくことが求められるのである。新しい時代の公立小中学校のモデルとなる「コミュニティ・スクール」はそのような学校ではないか。

以上の問題意識に基づいて調査の質問事項を設定した。

2 調査研究の方法

調査は、* 質問紙郵送による調査 * 現地訪問による聴き取り調査を実施した。

(1) 質問紙調査の対象、実施時期

① 市区町村教育委員会調査

- a. 調査対象の抽出 — 全国の市区教育委員会のすべて、および町教育委員会の40%、村教育委員会の30%を人口規模の大きい順に選定。

* 市区教育委員会	693	* 町教育委員会	812
* 村教育委員会	172	合計 1,677教育委員会	

- b. 調査の方法 — 教育長宛郵送による質問紙の配布、回収。

- c. 調査期間 — 2001（平成13）年11月21日～同12月22日の1か月間。

② 学校調査

- a. 調査対象の抽出 — 全国の市区町村立小学校・中学校34,314校の5%を無作為2段階抽出により選定。

* 小学校	1,166	* 中学校	559	合計 1,725校
-------	-------	-------	-----	-----------

- b. 調査の方法 — 校長宛郵送による質問紙の配布、回収。

- c. 調査期間 — 2002（平成14）年7月10日～同8月10日の1か月間。

(2) 質問事項の構成

① 教育委員会調査の質問事項

- | | |
|----------------------------|---------------|
| a. 「開かれた学校づくり」の事業内容、実施経過年数 | 【問1】回答選択肢11項目 |
| b. 上記の事業を実施した動機、考え方 | 【問2】回答選択肢9項目 |
| c. 上記の事業の成果と課題 | 【問3】回答選択肢8項目 |

- d. 「コミュニティ・スクール」のイメージ 【問4】回答選択肢9項目
 e. 「コミュニティ」の捉え方 【問5】回答選択肢10項目
 f. 「コミュニティ・スクール」事業の実施の有無 【問6】回答選択肢8項目
 g. 教育改革国民会議の「コミュニティ・スクール」の受け止め方 【問7】
 【問8】回答選択肢7項目

② 学校調査の質問事項

- a. 「開かれた学校づくり」に関わる取り組み 【問1】回答選択肢14項目
 b. 上記の取り組みの姿勢 【問2】【問3】【問4】
 c. 上記に関わる校務分掌の有無等 【問5】【問5-1】【問5-2】
 d. 上記の取り組みの考え方 【問6】回答選択肢11項目
 e. 上記の取り組みの成果と課題 【問7】回答選択肢9項目
 【問8】回答選択肢11項目
 f. 公立学校改革の有効策と評価 【問9】回答選択肢15項目
 g. 「コミュニティ・スクール」のイメージ 【問10】回答選択肢10項目
 h. 「コミュニティ」の捉え方 【問11】回答選択肢8項目
 i. 教育改革国民会議の「コミュニティ・スクール」の受け止め方
 【問12】回答選択肢7項目

(3) 訪問調査の対象、実施時期

- a. 調査対象 — 上記の教育委員会調査で「コミュニティ・スクール」事業を実施していると回答した教育委員会、および関連事業に実績のある教育委員会の中から、これからの公立小中学校のモデルとなる「コミュニティ・スクール」の検討に参考となる資料が得られる教育委員会、学校。
 b. 訪問した教育委員会 — 下記の13地区の教育委員会・学校
 1. 青森県弘前市 2. 青森県十和田市 3. 岩手県山形市 4. 千葉県市川市
 5. 千葉県鎌ヶ谷市 6. 栃木県鹿沼市 7. 東京都千代田区 8. 東京都調布市
 9. 神奈川県川崎市 10. 神奈川県茅ヶ崎市 11. 滋賀県草津市 12. 富山県利賀村
 13. 高知県
 c. 実施期間 — 2002(平成14)年4月～9月の6ヶ月間。

3 調査結果の概略

(1) 質問紙の送付・回収状況

① 教育委員会調査の回収状況

回答は619の教育委員会からあり、回答率は36.9%であった。市区町村別の回答状況をみると、市区の回収率は町村の35%前後に対し40.8%とやや高く、市区の回収数の構成比も町よりやや高かった。

	市区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	合 計
送 付 数	693 (41.3%)	812 (48.4%)	172 (10.2%)	1677 (100%)
回 収 数	283 (45.7%)	275 (44.4%)	61 (9.8%)	619 (100%)
回 収 率	40.8%	33.9%	35.5%	36.9%

② 学校調査の回収状況

回答は657の小中学校からあり、全体の回答率は38.1%であった。校種別の回答状況をみると、中学校の回収率は40%で小学校よりやや高く回収数の構成比もやや高くなったが、全国の公立小中学校の構成比（小学校69.5%、中学校30.5%）に比べ、中学校の回収数構成比増は4%程度であった。

学校所在地別にみると、市区内が65.5%、町村内が34.5%で2対1の割合で市区が多くなっている。教育委員会の回答構成比では町村が54.2%であるのに比べると逆の状況になっている。

回答者の職種別をみると、校長41%に対し教頭が59%で過半数を占めている。その現任校在職年数別は現任校在職年数3年以下が全体で85.2%を占め、学校管理職の一校在職期間の短いことが示された。また、教職以外の経験をみると教育委員会事務局職員、社会教育主事の経験者が全体で31.3%、校長は45%に及び、教育委員会と学校間の人事交流の多いことが明らかになった。

<全 体>

	小 学 校	中 学 校	併 設	不 明	合 計
送 付 数	1166 (67.6%)	559 (32.4%)			1725 (100%)
回 収 数	423 (64.3%)	224 (34.1%)	9	1	657 (100%)
回 収 率	36.3%	40.0%	－＊		38.1%

＊併設校の回収率－調査対象校の抽出は小中校別におこない、回収後に併設校が判明したので算出しない。

<学校所在地別>

(有効数)

	小 学 校	中 学 校	併 設	合 計
市 区 内	273	154	2	429 (65.5%)
町 村 内	149	70	7	226 (34.5%)
合 計	422	224	9	655 (100.0%)

<職種別>

(有効数)

	校 長	教 頭	合 計
小 学 校	163 (40.9%)	235 (59.1%)	398 (100%)
中 学 校	85 (40.9%)	123 (59.1%)	208 (100%)
併 設 校	4 (50.0%)	4 (50.0%)	8 (100%)
合 計	252 (41.0%)	362 (59.0%)	614 (100.0%)

<現任校在職年数別>

(有効数)

	校 長	教 頭	合 計
0～1年	74	142	216 (35.6%)
2～3年	129	172	301 (49.6%)
4～9年	31	25	56 (9.2%)
10年以上	14	20	34 (5.6%)
合 計	248	359	607 (100.0%)

＜職経験別＞

(有効数)

	校 長	教 頭	合 計
教職のみ	116	235	351 (57.3%)
教育委員会職員	82	54	136 (22.2%)
社会教育主事	31	25	56 (9.1%)
他の公務員	5	14	19 (3.1%)
民間企業社員	13	22	35 (5.7%)
その他	5	11	16 (2.6%)
合 計	252	361	613 (100.0%)

(2) 質問紙調査の結果

① 因子分析によって明らかになったこと

選択肢から複数選ぶ多重回答の問いについては、因子分析を施して選択肢間の関連を明らかにすることによって回答の意味を探ることができる。その結果は、次のとおりであった。

a. 公立小中学校の94%は現行制度の枠内での改革に積極的

学校調査の問1「開かれた学校づくりに係わる取り組み」について、回答選択肢14項目間の相関を調べたところ、次の事項間にある程度の相関が認められた。

グループA

- 5. 授業での地域人材の活用 6. 地域行事に児童生徒と教師が参加
- 7. 学校行事に住民が参加 8. 地域で保護者会、教育懇談会を開催
- 10. 他校との授業交換 13. 地域の特色や課題を取り入れた教育活動

グループB

- 4. 学校支援ボランティアの導入 9. 郷土資料館等の社会教育施設の活用
- 12. 保護者、住民と子どもが共に学ぶ授業 14. 地域住民の学校運営参画
- 15. 外部評価の導入

この2グループの項目を選択した因子を探ると、グループAには「学校の教育力を主体にして開かれた学校づくりを進めようとする指向性」があり、グループBには「学校外の力を活用して開かれた学校づくりを進めようとする指向性」があると解釈できる。これを前提に因子得点の一元配置分散分析を行ったところ、グループAの中から4項目以上を実施している学校（全体の94%）には上記二つの因子が強く働いていることが認められた。つまり、公立小中学校の94%は現行制度の枠内での改革に積極的であることが判明したのである。

b. 改革に積極的に取り組んでいる公立小中学校は全体の30%強

さらに問5「開かれた学校づくりの係の設置」と改革への積極性の関連を因子分析によって探ったところ、係を設置している学校（全体の33.5%）に上記二つの因子が強く働いていることが判明した。このことと上記の a. を関連させると、係を設置している公立小中学校（全体の33.5%）が特に改革に積極的に取り組んでいると見ることができる。

c. 小学校で強いコミュニティ・スクールへの指向性

また、問9「公立学校改革策の有効性」の回答結果の因子分析によると、15の学校改革策のうち関連性の高いものが4群あり、その有効性を判断する因子として次の4つが読み取れた。

群 1. の因子——地域コミュニティを基盤とした改革への指向性

群 2. の因子——住民等の学校運営参画による改革への指向性

群 3. の因子——教員制度の変更による改革への指向性

群 4. の因子——学校間競争による改革への志向性

これらの因子に基づく分析によって、地域コミュニティを基盤とした学校(コミュニティ・スクール)づくりへの指向性は中学校以上に小学校で強いことが判明した。

② 市区町村教育委員会調査で明らかになったこと

a. 学校改革の端緒となった「開かれた学校づくり」の実態

問 1 の回答結果によると、取り組んでいる地教委は95%以上に及び、取り組んでいない地教委は4%にとどまった。取り組み年数を見ると、「3. 学校施設の開放」は16～30年が58%、31年以上も6%あり臨教審答申の提言以前からの長い取り組みであることが確認された。最近では「地域の課題や特色に応じた教育」が急速に増え、それに伴って「授業での地域人材の活用」や「学校ボランティアの導入」に取り組みの重点が移っている。「学社融合」の取り組みも「国立青年の家・少年自然の家の在り方に関する調査研究協力者会議報告」(平成7年)の提言を契機にして、最近急速に増えた様子が明らかになった。

b. 「開かれた学校づくり」の成果と課題

成果は「地域や保護者の学校への理解や関心が高まった」が60%、「特色ある教育活動が行われるようになり子ども達が生き生きとしてきた」が47%を占め、児童生徒の学校生活に良い結果をもたらしていると地教委は評価していることがわかった。

課題として一番多かったのは市区教育委員会の「予算の確保が難しく、取り組みの拡大が図りにくい」が40%だが、「特に大きな課題はない」とする村教委が48%、町教委が39%に及んでいた。

c. コミュニティ・スクール事業の実施状況

平成13年度現在でコミュニティ・スクール事業を実施している地教委は12市1区2町の計15で、回答総数619の2.3%にとどまり、「実施の予定なし」が87%強を占めていた。

事業内容をみても「ふるさと教養講座」「家庭教育講演会」「三世代交流学习」「子どもプール祭り」など社会教育・生涯学習の内容が多く、新しい公立学校をつくる取り組みの意図は前面に出ていないことが判明した。

d. コミュニティ・スクールのイメージ

9つの選択肢から三つまでを選ぶ回答結果では、「地域との連携協力を深めて、子どもの学びをより豊かにする学校」76%、「地域住民の生涯学習や地域活動などの拠点となる学校」55%、「地域の課題や特色に応じた教育を実施する学校」46%に集中した。これをコミュニティの捉え方とクロスしてみると、「住民が日常生活のさまざまな場面で助け合う地域共同体」45%、「住民がふるさと意識を持って地域の生活を向上しようとする地域共同体」41%に集まり伝統的な地域共同社会をイメージしていることから、存立の基盤を地縁的な結びつきの強い地域に求めた学校を「コミュニティ・スクール」と考えていることが示された。

そして、チャーター・スクールの発想による「関心をともにする住民が構想し公的に認められた学校」をイメージするのは、町村教委10%台に対して市区教委が32%であり都市部で関心の高いことが判明した。

e. 「新しいタイプの公立学校」(教育改革国民会議)の受け止め方

教育改革国民会議が提議した「新しいタイプの公立学校」に対する地教委の受け止め方は、「教育委員会の見解はまとめていない」が63%に及び、「大いに推進すべきである」が3%、「一部にあってもよい」10%で市区町村の別なく動向を見守る姿勢が窺われた。

③ 学校調査で明らかになったこと

a. 学校が自主的、自発的に取り組んでいる開かれた学校づくり策

80%以上の学校があげた自主的自発的な取り組みの内容は、「授業で地域人材をゲスト・ティーチャーとして活用する」であった。次いで多いのが「地域の特色や課題を取り入れた教育の実施」60%、「学校行事に地域住民が参加する」62%で、学校は日頃の教育活動を通じて開かれた学校づくりに取り組んでいることが明らかになった。

これに対し、国・教育委員会が積極的に進めている「住民の学校運営参画」や「外部評価の導入」については前者が15%、後者が11%にとどまり、まだ自主的、自発的な取り組みの段階には到達していない状況であった。

b. 積極的に取り組んでいる学校は30%強（前述の①b.）

c. 学校と教育委員会の動機や考え方のずれ

80%の学校があげた取り組みの動機や考え方は、「社会や子どもの変化に対応して教育活動を改善する」であった。次いで多いのは「画一的な教育を改め、特色ある教育を行う」60%、「新教育課程を実施するため」53%、「保護者や子どもの要望に沿った教育活動を行うため」50%であった。教育委員会の動機や考え方では「画一的な教育を改め特色ある教育を行う」59%が1位で、「生涯学習の充実」44%と「社会や子どもの変化に対応する」42%が続いていて、学校とは重点の置き所が違っていることが示された。

特に注目されるのは「生涯学習の充実」で、学校は17%と低く、臨教審答申以来の課題であった生涯学習体系への移行に対する関心の薄さが浮き彫りになったことである。

d. 改革のスピードダウンが懸念される取り組み

開かれた学校づくりの成果として上位にあがったのは、「学校の教育活動に対する地域、保護者の理解関心が高まる」82%、「地域人材の学校支援によって教育活動の多様化が図れる」66%、「特色ある教育活動が行われ子ども達がいきいきと学ぶ」53%の三点であるが、これは教育委員会と同じ結果であった。（前述の②b.）

課題を見ると、1、2位を占めたのは「渉外的な事務が増え学校のスリム化に繋がらない」40%と「予算の確保が難しく取り組みの拡大、充実が図りにくい」37%で、厳しい条件の中で取り組んでいる状況が窺われた。「予算の確保が難しく」は教育委員会が上げた課題でも1位であり、地方財政逼迫の影響による学校改革のスピードダウンが懸念される。

開かれた学校づくりのポイントである「学校と地域の連携・協働」については、「期待するようには進まない」を課題にあげた学校が28%、教育委員会は24%と同じだが、課題の順位に大きな違い（学校6位、教委は2位）があり、関心の向けどころに違いのあることが示された。

e. 公立学校改革策を有効とする管理職の評価

現在進められている学校改革策の主な15方策について、校長・教頭が有効とみているかどうかを尋ねた回答結果（複数回答）によると、「学校裁量権の拡大」と「少人数学級の編成」は95%の圧倒的多数で有効と評価され、その他の10の改革策も肯定的評価が過半数を占めた。

これとは反対に「校長の民間人登用」と「チャーター・スクールの制度化」については有

効でないとする評価が74%、62%と多く、また「学校選択の自由化」は肯定的評価が過半数の56%を占めたが、有効でないとする評価も44%あって、評価二分の状況にあることが明らかになった。

f. 地域を基盤とした公立学校に高い指向性

公立学校改革策として「学校を中心とした地域コミュニティづくり」は有効だと考える管理職が80%に及び、教育内容にかかわる「地域教育計画に基づく教育課程」についてはやや少なかったものの過半数の68%を占めていた。これらとコミュニティ・スクールのイメージの回答結果とをクロスさせてみると、「地域コミュニティづくり」と「地域教育計画」を公立学校改革策として有効だと考える管理職の72%が、コミュニティ・スクールのイメージを「地域と連携協働する学校」と重ねていることがわかった。これに比べると「地域の課題や特色に応じた教育を実施する学校」をコミュニティ・スクールのイメージとしてもつ管理職はやや少なく、「地域コミュニティづくり」を有効とする管理職のうちの50%、「地域教育計画」を有効とする管理職の42%であった。

以上の状況を「学校評議員等の学校運営参画」や「外部評価の実施」に対する肯定的な評価が全管理職の75%に及んでいることと関連させてみると、必ずしも「地域」を教育内容に採り入れるのではないが、管理職の大勢は公立学校の存立基盤を「地域」に置くことに高い指向性をもっているといえる。このことは、また、「関心を共にする住民が新しい学校づくりを構想し、それを公的に認める学校」（いわゆる日本版チャーター・スクール）や「アメリカのチャーター・スクール」をコミュニティ・スクールとはみていないということによっても裏付けられている。

（涌井 澄夫）

Ⅱ章 質問紙調査の分析

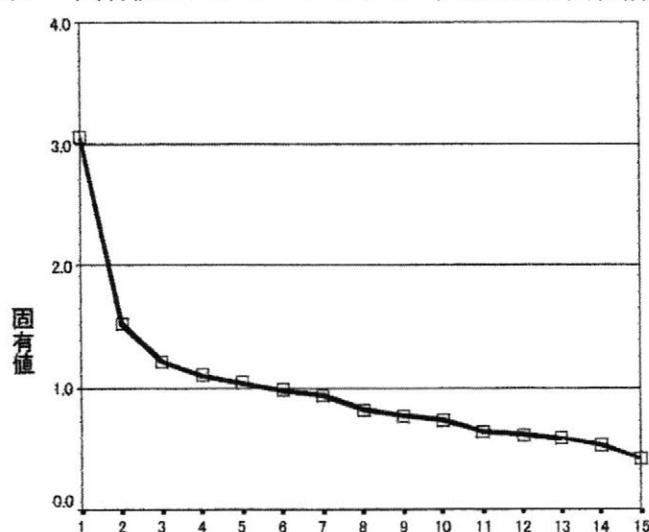
Ⅱ-1 因子分析に基づく学校調査の分析

1 新しい時代の公立学校をつくるために有効な方策

ここでは、問9「新しい時代の公立学校をつくるために有効な方策」の15項目に対して、次の手順で因子分析（主成分分析）を施した。分析に当たっては、SPSS11を用いた。

まず、主成分分析によって因子（主成分）を抽出した後、因子の抽出に当たっては、最初に、固有値1.0以上を基準として因子を抽出したところ、5因子が抽出された。次に、固有値のスクリープロット（図1）を検討したうえで、因子数を4に指定して再度因子分析（主成分分析）と Varimax 回転を施して、それぞれの軸に対する因子負荷量が最大になるようにした。

図1 固有値のスクリープロット（Varimax 回転前）



以上のような手順で、最終的に4因子を抽出した。次ページの表1がその結果である。これら4因子の累積寄与率は46.1%であり、やや低い累積寄与率ではあるが必要な水準には達していた。

次いで、表1に示される因子分析の結果に基づいて、因子負荷量0.5以上の項目を中心に各因子の解釈を施した。因子の解釈に当たっては、共通性 ($h^2 < 0.3$) の低い1.6の項目を除いて行った。これらの因子を構成する各項目の趣旨を判断すると、第1因子は、地位教育計画に基づく教育課程によって改善していくことや学校中心の地域コミュニティづくり、PTA活動の見直しなど、学校制度の現状を維持しながら改善していこうとするものである。その他の因子は、外部評価や教員評価、チャーター・スクールの制度化など、新しい制度を導入して積極的に改革していこうとするものである。特に、第3因子と第4因子は、業績評価や教員免許の更新制度の導入、チャーター・スクールの制度化など、抜本的な制度改革を志向していることを表す因子である。

これらの趣旨を踏まえ、第1因子から順に、「現状に基づく改善志向の因子」（第1因子）、「外部評価導入による改革志向の因子」（第2因子）、「教員評価導入による改革志向の因子」（第3因子）、「新制度導入による改革志向の因子」（第4因子）と命名した。抽出された因子に基づいて、新しい時代の公立学校をつくるために有効な方策に関する尺度を構成した。尺度の構成は、各因子の因子得点を用いた。

表1 新しい時代の公立学校をつくるために有効な方策に関する因子分析結果

項 目 の 趣 旨	因子1	因子2	因子3	因子4	共通性 h ²
13. 地域教育計画に基づく教育課程	0.671	0.111	0.035	0.125	0.480
15. 学校中心の地域コミュニティづくり	0.580	0.192	-0.149	-0.006	0.395
14. PTA 活動の見直し	0.576	0.009	0.131	-0.062	0.352
12. 一貫教育（小中、中高）	0.503	0.108	0.176	0.129	0.312
10. 外部者による学校評価の実施	0.098	0.805	0.229	0.119	0.724
11. 学校評議員等の学校運営参画	0.187	0.785	0.117	0.060	0.669
9. 業績評価による教員の処遇	-0.017	0.177	0.769	0.079	0.629
8. 教員免許の更新制度の導入	0.043	-0.022	0.765	0.137	0.606
5. チャーター・スクールの制度化	0.281	-0.074	0.068	0.739	0.636
3. 校長の民間人登用	-0.096	0.334	0.061	0.627	0.518
2. 学校選択の自由化	-0.078	0.256	0.262	0.528	0.419
4. 特別社会人講師制度の拡大	0.442	-0.075	0.057	0.461	0.417
1. 学校施設の複合化	0.295	0.281	-0.054	0.108	0.181
6. 学校裁量権の拡大	0.196	0.202	0.389	0.073	0.236
7. 少人数学級の編成	0.396	-0.013	0.308	-0.287	0.335
Varimax 回転後の固有値	1.990	1.665	1.644	1.610	
寄 与 率	13.267	11.102	10.962	10.731	
累積寄与率	13.267	24.369	35.331	46.062	

（主成分分析：因子数を4として抽出）

2 開かれた学校づくりを進めるための校務分掌の有無による因子得点の差

以上に抽出した因子は、新しい時代の公立学校をつくるために有効な方策を、その背後にある要因を捉えて分類したものである。これらの因子は、当然、開かれた学校づくりへの志向と何らかの関係にあるものと推測される。そこで、開かれた学校づくりへの志向によって、各因子の因子得点平均値がどのように異なるかを比較することにした。

ここでは、開かれた学校づくりを進めるための校務分掌の有無によって差があるかどうかを明らかにするために、各因子に対して、校務分掌の有無をグループ分け（水準）とする一元配置分散分析を施した。次ページの表2がその結果である。一元配置分散分析の結果、第1因子と第2因子について、F値が有意（ $p<0.05$ ）であった。第3因子と第4因子については、有意な差はなかった。第1因子と第2因子については、開かれた学校づくりを進めるための校務分掌を設置しているグループの方が、因子得点平均値が有意に高いという結果である。

このことから、開かれた学校づくりを進めるための校務分掌を設置しているグループにおいては、新しい時代の公立学校をつくるために有効な方策として、「現状に基づく改善志向」（第1因子）と「外部評価導入による改革志向」（第2因子）を、そうした校務分掌を設置していないグループより強く持っているといえる。しかし、第3因子と第4因子が意味する教員評価の導入やチャーター・スクールの制度化という抜本的改革となると、校務分掌設置の有無によらず、大きな差は見られないという結果である。

表2 各因子に対する一元配置分散分析結果（校務分掌の有無別）

第1因子 「現状に基づく改善志向」	グループ	回答者数	平均値	標準偏差	分散分析
	有り	194	0.116	0.951	自由度 グループ間 1 グループ内 576 F値 5.054(p=0.025)
	無し	384	-0.077	0.992	
	全体	578	-0.012	0.982	
第2因子 「外部評価導入により改革志向」	グループ	回答者数	平均値	標準偏差	分散分析
	有り	194	0.166	1.009	自由度 グループ間 1 グループ内 576 F値 7.614(p=0.006)
	無し	384	-0.069	0.953	
	全体	578	0.009	0.978	
第3因子 「教員評価導入による改革志向」	グループ	回答者数	平均値	標準偏差	分散分析
	有り	194	-0.056	1.024	自由度 グループ間 1 グループ内 576 F値 1.040(p=0.308)
	無し	384	-0.033	0.994	
	全体	578	-0.003	1.004	
第4因子 「新制度導入による改革志向」	グループ	回答者数	平均値	標準偏差	分散分析
	有り	194	0.035	0.955	自由度 グループ間 1 グループ内 576 F値 0.211(p=0.646)
	無し	384	-0.005	1.024	
	全体	578	0.008	1.001	

3 学校開放等の取り組み状況と各因子の関係に関する分析

問1「学校開放等の取り組み」の各項目に対する回答には、どのような関係があるだろうか。各項目の回答状況に何らかの関係が見つかれば、学校開放等の取り組みに関する特徴や傾向が明らかになる。そこで、まず、項目1は除き、2から15までの各項目間の相関（Pearson）を調べてみた。下の表3がその結果である。

表3 学校の取り組みに関する相関（問1）

項目	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2	1	-.242	-.020	.097	-.005	-.076	.027	-.053	.157	.048	-.043	-.005	.070	-.279
3	-.242	1	.175	.080	-.015	.053	.217	.225	-.028	.097	-.045	.124	-.036	.205
4	-.020	.175	1	-.032	-.004	-.143	.233	.090	-.008	.128	.181	-.004	.296	.089
5	.097	.080	-.032	1	.190	.224	.071	.243	-.012	.136	.147	.342	.106	.141
6	-.005	-.015	-.004	.190	1	.206	.208	.157	-.066	.211	.048	.253	.102	.127
7	-.076	.053	-.143	.224	.206	1	.326	.094	.377	.129	.085	.383	.003	.145
8	.027	.217	.233	.071	.208	.326	1	.225	.174	.225	.239	.127	.035	-.013
9	-.053	.225	.090	.243	.157	.094	.225	1	-.161	.173	.014	.078	.263	.194
10	.157	-.028	-.008	-.012	-.066	.377	.174	-.161	1	.161	.170	.248	.059	-.004
11	.048	.097	.128	.136	.211	.129	.225	.173	.161	1	.204	.211	.146	.143
12	-.043	-.045	.181	.147	.048	.085	.239	.014	.170	.204	1	.048	.285	.259
13	-.005	.124	-.004	.342	.253	.383	.127	.078	.248	.211	.048	1	-.054	.127
14	.070	-.036	.296	.106	.102	.003	.035	.263	.059	.146	.285	-.054	1	.184
15	-.279	.205	.089	.141	.127	.145	-.013	.194	-.004	.143	.259	.127	.184	1

表3から、[5、6、7、8、10、13]と[4、9、12、14、15]のグループに、ある程度の相関($r>0.25$)が見られる。前者をAグループ、後者をBグループとする。それぞれのグループについて、いくつの項目を選択したかを示したのが表4である。Aグループでは、最大6項目、Bグループでは最大5項目の選択がなされている。

表4 各グループの項目選択数

A選択数	度数	%	B選択数	度数	%
0	1	1.4	0	9	12.2
1	4	5.4	1	22	29.7
2	4	5.4	2	17	23.0
3	12	16.2	3	15	20.3
4	19	25.7	4	7	9.5
5	25	33.8	5	4	5.4
6	9	12.2	合計	74	100.0
合計	74	100.0			

表4から、Aグループでは、4つ以上選択した回答が71.7%と高率である。Bグループでは、そのような現象は見られない。したがって、Aグループの方が選択の特徴がはっきりしているのも、Aグループについて分析することにする。つまり、Aグループの中から4つ以上選択しているということは、そこに、回答者の間に学校開放等の取り組みに対する積極的な傾向があるものと考えられるからである。

そこで、Aグループの中から多く選択している回答者の群とそうでない群とに分けて特徴を探ることとした。まず、Aグループの項目を4つ以上選択している群（AH群とする）と3つ以下の群（AL群とする）とに分けた。そのうえで、AH群とAL群との間に、先の因子分析で得られた因子得点の平均値に差があるかどうかを調べた。因子得点平均値の差を一元配置分散分析で調べた結果が、次ページの表5である。

一元配置分散分析の結果、第1因子と第2因子について、F値が有意($p<0.05$)であった。第3因子と第4因子については、有意な差はなかった。第1因子と第2因子については、AH群の方が、因子得点平均値が有意に高いという結果であった。このことから、AH群においては、新しい時代の公立学校をつくるために有効な方策として、「現状に基づく改善志向」（第1因子）と「外部評価導入による改革志向」（第2因子）を、AL群より強く持っているといえる。

言い換えれば、現在、学校開放等の取り組みに対する積極的な取り組みをしている群（AH群）の方が、「現状に基づく改善志向」（第1因子）と「外部評価導入による改革志向」（第2因子）が強いといえる。しかし、第3因子と第4因子が意味する教員評価の導入や新制度導入という抜本的改革となると、現在における学校開放等の取り組みの如何によらず、大きな差はないという結果である。

表5 各因子に対する一元配置分散分析結果

第1因子 「現状に基づく改善志向」	グループ	回答者数	平均値	標準偏差	分散分析	
	A L群	36	-0.318	1.194	自由度	グループ間 1 グループ内 600 F値 3.915(p=0.048)
	A H群	566	0.020	0.984		
	全 体	602	0.000	1.000		
第2因子 「外部評価導入により改革志向」	グループ	回答者数	平均値	標準偏差	分散分析	
	A L群	36	-0.383	1.035	自由度	グループ間 1 グループ内 600 F値 5.669(p=0.018)
	A H群	566	0.024	0.993		
	全 体	602	0.000	1.000		
第3因子 「教員評価導入による改革志向」	グループ	回答者数	平均値	標準偏差	分散分析	
	A L群	36	0.059	1.100	自由度	グループ間 1 グループ内 600 F値 0.134(p=0.715)
	A H群	566	-0.003	0.994		
	全 体	602	0.000	1.000		
第4因子 「新制度導入による改革志向」	グループ	回答者数	平均値	標準偏差	分散分析	
	A L群	36	-0.105	1.003	自由度	グループ間 1 グループ内 600 F値 0.425(p=0.515)
	A H群	566	0.006	1.000		
	全 体	602	0.000	1.000		

4 開かれた学校づくりを進めるための校務分掌の有無とコミュニティ・スクール法制化に対する積極性との関係

問5「あなたの学校では、開かれた学校づくりを進めるための係が校務分掌にありますか」は、開かれた学校づくりを進めるための校務分掌の有無を質問したものである。問12「新しいタイプの公立学校（コミュニティ・スクール）を法制度の整備を含め積極的に推進すべきである」は、コミュニティ・スクール法制化に対する積極的関心を質問したものである。この二つの問を組み合わせると、開かれた学校づくりを進めるための係を校務分掌に設置している学校の回答者の方が、そうでない回答者よりも、コミュニティ・スクール法制化に対して積極的関心を持っているだろうという予測（仮説）が生まれる。

そこで、問5と問12をクロスさせ、この仮説を検証する。ここでは、開かれた学校づくりを進めるための校務分掌の有無によって、コミュニティ・スクール法制化への積極的関心に差があるかどうかを明らかにすることによって、この仮説を検証する。

そのため、校務分掌の有無による積極的関心の差について、 χ^2 検定を施すことによって調べた。積極的関心については、問12を次のように二つのグループに分けた。すなわち、「1. 大いに推進すべきである」と「2. このような公立学校が一部にあってもよい」と答えた回答を積極的グループ、「3. 予算・人事面における市町村の権限を拡大することの方が先決」、「4. 法制化してまで導入する必要はない」、「5. わが国の教育風土になじむか見守りたい」、「6. まだ考えはまとまっていない」と答えた回答を消極的グループとした。

次ページの表6に示した χ^2 検定の結果、5%水準で有意であった。つまり、開かれた学校づくりを進めるための校務分掌の有無によって、新しいタイプの公立学校法制化への積極的関心に差があるという結果である。

表6 開かれた学校づくり校務分掌の有無×新しいタイプの公立学校法制化積極度

		新しいタイプの公立学校		合 計
		積極的関心	消極的関心	
開かれた学校づくりを進めるための校務分掌	有り	98 (16.3%)	100 (16.6%)	198 (32.9%)
	無し	168 (28.0%)	235 (39.1%)	403 (67.1%)
合 計		266 (44.3%)	335 (55.7%)	601 (100.0%)

自由度 = 1, χ^2 値 = 3.281, $p = 0.043$

χ^2 検定の結果、開かれた学校づくりを進めるための校務分掌が設置されていて新しいタイプの公立学校法制化に積極的関心を持つと答えたグループと、開かれた学校づくりを進めるための校務分掌が設置されておらず新しいタイプの公立学校法制化に消極的関心のグループとが、他の回答者のグループより相対的に多いという結果である。つまり、表では、太枠で示した部分の回答者が、他の部分の回答者より多いという結果である。したがって、開かれた学校づくりを進めるための校務分掌が設置されている学校の回答者の方が、新しいタイプの公立学校法制化に積極的であるといえる。反対に、そうした校務分掌が設置されていない学校の回答者の方が、新しいタイプの公立学校法制化に消極的であることになる。(山崎 保寿)

Ⅱ－２ 開かれた学校づくりへの取り組みの状況

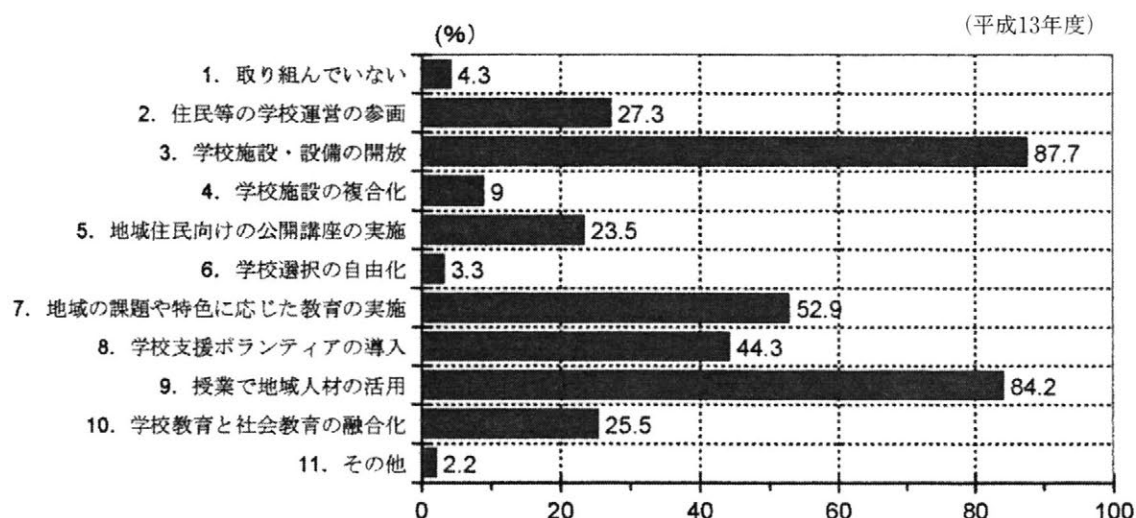
１ 「開かれた学校づくり」への取り組み

まず、全国の市区町村教育委員会の「開かれた学校づくり」への取り組み状況について調べてみた。その結果、「取り組んでいない」はわずか4.3%で、ほとんどの市町村で取り組んでいることが明らかになった。

その内容を見ていくと、「３．学校施設・設備の開放」87.7%、「９．授業で地域人材の活用」84.2%、「７．地域の課題や特色に応じた教育の実施」52.9%、「８．学校支援ボランティアの導入」44.3%などが多いことがわかる。

「２．住民等の学校運営への参画」27.3%、「５．地域住民向けの公開講座の実施」23.5%、「10．学校教育と社会教育の融合化」25.5%などの地域社会との連携に関する内容については全体的に低い。

図1 教育委員会における「開かれた学校づくり」の取り組み状況



これを「市区教育委員会」「町教育委員会」「村教育委員会」別に見てみよう（表1）。

「村教育委員会」が市区町教育委員会に比べて比率が高いのが「10. 学校教育と社会教育の複合化」の30.5%、「町教育委員会」が他の教育委員会に比べて高いのは「3. 学校施設・設備の開放」の88.1%である。その他の項目においては「市区教育委員会」の比率が高いことがわかった。特に、「市区教育委員会」においては、「9. 授業で地域人材の活用」91.2%、「7. 地域の課題や特色に応じた教育の実施」62.6%、「8. 学校支援ボランティアの導入」57.5%などにその違いを見ることができる。

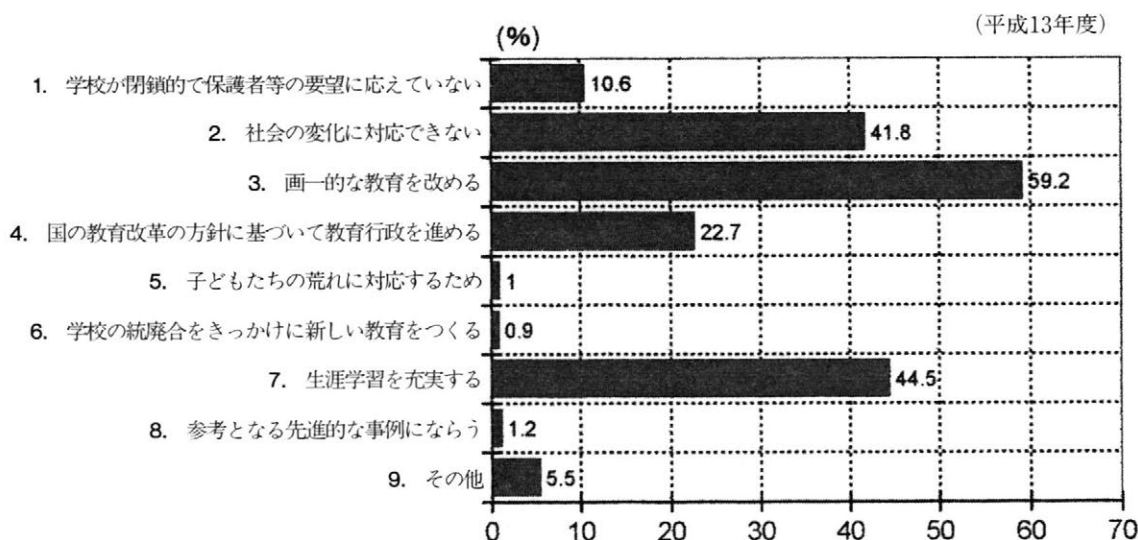
表1 開かれた学校づくりへの取り組みと考え方 (平成13年)

	市区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	合計
1. 取り組んでいない	3.3	5.6	3.4	4.3
2. 住民等の学校運営の参画	38.1	21.2	5.1	27.3
3. 学校施設・設備の開放	87.9	88.1	84.7	87.7
4. 学校施設の複合化	13.9	5.6	1.7	9.0
5. 地域住民向けの公開講座の実施	28.2	20.8	13.6	23.5
6. 学校選択の自由化	4.4	2.6	1.7	3.3
7. 地域の課題や特色に応じた教育の実施	62.6	47.6	32.2	52.9
8. 学校支援ボランティアの導入	57.5	35.7	22.0	44.3
9. 授業で地域人材の活用	91.2	81.4	64.4	84.2
10. 学校教育と社会教育の融合化	23.8	26.0	30.5	25.5
11. そ の 他	2.9	1.5	1.7	2.2
合 計	45.4	44.8	9.8	100.0

2 開かれた学校づくりに取り組んだ動機・考え方

ここでは、教育委員会が「開かれた学校づくり」に取り組んだ動機や考え方についてまとめてみた。全体では「3. 画一的な教育を改める」59.2%、「7. 生涯学習を充実する」44.5%、「2. 社会の変化に対応できない」41.8%がベスト3となっていることがわかる。

図2 開かれた学校づくりに取り組んだ動機・考え方



その内訳を見てみると、各教育委員会によって多少の違いはあるが、「2. 社会の変化に対応できない」「3. 画一的な教育を改める」「7. 生涯学習を充実する」が上位3位にあることは同じである。ただ、市区教育委員会においては「3. 画一的な教育を改める」「2. 社会の変化に対応できない」が際だっており、村教育委員会では「7. 生涯学習を充実する」の比率が高い。

表2 開かれた学校づくりに取り組んだ動機・考え方（問2）

（平成13年度）

	市区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	合計
1. 学校が閉鎖的で保護者等の要望に応えていない	13.2	8.6	6.9	10.6
2. 社会の変化に対応できない	50.0	36.3	27.6	41.8
3. 画一的な教育を改める	61.0	59.0	51.7	59.2
4. 国の教育改革の方針に基づいて教育行政を進める	23.9	23.8	12.1	22.7
5. 子どもたちの荒れに対応するため	1.5	0.4	1.7	1.0
6. 学校の統廃合をきっかけに新しい教育をつくる	0.0	1.2	3.4	0.9
7. 生涯学習を充実する	36.4	47.3	70.7	44.5
8. 参考となる先進的な事例にならう	0.4	2.0	1.7	1.2
9. その他	5.9	5.5	3.4	5.5
合 計	46.4	43.7	9.9	100.0

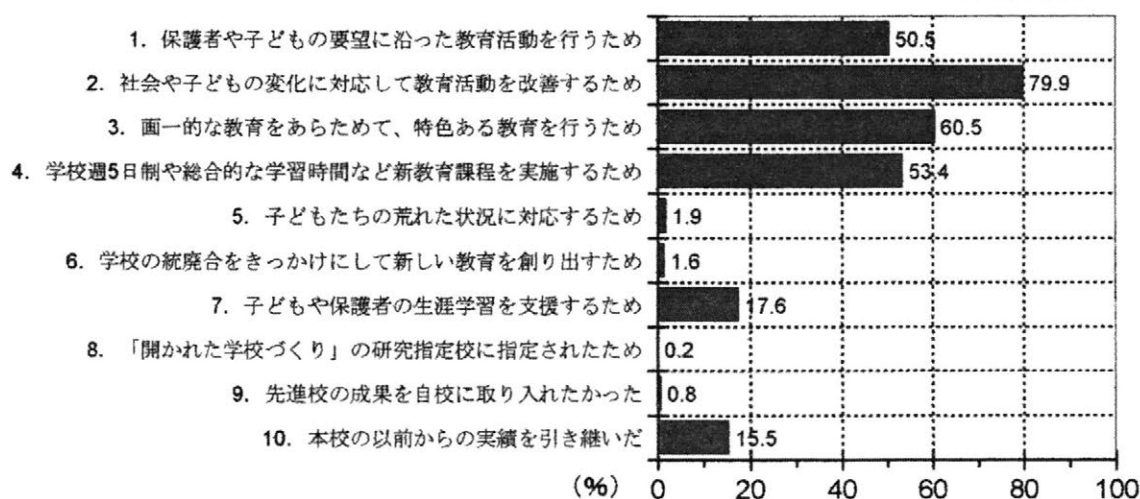
3 学校における学校開放などへの取り組み

(1) 開かれた学校づくりに取り組む考え方

学校が、開かれた学校づくりにどのような考え方で取り組んでいるかを調べてみた。その結果、「2. 社会や子どもの変化に対応して教育活動を改善するため」79.9%、「3. 画一的な教育をあらためて、特色ある教育を行うため」60.5%、「4. 学校週5日制や総合的な学習時間など新教育課程を実施するため」53.4%、「1. 保護者や子どもの要望に沿った教育活動を行うため」50.5%の順となり、社会や子どもの変化に対応する学校運営を目指す考え方が約8割である。

図3 開かれた学校づくりに取り組む考え方

（平成14年度）



これを校種別にベスト3を見ていくと、小学校では「2. 社会や子どもの変化に対応して教育活動を改善するため」78.7%、「3. 画一的な教育をあらためて、特色ある教育を行うため」61.0%、「4. 学校週5日制や総合的な学習の時間など新教育課程を実施するため」58.1%、中学校では「2. 社会や子どもの変化に対応して教育活動を改善するため」82.4%、「3. 画一的な教育をあらためて、特色ある教育を行うため」59.3%、「1. 保護者や子どもの要望に沿った教育活動を行うため」51.1%、小中併設校では、「2. 社会や子どもの変化に対応して教育活動を改善するため」77.8%、「3. 画一的な教育をあらためて、特色ある教育を行うため」66.7%、「4. 学校週5日制や総合的な学習の時間など新教育課程を実施するため」55.6%となる。

小学校と中学校の対比をみると、小学校は「4. 学校週5日制や総合的な学習の時間など新教育課程を実施するため」「3. 画一的な教育をあらためて、特色ある教育を行うため」が中学校に比べて高く、中学校は「2. 社会や子どもの変化に対応して教育活動を改善するため」が、小学校より高い。

市区部の差はそれほど見られないが、「2. 社会や子どもの変化に対応して教育活動を改善するため」が市区部の学校に高く、「7. 子どもや保護者の生涯学習を支援するため」が若干町村に高い。

表3 開かれた学校づくりに取り組む考え方（問6）

（平成14年度）

	学校種別		合 計	学校の所在地別	
	小学校	中学校		市 区	町 村
1. 保護者や子どもの要望に沿った教育活動を行う	50.7	51.1	50.5	51.6	48.4
2. 社会や子どもの変化に対応して教育活動を改善するため	78.7	82.4	79.9	81.3	77.4
3. 画一的な教育をあらためて、特色ある教育を行うため	61.0	59.3	60.5	60.2	60.6
4. 学校週5日制や総合的な学習の時間を実施するため	58.1	44.8	53.4	53.7	52.9
5. 子どもたちの荒れた状況に対応するため	1.0	3.6	1.9	2.2	1.4
6. 学校の統廃合をきっかけにして新しい教育を創り出す	2.0	0.9	1.6	0.7	3.2
7. 子どもや保護者の生涯学習を支援するため	19.1	14.0	17.6	15.6	21.3
8. 「開かれた学校づくり」の研究指定校に指定されたため	0.2	0.0	0.2	0.0	0.5
9. 先進校の成果を自校に取り入れたかった	1.2	0.0	0.8	0.7	0.9
10. 本校の以前からの実績を引き継いだ	15.9	14.5	15.5	15.6	15.8
11. そ の 他	2.5	4.1	3.0	3.4	2.3
合 計	63.9	34.6	100.0	65.4	34.6

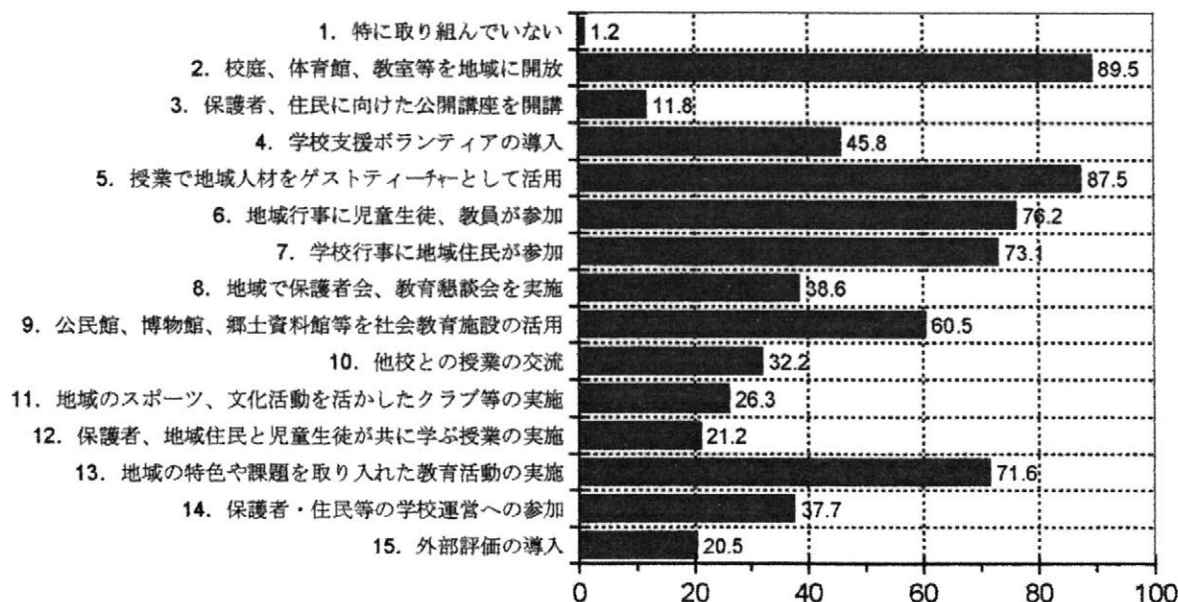
（2）学校開放などで取り組んでいるもの

学校開放で取り組んでいる内容について比率の高い順にみると、「2. 校庭、体育館、教室等を地域に開放」89.5%、「5. 授業で地域人材をゲストティーチャーとして活用」87.5%、「6. 地域行事に児童生徒、教員が参加」76.2%、「7. 学校行事に地域住民が参加」73.1%、「13. 地域の特色や課題を取り入れた教育活動の実施」71.6%と続き、学校においては施設開放と地域の人材活用が圧倒的に多いことがわかる。

なお、地域社会と協力して学校運営を目指そうとする内容については、「12. 保護者、地域住民と児童生徒が共に学ぶ授業の実施」21.1%、「14. 保護者・住民等の学校運営への参加」37.7%、「15. 外部評価の導入」20.5%などであり、この数値を多いとするのか少ないと考えるか、その判断の分かれるところであろう。

図4 学校開放などに取り組んでいるもの

(平成14年度)



校種別にこの内訳を見ていくと、「8. 地域で保護者会、教育懇談会を実施」が中学校に多く、他のほとんどの内容については小学校に多いことがわかる。

所在地別では、「2. 校庭、体育館、教室等を地域に開放」「4. 学校支援ボランティアの導入」「9. 公民館、博物館、郷土資料館等を社会教育施設の活用」は市区部の学校に多く、「5. 授業で地域人材をゲストティーチャーとして活用」「6. 地域行事に児童生徒、教員が参加」「7. 学校行事に地域住民が参加」「10. 他校との授業の交流」などは町村部の学校に多いことが明らかになってくるのである。

表4 学校開放など学校で取り組んでいるもの

(平成14年度)

	学校種別		合 計	学校の所在地別	
	小学校	中学校		市区部	町村部
1. 特に取り組んでいない	1.4	0.9	1.2	1.4	0.9
2. 校庭、体育館、教室等を地域に開放	1.7	85.3	89.5	90.4	87.7
3. 保護者、住民に向けた公開講座を開講	8.8	16.5	11.8	13.1	9.7
4. 学校支援ボランティアの導入	52.4	34.4	45.8	51.2	35.7
5. 授業で地域人材をゲストティーチャーとして活用	93.4	77.2	87.5	86.7	89.0
6. 地域行事に児童生徒、教員が参加	76.8	74.1	76.2	75.2	78.0
7. 学校行事に地域住民が参加	78.0	62.9	73.1	72.0	75.3
8. 地域で保護者会、教育懇談会を実施	32.9	49.6	38.6	38.6	38.8
9. 公民館、郷土資料館等、社会教育施設の活用	65.4	51.3	60.5	61.4	58.6
10. 他校との授業の交流	36.5	22.3	32.2	29.4	37.9
11. 地域の活動を活かしたクラブ、部活動の実施	27.3	24.6	26.3	26.4	25.6
12. 保護者、地域住民と児童生徒が共に学ぶ授業の実施	25.6	12.5	21.2	21.0	21.6
13. 地域の特色や課題を取り入れた教育活動の実施	78.4	58.0	71.6	70.6	73.6
14. 保護者・住民等の学校運営への参加	36.7	40.2	37.7	43.9	26.4
15. 外部評価の導入	20.6	20.5	20.5	21.0	19.4
合 計	64.4	35.6	100.0	65.3	34.7

(齋藤 哲郎)

Ⅱ-3 地域連携と学校の自主性・自立性

学校の裁量権が拡大し、各校は自主的・自立的な取り組みを進めることが期待されている。その場合、特に地域との連携をめざす「開かれた学校づくり」の取り組みにおいて、学校の自主性・自立性を見いだすことができると言えよう。そこで、地域連携に係わって「学校が自主的、自発的に取り組んでいる事業」および「開かれた学校づくり」の実態を明らかにしながら、それら取り組みの今後の方向性を探っていくこととしたい。

1 学校が自主的・自発的に取り組んでいる事業

まず、教育委員会の指導とは別に、学校が独自に取り組んでいる事業について見ると、下の表1のようになる。全体で実施率の高い事業には、「授業で地域人材を活用」(82.2%)、「地域の特色や問題を取り入れた教育」(66.9%)、「学校行事に地域住民が参加」(62.1%)などがある。そのほかの項目については、「地域行事に児童生徒が参加」(48.5%)、「公民館・博物館等の活用」(48.0%)、「学校支援ボランティアの導入」(38.2%)などの取組実施率が比較的高くなっている。そのうち、現在各地で話題になっている「学校支援ボランティアの導入」は、未だ4割に満たないことがわかる。その理由としては、「学校支援ボランティア」が授業に導入される地域人材とは別に捉えられたことが考えられる。

以上の取組のほとんどは学校の教育活動等を目的とした取組である。しかし、「開かれた学校づくり」が求められている今日、学校は地域活動に対しても協力する姿勢が要請されていると言えよう。これら関連項目を見ると、「校庭・体育館等の地域開放」(16.8%)、「保護者・住民向けの公開講座」(8.3%)など、いずれも学校の自主的な取組としての実施率は低い傾向にある。

また、学校評議員制度の導入以降、「保護者・住民の学校運営参画」は新たな課題になっているが、このような取組を学校で自主的に進めているのはわずか15.1%に過ぎない。学校評価については、「外部評価の導入」の実施率を求めたところ、この場合も10%台に過ぎず、実施率はきわめて低い実態にある。いずれも、教育委員会の方針等から離れて学校独自に取り組むことが難しい取組なのであろうか。

表1 学校が自主的・自発的に取り組んでいる事業（問2）

	小学校 N=387	中学校 N=191	小中併設 N=8	全 体 N=586
① 校庭・体育館等の地域開放	16.0%	16.8%	55.6%	16.8%
② 保護者・住民向けの公開講座	5.3	13.6	11.1	8.3
③ 学校支援ボランティアの導入	44.9	26.4	22.2	38.2
④ 授業で地域の人材を活用	87.6	73.2	55.6	82.2
⑤ 地域行事に児童生徒が参加	47.6	49.5	66.7	48.5
⑥ 学校行事に地域住民が参加	65.3	55.0	88.9	62.1
⑦ 地域で保護者会等を実施	21.8	38.6	22.2	27.6
⑧ 公民館・博物館等の活用	51.5	41.8	44.4	48.0
⑨ 他校との授業の交流	25.0	16.8	55.6	22.6
⑩ 地域のスポーツ等を活かした部活動	17.2	16.4	11.1	16.8
⑪ 保護者・地域と児童が共に学ぶ	23.1	10.0	33.3	18.7
⑫ 地域の特色や問題を取り入れた教育	72.3	55.0	88.9	66.9
⑬ 保護者・住民の学校運営参画	16.5	12.7	11.1	15.1
⑭ 外部評価の導入	11.4	11.4	11.1	11.4

2 教育委員会の方針・指導で取り組んでいる事業

次に、学校が教育委員会の方針や指導に基づいて実施した取組について見ると、実施率の高い項目には、「校庭・体育館等の地域開放」(80.9%)があり、他の項目を大きく引き離している。実施率第2位の項目は、「保護者・住民の学校運営参画」(27.3%)であり、そのほかはいずれも10%台以下となっている。たとえば、「授業で地域の人材を活用」(13.7%)、「地域行事に児童生徒が参加」(11.7%)、「地域の特色・問題を取り入れた教育」(10.5%)などは10%前後にとどまる。したがって、「地域開放」を除くこれら取組は教育委員会の方針等によるものではなく、学校で自主的に取り組まれる傾向が見られるのである。反対に、「校庭・体育館等の地域開放」は、学校の自主的な取組ではなく、教育委員会の方針等によって実施される傾向が見られる。学校施設の管理等に關して、教育委員会による統一的な施策を不可欠とするケースが多いからであろう。

なお、「保護者・住民の学校運営参画」は、実施率が高いとは言えないが、学校の自主的な取組としてよりも、教育委員会の方針によって実施される割合がやや高めになっている。このことは学校評議員制度を含めて回答していることが推測されるのである。

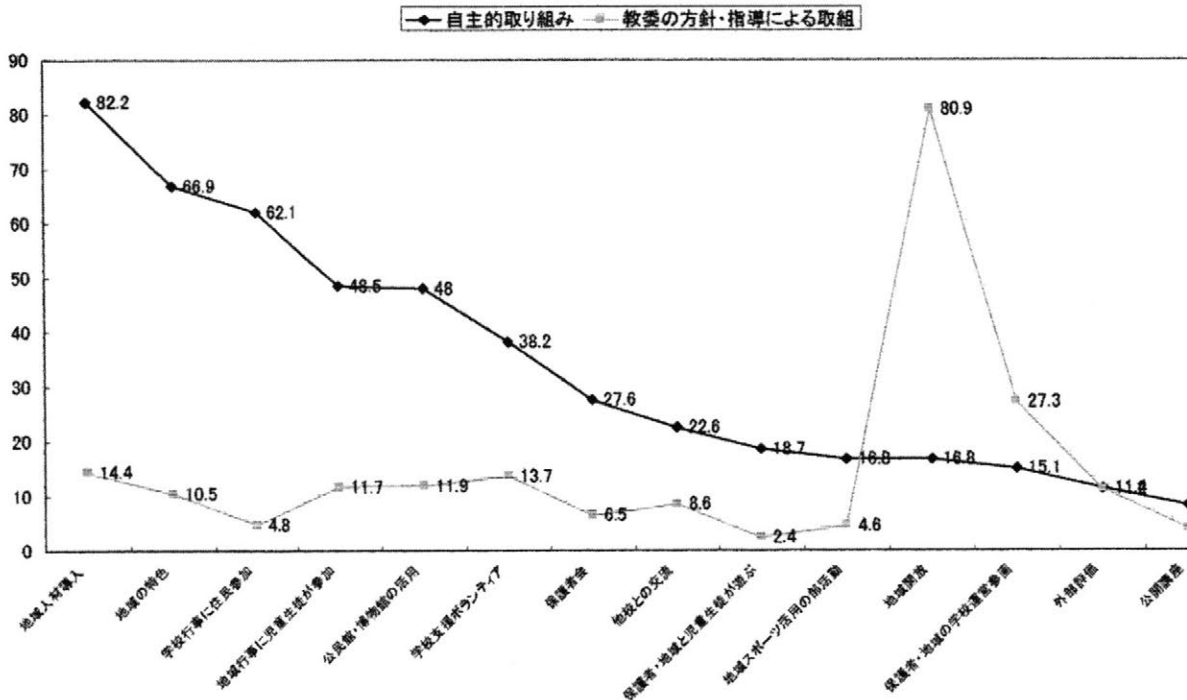
全体的に、地域連携に関する取組は、教育委員会の方針よりも、学校の自主性に基づいて実施される傾向にあると言ってよい。

表2 教育委員会の方針・指導で取り組んでいる事業（問3）

	小学校 N=387	中学校 N=191	小中併設 N=8	全 体 N=586
① 校庭・体育館等の地域開放	82.1%	79.5%	62.5%	80.9%
② 保護者・住民向けの公開講座	3.7	5.0	0.0	4.1
③ 学校支援ボランティアの導入	15.0	12.0	0.0	13.7
④ 授業で地域の人材を活用	15.8	12.0	12.5	14.4
⑤ 地域行事に児童生徒が参加	11.0	12.0	37.5	11.7
⑥ 学校行事に地域住民が参加	5.6	3.5	0.0	4.8
⑦ 地域で保護者会等を実施	6.1	7.5	0.0	6.5
⑧ 公民館・博物館等の活用	11.8	11.5	25.0	11.9
⑨ 他校との授業の交流	9.6	5.5	37.5	8.6
⑩ 地域のスポーツ等を活かした部活動	5.6	2.5	12.5	4.6
⑪ 保護者・地域と児童が共に学ぶ授業	3.2	1.0	0.0	2.4
⑫ 地域の特色や問題を取り入れた教育	11.2	8.5	25.0	10.5
⑬ 保護者・住民の学校運営参加	25.9	30.5	12.5	27.3
⑭ 外部評価の導入	11.0	12.0	0.0	11.2

次ページの図1は、学校による自主的な取り組みと教委の指導・方針に基づいて取り組まれたものとの実施率を比較したものである。すでに述べたように、学校施設の地域開放の実施率については、教委指導による場合が断然高いことがわかる。それ以外の取り組みについては、教委の指導による取り組みは実施率が低くなっており、項目間に著しい差異のない実態が読み取れるのである。

図1 自主的取組・教委指導取組



3 「開かれた学校づくり」で重視されること

また、各校が「開かれた学校づくり」の取組において重視としていることは何であろうか。

次ページの表3、図2のとおり、小・中学校で共に回答の多いものは、「学校行事に住民が参加すること」(小46.6%、中41.4%)である。これは手軽に取り組めるものだからであろう。

小学校に注目すると、最多の項目は「授業で地域の人材を活用」(70.4%)で、次いで、「地域の特色や課題を取り入れた教育活動」(51%)である。また、「学校行事に住民参加」、「学校支援ボランティアの活用」(29.9%)が多い。教育活動に地域の環境や人材などを取り入れることが重視されていることがわかる。

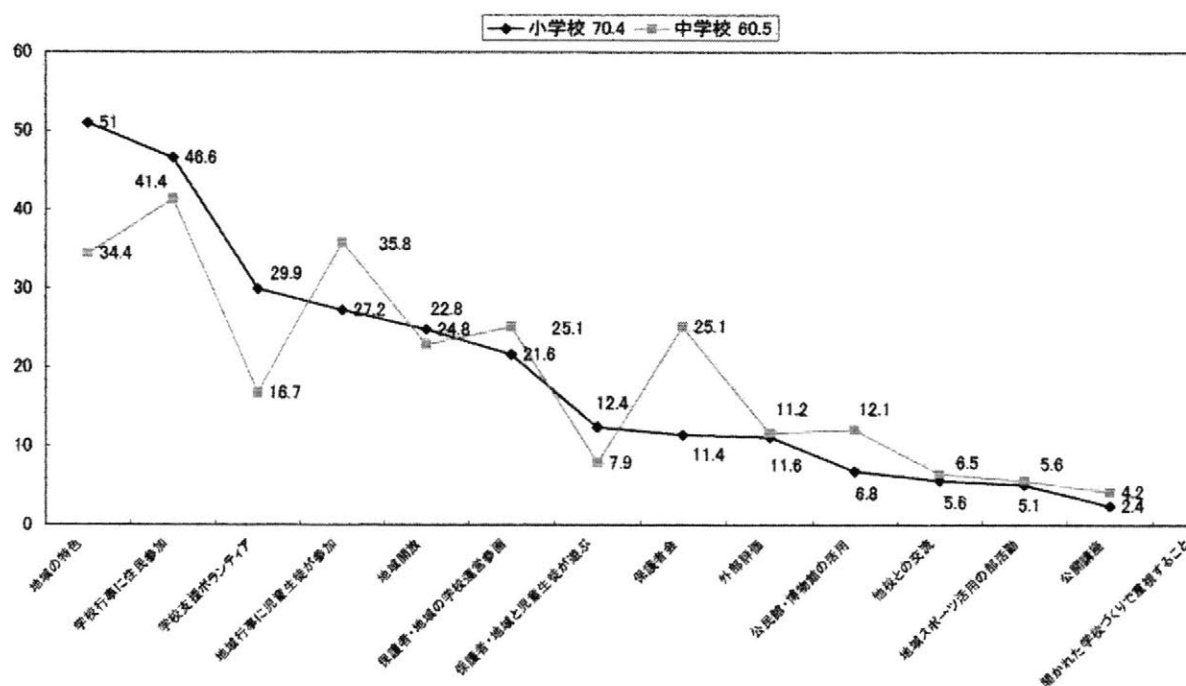
一方、中学校の場合は、「授業で地域の人材を活用」(60.5%)が第1位で、ついで「学校行事に住民参加」(41.4%)、「地域行事に児童生徒が参加」(35.8%)、「地域の特色や課題を取り入れた教育活動」(34.4%)、「保護者・住民の学校運営参加」(25.1%)、「保護者会」(25.1%)となる。「地域の特色」および「学校支援ボランティア」が小学校に比べて低くなっているのは、中学校が教科担任制を採っているため、教科書中心の指導が求められていることや、時間割の調整が困難であることなどが原因しているものと思われる。

小・中学校別にみると重点項目に若干の違いは見られるが、いずれも人的交流に関する取組が重視されている様子が伺われる。ちなみに、公開講座、地域スポーツの活用、他校との交流、公民館・博物館の活用などはあまり重視されていない傾向にある。これら取組は、小・中学校間で著しい差異が見られず、共通して回答率が低くなっている。いずれも相手との入念な打ち合わせを要する取組であり、その意味で手のかかるものだからであろうか。

表3 開かれた学校づくりとして重視している事業（問4）

	小学校	中学校	小中併設	全 体
① 校庭・体育館等の地域開放	24.8%	22.8%	66.7%	24.7%
② 保護者・住民向けの公開講座	2.4	4.2	22.2	3.3
③ 学校支援ボランティアの導入	29.9	16.7	11.1	25.2
④ 授業で地域の人材を活用	70.4	60.5	66.7	67.0
⑤ 地域行事に児童生徒が参加	27.2	35.8	55.6	30.5
⑥ 学校行事に地域住民が参加	46.6	41.4	55.6	45.0
⑦ 地域で保護者会等を実施	11.4	25.1	22.2	16.2
⑧ 公民館・博物館等の活用	6.8	12.1	11.1	8.6
⑨ 他校との授業の交流	5.6	6.5	11.1	6.0
⑩ 地域のスポーツ等を活かした部活動	5.1	5.6	0.0	5.2
⑪ 保護者・地域住民と児童が学ぶ	12.4	7.9	33.3	11.2
⑫ 地域の特色や課題を取り入れた教育	51.0	34.4	44.4	45.3
⑬ 保護者・住民の学校運営の参加	21.6	25.1	11.1	22.6
⑭ 外部評価の導入	11.2	11.6	11.1	11.3

図2 開かれた学校づくりで重視すること



4 学校の自主的取り組みと開かれた学校で重視される取り組みの比較

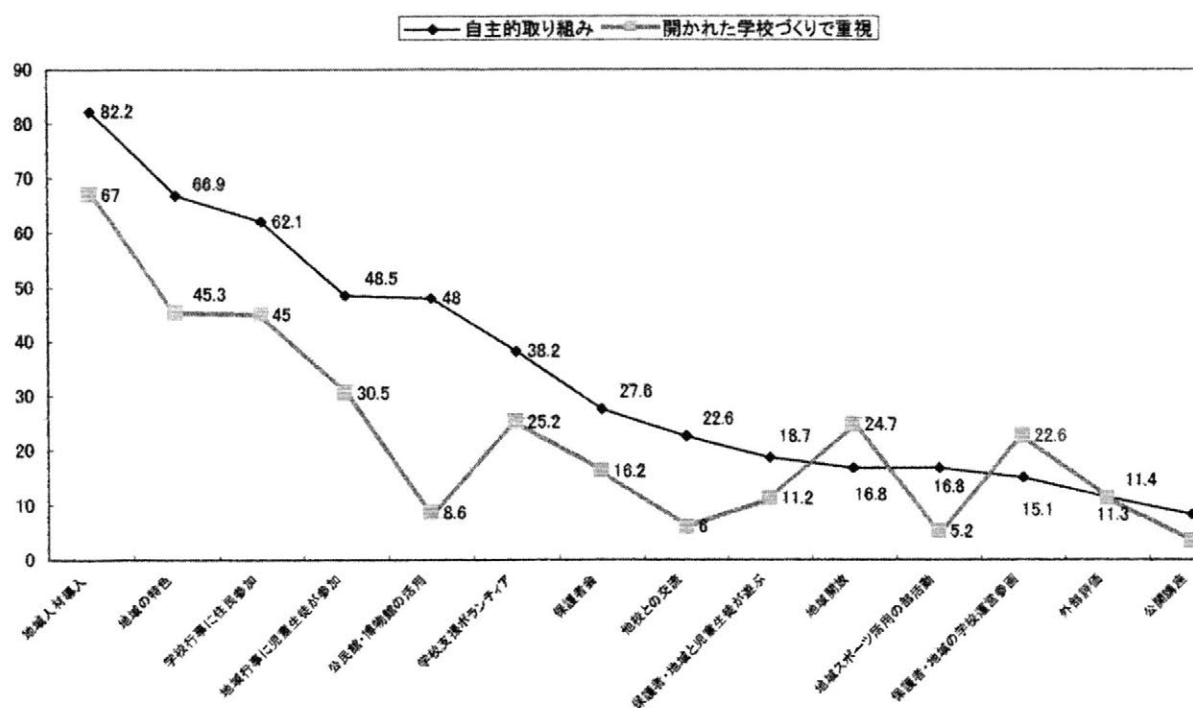
学校が自主的に実施する取り組みと開かれた学校で重視される取り組みとを比較したのが、次ページの図3である（小中学校の合計値）。

この図によると、両者間に実施率の数値の違いが見られるものの、各項目の実施率の傾向は概して一致していると言ってよい。ただ、全体的に、自主的取り組みの実施率の方が高くなっている。つまり、開かれた学校づくりで重視していることは、各校で自主的に実施されている傾向がある。

各項目を見ていくと、開かれた学校づくりで重視されている取り組みとして実施率が低めのものには、「公民館・博物館の活用」と「他校との交流」がある。おそらく、これらは開かれた学校づくりが課題になる以前から自主的に取り組まれていることと、開かれた学校を意識せずともある程度は取り組まれているからだと考えられる。また、「学校施設の地域開放」「保護者・地域の学校運営参画」については、自主的取組としての実施率がやや高くなっているが、これは教委の指導による取り組みであることが影響しているものと思われる。

開かれた学校づくりが課題とされる今日、各学校では教委の指導によるだけでなく、自主的に様々な工夫を講じながら、地域連携に積極的な姿勢で取り組んでいる様子が読み取れるのである。ただし、「地域開放」「地域スポーツクラブの部活動活用」「保護者・地域の学校運営参画」「外部評価」「公開講座」などについては、自主的取組としての実施率が低いだけでなく、開かれた学校づくりの取り組みとしても重視されていないことには疑問を感じる。むしろ、これらの中には、教委の指導・姿勢に関わるものが多く、また一定の予算を要するものがあるのは確かだが、今後は、これら取り組みの多くが開かれた学校づくりにおいて重視される必要があると考えられるので、少なくとも「開かれた学校づくり」で重視されにくい実態は改善されるべき点だと思われる。学校が地域の資源を生かし、また地域と交流するだけが「開かれた学校づくり」の取り組みだとは言えず、地域にどう貢献し、地域の意向をどう取り組むかという姿勢もその取り組みには不可欠だと考えられるからである。

図3 自主的取組と開かれた学校づくりで重視されること



5 次ページの図4は学校と地域の連携の取り組みを4タイプに分類したものである。そこで、調査票の自主的取組にある関連項目のいくつかを図中のa)～d)までの各タイプにあてはめてみよう。

まず、「a)地域資源活用型」には、「地域行事に児童生徒が参加」、「公民館・博物館の活用」、「地域のスポーツクラブを活かした部活動」、「地域の特色や課題を取り入れた教育」などが該当する。これら実施率の平均値を算出すると、小学校30.2%、中学校32.3%になる。また、「b)学校支援型」については、「学校支援ボランティアの活用」、「授業で地域の人材を活用」、「保護者・住民の学校運営参加」、「外部評価の導入」などが属する。これらの平均実施率は、小学校53.6%、中学校32.3%

となる。そして、「c)学校資源活用型」には、「校庭・体育館の地域開放」、「保護者・住民向けの公開講座」があり、これら実施率の平均値は小学校8.4%、中学校15.2%となる。最後に、「d)地域支援型」は、「地域行事に児童生徒が参加」のみが関係しているものと考えられ、この実施率は、小学校47.6%、中学校49.5%である。

もともと、ここで言うタイプを意識して調査票が作成された訳ではないので、各タイプに属する項目数にばらつきで出ているが、おおよその傾向をつかむことはできる。そこで、各タイプに属する項目の実施率平均をレーダーグラフに示してみた。

まず、小中学校別に見ると、地域資源活用型および地域支援型については校種による差異はほとんどないことがわかる。これら取り組みは、学校の意思が優先されるものであり、言い換えれば学校の都合次第で取り組めるものだと言えよう。したがって、担任制の異なる両校種においても共通に実施できるものと思われる。

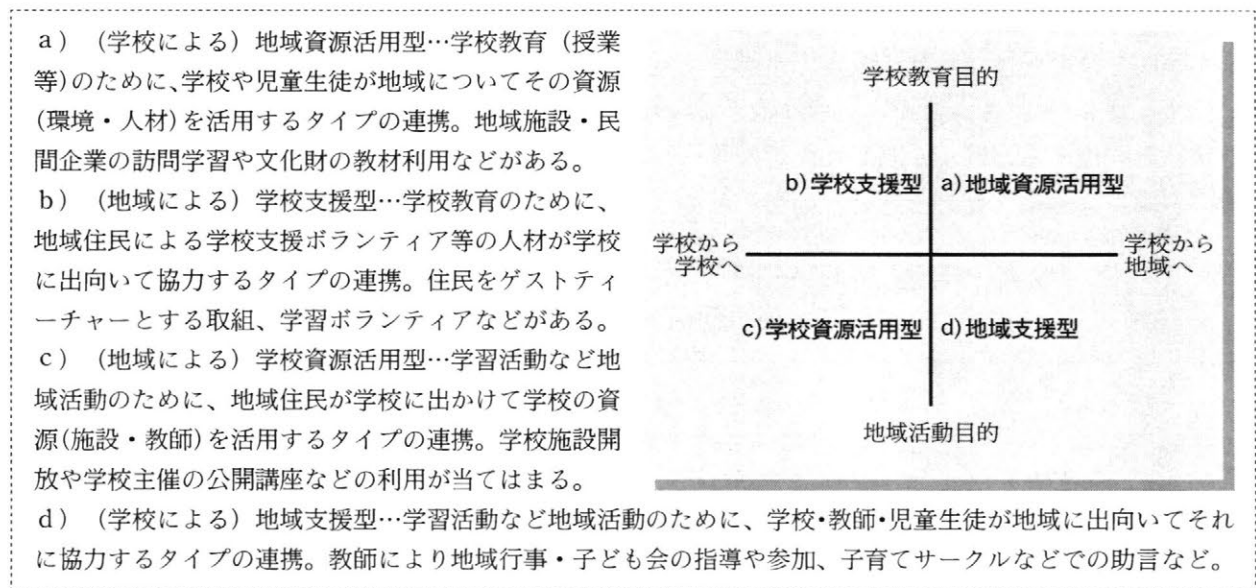
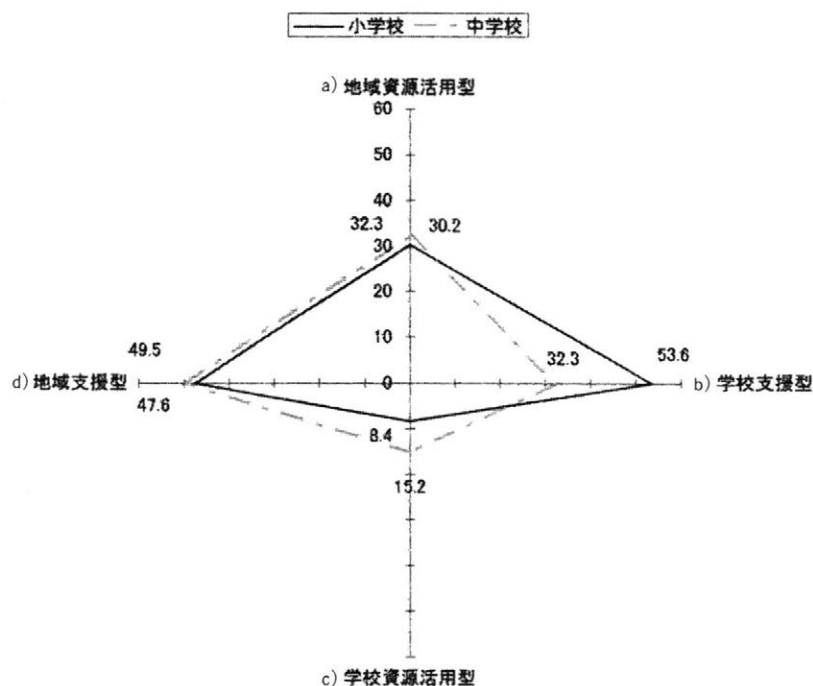


図4 連携タイプ別の取り組み実態



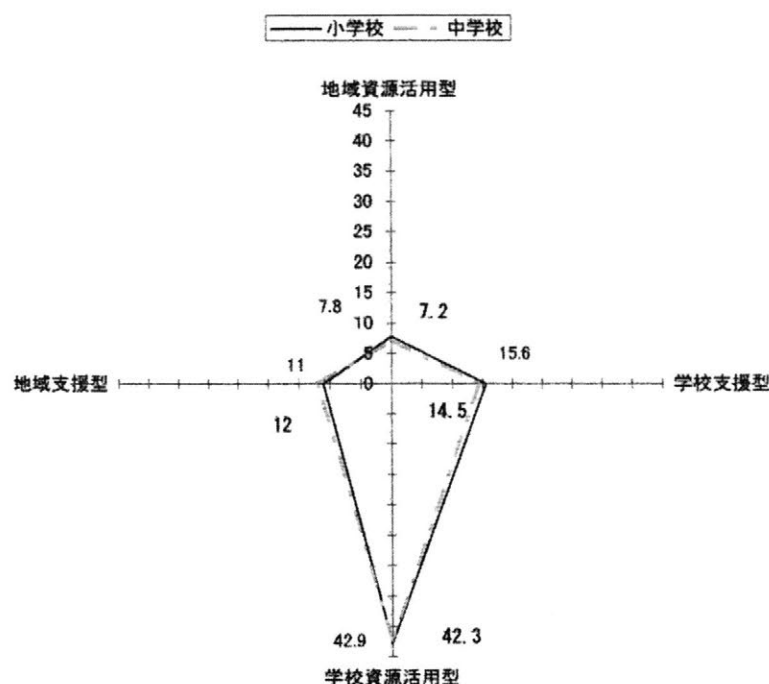
そして、学校資源活用型では、中学校の実施率の方が高くなっている。これは公開講座の実施率が影響している訳だが、結局、公開講座の場合、教科担任制である中学校の方が教師の専門性が活かしやすいという実情によるものと考えられる。

残りの「学校支援型」は、小学校の実施率が著しく高くなっているが、学校支援ボランティアの活用が中学校ではなかなか困難である実態を浮き彫りにしているようである。すでに述べたが、教科担任制である中学校では、外部人材を活かすための時間割調整が難しく、また外部の専門性を活かす必要性が小学校に比べて低く実情に基づいた結果なのであろう。

一方、教委の指導で取り組んだ項目を地域連携のタイプに分類してみると、「学校資源活用型」の比率が高く、その他のタイプではいずれも実施率が低いという特徴が見られた。その場合も、小学校と中学校ではほぼ傾向が一致しているという興味深い結果も得られた。言うまでもなく、教委の指導や方針は義務教育である小学校と中学校に対して共通に影響を及ぼすからであるが、下の図5のようにきれいな形で小中学校の実施率が重なるのは意外な結果だと思われる。

なお、「学校資源活用型」は施設開放などが各学校の自主的判断に任されるというよりも、教委の方針に基づいて実施される傾向のあることを示していると言えよう。

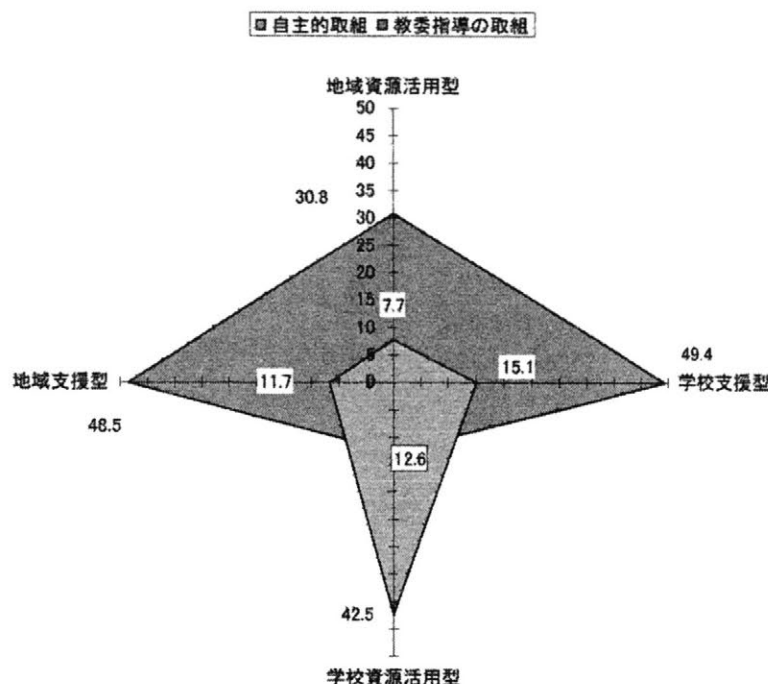
図5 教委の指導で取り組んだ連携



学校の自主的な取り組みと教委指導の取り組みのそれぞれの実施率を各タイプにあてはめて図示したのが、次ページの図6である(小中学校の合計値)。学校支援型については既述のように教委指導で実施されているが、その他については自主的に実施されている結果、全体的にはバランスのとれた実施率を示す結果となった。

ただ、いずれも実施率は50%を下回り、その意味では地域との連携には課題が残されていると言えよう。実施率に限って言えば、特に、学校が地域の資源をどう活かし、また地域が学校の資源をどう活かすかが今後の課題になるようである。また、学校資源活用型以外については、教委がどう学校を支援すべきかが課題になるものと思われる。

図6 自主的取組と教委指導の取組



(佐藤 晴雄)

Ⅱ-4 開かれた学校づくりの成果と課題

1 開かれた学校づくりの取り組みの成果

市区町村教育委員会調査問3および学校調査問7は、各市区町村教育委員会と各小・中学校が「開かれた学校づくり」に取り組んできた結果としてどのような成果があったと捉えているかを問い、その内容を明らかにしようとする設問である。

次ページの表1は、市区町村教育委員会調査問3と学校調査問7の集計結果をクロス集計し、まとめたものである。この表1から図1～4を描いた。

図1は教育委員会と学校の両者それぞれの目から見た「開かれた学校づくり」に取り組んできた成果の比較であり、図2は市区、町、村教育委員会ごとのそれを、また図3は小学校、中学校別のそれを、そして、図4は校長、教頭の把握したそれを比べたものである。

表1を見ると、すべての数値において学校が教育委員会より大きな数値を示しているが、これは教育委員会調査が選択を2つまでとしたのに対し学校調査は3つまでを可としたことに起因するもので、有意の差とは考えにくい。

注目されるのは、「図1」に明らかなように、59.8%の教育委員会と82.6%の学校が、「地域や保護者の学校に対する理解・関心が高まった」と捉えていることで、これはともに各設問中1位を占めている。

教育委員会調査では、「特色ある教育活動が行われるようになり子どもたちが生き生きしてきた」が2位で46.7%、「学校支援の地域人材が増えてきた」が3位38.8%と続く。

一方、学校調査においては、2位が「地域人材の学校支援によって教育活動の多様化が図られる」の66.0%、3位が「特色ある教育活動が行われ、子どもたちが生き生きと学ぶようになる」の52.9%で、2位と3位が入れ替わっているものの、教育委員会、学校ともにこれらの3項目が上位1、2、3位を占めている。

表1 開かれた学校づくりの取組の成果

	市区教委	町教委	村教委	教委合計	小学校	中学校	小中併設	学校合計	校 長	教 頭
特色ある教育活動の実施	47.1	47.1	43.1	46.7	54.9	49.5	44.4	52.9	51.5	53.8
地域保護者の関心高まった	59.2	63.1	48.3	59.8	81.6	83.8	100	82.6	84.2	81.8
地域の教育力が活性化した	22.1	16.5	27.6	20.2	26.0	29.3	44.4	27.4	26.6	27.5
学校が地域の学びの拠点に	5.5	11.8	8.6	8.5	11.3	8.1	11.1	10.2	7.1	12.6
学校支援の人材が増えた	52.6	27.5	24.1	38.8	70.8	58.6	33.3	66.0	61.0	69.2
閉鎖的な意識がなくなった	2.6	3.9	3.4	3.2	15.9	17.1	33.3	16.6	21.2	13.7
教職員の姿勢が前向きに	—	—	—	—	32.8	36.5	44.4	34.3	37.8	31.7
成果には結びついてない	1.1	7.5	10.3	4.8	—	—	—	—	—	—
そ の 他	2.6	2	0.0	2.1	0.0	0.9	0.0	0.3	0.0	0.3
Column	272	255	58	585	408	222	9	639	403	220
Total	46.5	43.6	9.9	100	63.8	34.7	1.4	100	40.3	59.7

図3を見ると、小・中学校ともに第1位は「学校運営や学校の教育活動に対する地域・保護者の理解・関心が高まる」で小学校が81.6%、中学校が83.8%である。第2位の「地域人材の学校支援によって教育活動の多様化が図れる」がそれぞれ70.8%と58.6%、第3位が「特色ある教育活動が行われ、子どもたちが生き生きと学ぶようになった」で、それぞれ54.9%と49.5%である。これらの項目の比率が小中ともにこれだけ高いということは、開かれた学校づくりへ向けての各学校の取り組みがようやく成果をあげ始めたことを示すものといえよう。

小中学校間にほとんど大きな差は見られないが、第2位の「地域人材の学校支援によって教育活動の多様化が図れる」は小学校が70.8%、中学校が58.6%で、小学校が大きく上回っている。その理由は、おそらく今回の新学習指導要領は小学校・中学校とも2002年に同時に実施されたものの、小学校においては1989年に新設された「生活科」を経験した上で「総合的学習の時間」の新設を迎えたことと深く関わるであろう。地域人材を講師として迎えるなど、「生活科」の活動を通じて、小学校では地域との結びつきがより早く進んでいたのである。理由はともあれ、より広い学区を持ち、地域人材もより多く存在すると考えられる中学校よりも小学校の方が12.2%も数値が高いのは、小学校の方がより密接に地域人材との人間関係を持っており、それだけ地域との連携が進んでいることを意味するものと捉えられよう。

このように、「開かれた学校づくり」の成果が高く評価される一方において、「地域の教育力が向上する」は小学校26.0%、中学校29.3%と、小・中学校とも30%に満たない。また「教員の閉鎖的な意識が薄れ学校経営がしやすくなる」は、小学校15.9%、中学校17.1%、平均16.6%に止まる。教員の意識を変えることの難しさを如実に示す数値といえよう。

また問3に対する回答結果については市区教育委員会と町村教育委員会との間に各項目ともおおむね大きな差は見られない(図2)。しかし、「地域の学校支援の人材が増えた」については、市区教育委員会が52.6%であるのに対し町は27.5%、村は24.1%で市区部が抜きんでて高い。これは市区部においては地域人材の学校教育への導入が従来ほとんど存在しなかっただけにより多くの努力がそのために傾注され、かつ、それ故に強く支援人材の増加が実感されたことを意味するととれようか。

また、図4の校長と教頭が開かれた学校づくりの成果をそれぞれどのように把握しているのかについては、各項目とも1位、2位、3位の順序は変わらず基本的には大きな差はない。しかし、校長は教頭よりも学校を開くことによって教職員の教育姿勢が前向きになったことをより高く評価しているのに対し、教頭は地域人材の支援によって教育活動が多様になったことをより高く評価している点は注目に値しよう。

図 1

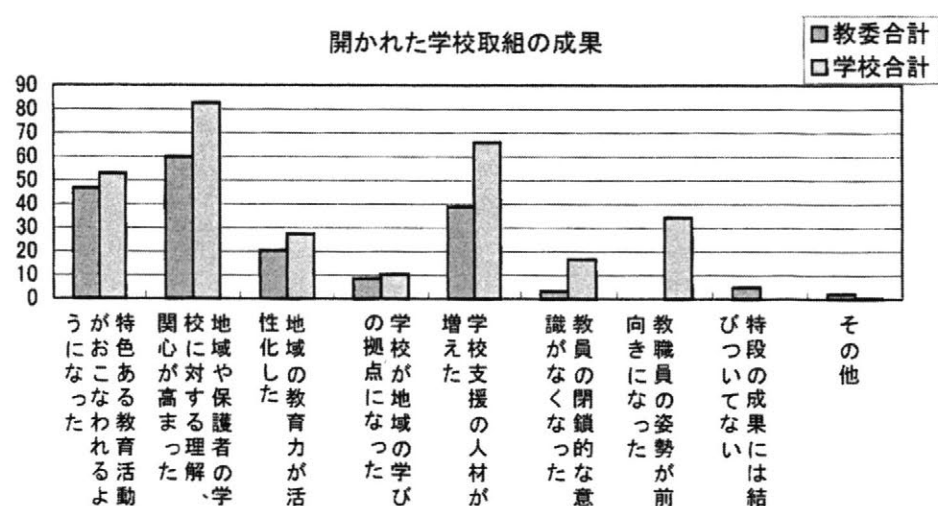


図 2

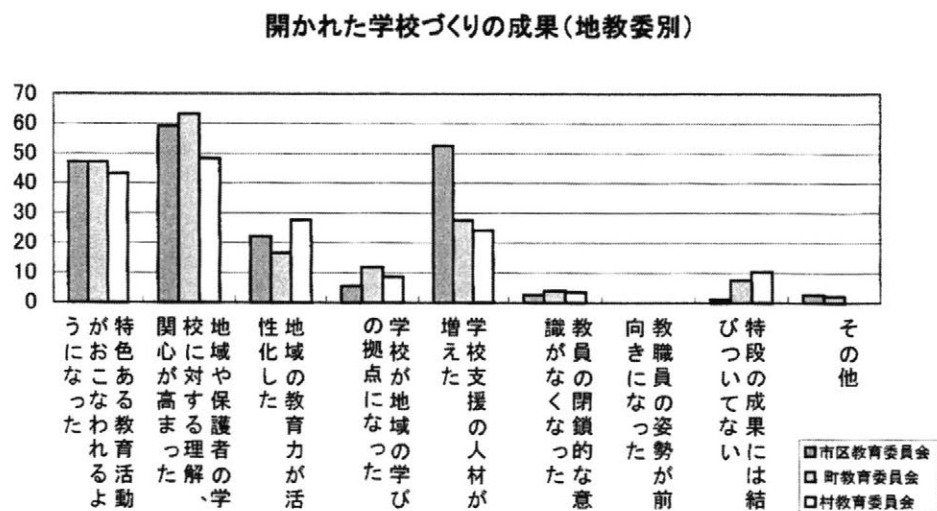


図 3

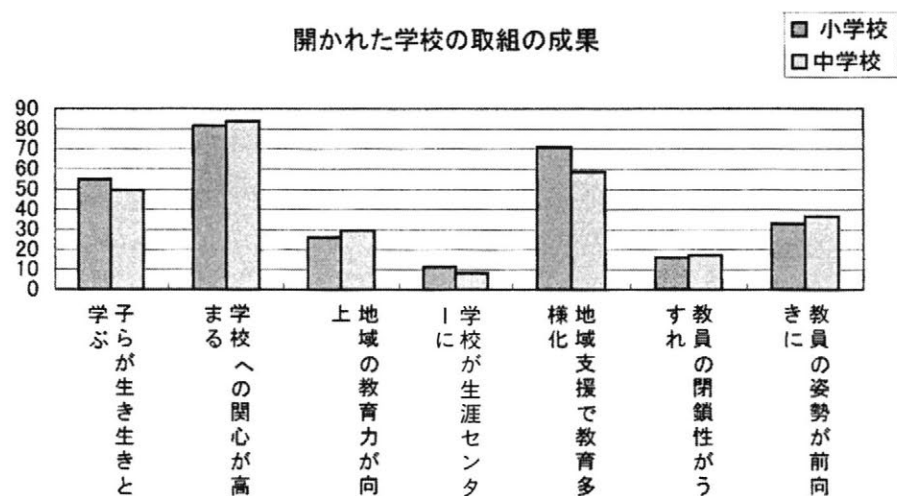
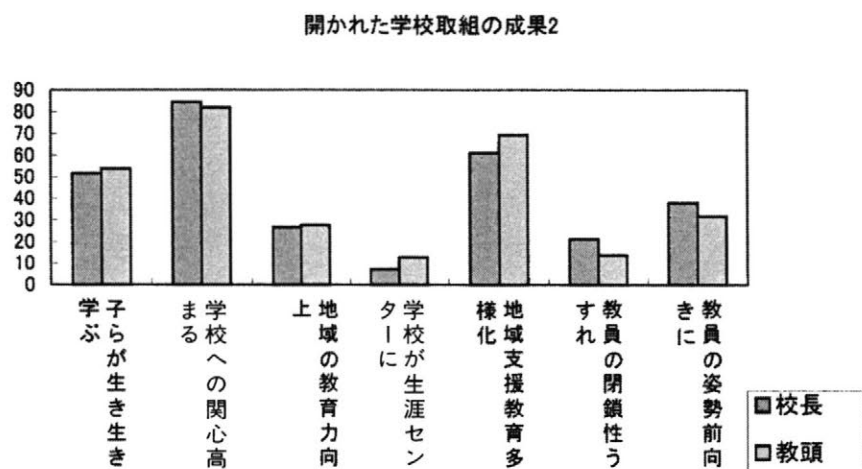


図 4



2 開かれた学校づくりの取り組みの課題

教育委員会調査問 4 および学校調査の問 8 は、各市町村教育委員会と各小・中学校が「開かれた学校づくり」に取り組んできた結果としてどのような課題が今後に残されているかを明らかにしようとする設問である。

以下の表 2 は、市町村教育委員会調査問 4 と学校調査問 8 の集計結果をクロス集計し、まとめたものである。この表 2 から図 5～8 を描いた。

表 2

問 8	市区教委	町教委	村教委	教委合計	小学校	中学校	小中併設	学校合計	校 長	教 頭
1 大課題ない	20.4	39.0	48.3	31.3	—	—	—	—	—	—
2 連携進まない	21.9	26.8	20.7	23.9	26.6	31.4	33.3	28.3	31.0	26.1
3 地域団体ない	5.6	7.5	13.8	7.2	9.4	8.2	11.1	9.0	7.9	10.8
4 学校観が錯綜	28.1	18.5	6.9	21.8	30.8	28.6	66.7	30.5	29.7	30.3
5 体制が整わず	16.3	8.7	5.2	11.9	24.8	25.0	11.1	24.7	26.8	24.4
6 校務分掌に難	—	—	—	—	19.4	17.7	22.2	18.8	15.5	21.2
7 事務量増加	25.2	15.4	15.5	19.9	39.7	42.3	22.2	40.3	36.8	41.4
8 予算確保難	40.7	27.2	13.8	32.1	39.2	33.2	44.4	37.2	36.4	37.7
9 勤務調整困難	—	—	—	—	29.5	39.5	33.3	33.1	31.8	34.3
10 他機関調整難	3.3	4.3	6.9	4.1	5.5	5.0	11.1	5.4	4.2	5.7
11 安全確保不安	—	—	—	—	38.7	29.1	11.1	35.0	36.4	34.0
12 そ の 他	4.4	2.0	1.7	3.1	3.0	2.7	0.0	2.8	5.4	1.4
有効回答実数	270	254	58	582	403	220	9	632	239	353
有効回答数(%)	46.4	43.6	10.0	100	63.8	34.8	1.4	100	40.4	59.6

図 5 は教育委員会と学校の両者それぞれの目から見た「開かれた学校づくり」に取り組んできた結果、今後に残された課題の比較であり、図 6 は市区、町、村教育委員会ごとのそれを、また図 7 は小学校、中学校別のそれを、そして図 8 は校長、教頭の把握したそれを比べたものである。

図 5 で明らかなように、学校が課題としてあげている事項の筆頭は「渉外的な事務が増え、学校のスリム化につながらない」で 40.3%、2 位が「予算の確保が難しく、取り組みの拡大・充実が図り難い」で 37.2%、3 位を飛ばして 4 位に「休日、放課後の活動が多くなり勤務時間の調整ができない」の 33.1% が出てくる。これらはいずれも地域に関わる課題ではなく、学校自体の課題である。

学校は予算以上の重要課題として事務量の増加を1位にあげているが、この同じ課題が教育委員会では9項目中の5位、19.9%となっており、同じ視点を包含する問い「休日・放課後の活動が多くなり、勤務時間の調整ができない」は、学校は4位で33.1%を占めているのに対して、これとは別の表現ではあるが実質的には関連していると考えられる教育委員会における課題「管理職以外の教員の体制がなかなか整わない」は11.9%で6位である。学校現場と教育委員会との間には現状認識にかなりのギャップがあることを表していると考えてよいであろう。勤務時間の調整は多くの場合日常の教育活動を圧迫し学校運営をゆとりのないものとする。上記のように33.1%の学校がこれを課題として捉えている現状は、今後において単なる調整ではない何らかの抜本的な施策を考えるべきことを示唆しているのかも知れない。

また、「管理職と教員の間に『開かれた学校づくり』について意識のずれ」があり、教職員の体制が整わないことが課題とした学校は24.7%で、「有効に機能する校務分掌組織をつくるのが難しい」と考える学校は18.8%である。管理職の苦勞が窺えるといえよう。

「学校と地域の連携・協働が進まない」は教育委員会では9問中の3位23.9%、学校では10問中の6位28.3%である。学校と地域の真の連携・協働を組織化することはきわめて重要であるが、この数値に見る限り、まだまだ前途に多くのハードルがありそうである。

次に、「地域住民の意向を代表できるような組織・団体がない」ことが課題と回答した学校は9%、「社会教育施設と連携した指導計画を立案するのがうまくいかない」ことを課題とする学校は5.4%と低いのは、学校が地域住民の意向を代表できるような組織・団体ときちんと関わりをもっており、社会教育施設と連携して指導計画を立てているから課題とはならないのか、逆に関係の希薄さ故に課題として意識されないのか判断できない。だが、「地域、住民の間に新旧の考え方やいろいろな思いがあり、調整が難しい」は30.5%、そして、「学校と地域の連携や協働が期待するように進まない」は28.3%で、いずれもかなり高い比率を占めていることから関わりは存在していると考えてもよさそうにも思える。

次に、教育委員会の挙げた課題の第1位は図5に示されているように「予算の確保が難しく取り組みの充実が図れない」ことで、32.1%であるのに対して、学校の回答ではこれは2位で37.2%である。いずれにしても上位1位、2位であり予算を多く配することが開かれた学校づくりの一層の充実のために強く求められていることは確かである。

さらに学校調査の第3位「校内外の教育活動における子どもの安全確保に不安が伴う」の35.0%は無視できない数値である。

また、教育委員会調査において開かれた学校づくりに関して「特に問題はない」と答えた教育委員会は全体では2位31.3%でかなり大きな数値を示している。

これを図6の地域別に見ると村教育委員会は48.3%、町教育委員会は39.0%と高く、市区教育委員会が20.4%とかなり低い。

さらに進めて地域別教育委員会の違いを見ると、「住民間に新旧の学校観が錯綜している」と答えたのは市区教育委員会は28.1%、町教育委員会は18.5%、村教育委員会は6.9%で、「管理職以外の教員の体制がなかなか整わない」は市区16.3%、町8.7%、村5.2%、「対外的な事務が増えて学校のスリム化にならない」は市区25.2%、町15.4%、村15.5%、「予算が確保が難しく取り組みの充実が出来ない」は市区40.7%、町27.2%、村13.8%である。これらの数値を見ると、これらはいずれも市区部においては今後の大きな課題として認識されているが、町部および村部ではさしたる問題ではない事柄として認識されているということであろう。

町村部においては市区部と比べて校内においても協働態勢が取れ、また住民の間にも新旧の学校観が錯綜しているなどといった考え方のちがいが少なく、安定した地域社会が存在しているように思える。

共同体的な地域社会はすでに消滅したなどの声も耳にする昨今であるが、上記の各数値はあくまでも都会での現象であることを示すものといえようか。

校長と教頭の回答に基本的に大きな差はない（図8）が、校長が教頭よりより多く課題と認識しているのは「学校と地域の連携や協働が期待するようには進まない」と「校内外の教育活動における子どもの安全確保に不安が伴う」で、逆に教頭が校長よりより多く課題と認識しているのは「渉外的な事務が増え、学校のスリム化につながらない」と「有効に機能する校務分掌をつくるのが難しい」である。教頭がより実務面で考え、校長は経営的な視点で考えるというそれぞれの立場の差から生じる当然の違いといえよう。

最後に、図7の小中学校の違いでもっとも差が大きいのは学校調査（図5）の第3位「校内外の教育活動における子どもの安全確保に不安が伴う」および同第4位「休日・放課後の活動が多くなり、勤務時間の調整ができない」である。

子どもの安全に対する不安は、小学校が38.7%、中学校が29.1%で、9.6%も小学校が高い数値を示している。これは小学校という年齢を考えると当然なことで、学校を中心とした安全な学校づくりが求められるとともに、それに応える人的および予算的対策が求められるということである。

もう一つの休日・放課後の活動が多くなり、勤務時間の調整ができない点については小学校が29.3%、中学校が39.5%で、こちらは中学校が10%も高い。中学校においては小学校と比べて部活動、選択科目、高校受験を抱えているのでさらなる勤務時間の調整が難しい状況にあることが配慮されなければならないといえよう。

しかし、全国中学校の不登校10,534人（平成14年度）を数えるという状況だけをとって見ても、地域とともに子どもを育てていくことの必要性は中学校においてきわめて高いといえる。（ちなみに小学校の不登校児童数は25,869人である。）にもかかわらず多くの中学校が「渉外的な事務が増え、学校のスリム化につながらない」と不満をもち、「学校と地域の連携や協働が期待するようには進まない」と嘆いている。

子どもたちの健全な成長のために保護者・地域と手を結んだ教育の創造が中学校においてより多く求められているといえそうである。

図5

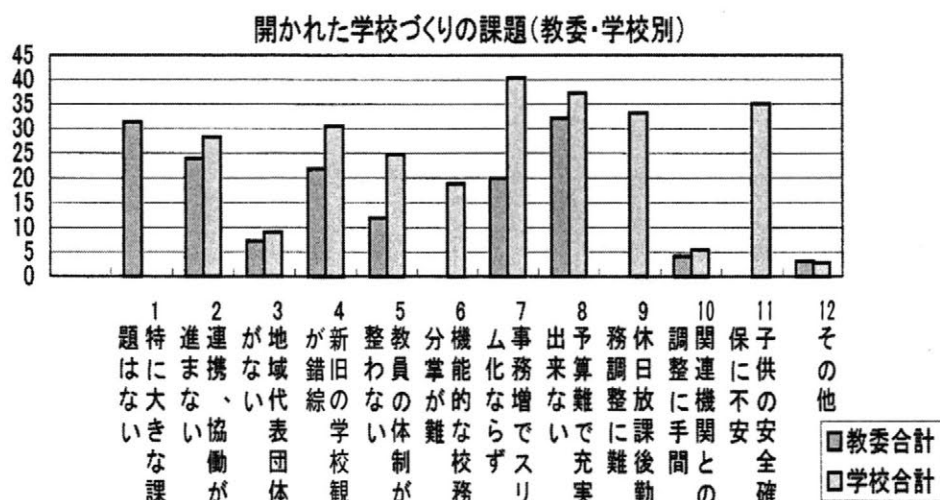


図 6

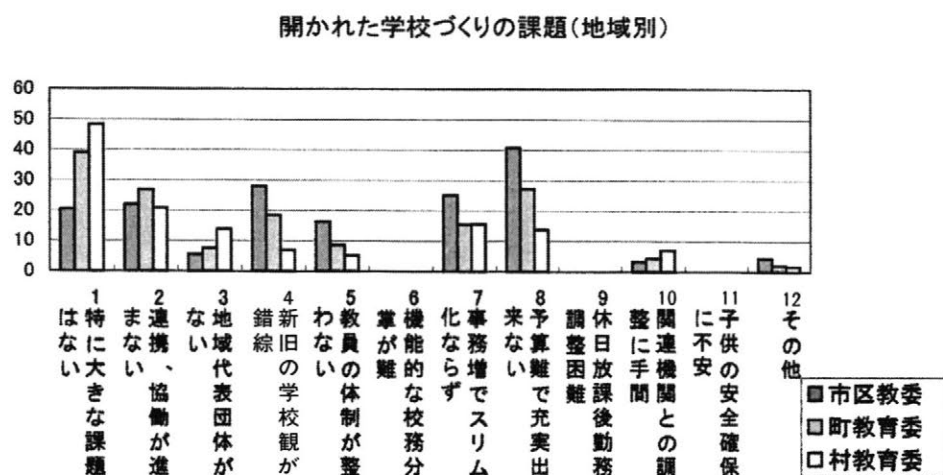


図 7

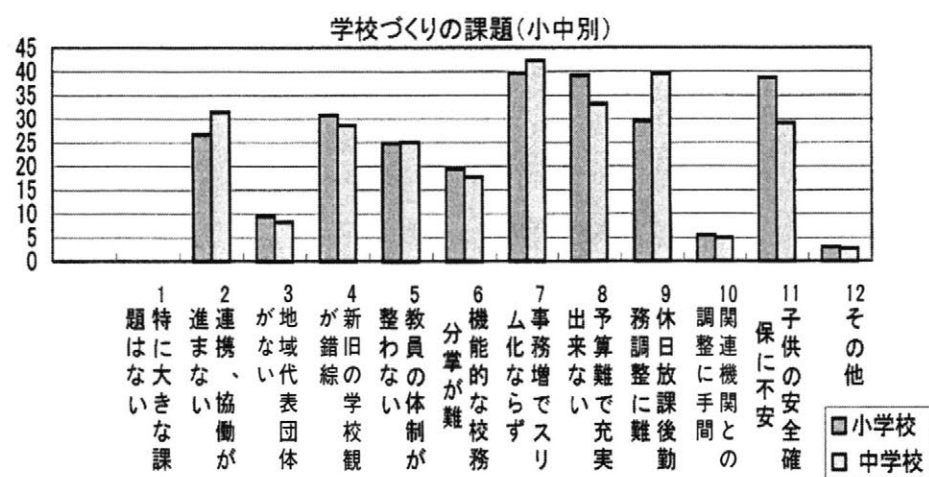
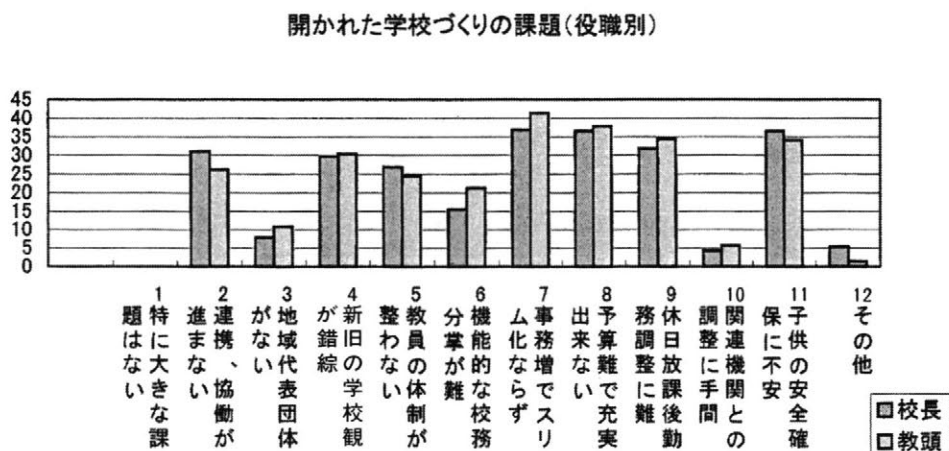


図 8



(青木 朋江)

Ⅱ－５ 公立学校改革策に対する学校管理職の評価

学校調査の問9では、現在進められている公立学校改革策のうち主なものの15方策をあげ「新しい時代の公立学校づくりに有効か」どうかを尋ねた。小学校・中学校の管理職（校長、教頭）の評価の状況は、下の表1のとおり「6. 学校裁量権の拡大」(96.1%)をトップに13の方策について「とても（有効だと）思う」、「そう思う」の肯定的な評価が過半数を超えたが、「3. 校長の民間人登用」と「5. チャーター・スクールの制度化」については「あまり思わない」、「まったく思わない」の否定的な評価が過半数を占めていることが明らかになった。

表1 学校改革策の評価（肯定的な評価の割合の高い順） (%)

	公立学校改革策の内容	とても有効と思う	そう思う	計
肯定	6. 学校裁量権の拡大	59.8	36.3	96.1
	7. 少人数学級の編成	63.9	30.9	94.8
	4. 特別社会人講師制度の拡大	23.7	62.0	85.7
	15. 学校を中心としたコミュニティづくり	19.5	58.1	77.6
	14. PTA 活動のあり方や組織の見直し	14.7	60.3	75.0
	10. 外部者による学校評価の実施	14.8	59.9	74.7
	11. 学校評議員等の学校運営参画	14.5	59.3	73.8
	9. 業績評価による教員の処遇	19.9	48.8	68.7
	13. 地域教育計画に基づく教育課程	14.0	53.7	67.7
	8. 教員免許の更新制度の導入	16.3	46.8	63.1
	12. 一貫教育	14.3	48.6	62.9
	1. 学校施設の複合化	19.1	42.9	62.0
	2. 学校選択の自由化	13.3	42.9	56.2
否定	5. チャーター・スクールの制度化	5.9	31.6	37.5
	3. 校長の民間人登用	2.8	17.4	20.2

肯定的な評価が際立って高い「学校裁量権の拡大」と「少人数学級」

特に際立って肯定的な評価の高かった方策は「6. 学校裁量権の拡大」、「7. 少人数学級の編成」と「4. 特別社会人講師制度の拡大」で、それぞれ96.1%、94.8%、85.7%の圧倒的多数の管理職が小学校・中学校共に肯定的に評価していることが明らかになった。

「6. 学校裁量権の拡大」は学校経営の自主性、自律性を高めるための方策であり、「7. 少人数学級の編成」と「4. 特別社会人講師制度の拡大」は児童生徒一人ひとりにいき届いた指導と学習の多様化に対応する条件整備であり、学校現場の要求や必要性に合致していることを示した結果と言える。

次いで、「15. 学校を中心とした地域コミュニティづくり」、「14. PTA 活動のあり方や組織の見直し」、「10. 外部者による学校評価の実施」、「11. 学校評議員等の学校運営参画」の4つの方策には70%台、「13. 地域教育計画に基づく教育課程」と「1. 学校施設の複合化」には60%台の肯定的な評

価が集まったが、これは、管理職の間に「地域に開かれた学校づくり」への指向性が高いことを窺わせる結果として注目されるものである。また、「9. 業績評価による教員の処遇」、「8. 教員免許の更新制度の導入」が60%台であることも、学校改革には教員の指導力、資質の向上が不可欠とする管理職の認識の反映であり、これも注目されるところである。

「学校選択の自由化」は評価二分の状況

今、都市部で進んでいる「学校選択の自由化」についてみると、前ページの表1のとおり肯定的な評価は全体で56.2%で、これを学校所在地別（有効回答数）にみても下の表2のとおり市区町村ともに過半数を占めている。だが、否定的な評価も全体で44.6%あり、その内訳をみると「そう（有効）と思う」42.1%に対し「あまり思わない」が38.5%で、その差が僅かに3.6ポイントという評価二分の状況も窺われた。

表2 学校選択の自由化（学校所在地別）

左：回答数／右：%

	とてもそう思う		そう思う		あまり思わない		全く思わない		合 計	
市 区 内	53	12.8	177	42.8	155	37.4	29	7.0	414	100.0
町 村 内	31	14.1	90	40.9	88	40.0	11	5.0	220	100.0
合 計	84	13.2	267	42.1	244	38.5	39	6.2	634	100.0
	351		55.4%		283		44.6%			

校長・教頭別に見ると、次ページ表3のとおり校長の肯定的な評価は教頭より約6ポイント低く52.3%で、「あまり思わない」「全く思わない」が47.7%と半数に迫っていて、競争原理による学校改革に対しては校長の評価が二分していることが明らかになった。この状況は、次で取り上げる「校長の民間人登用」や「チャーター・スクールの制度化」と同様、他の学校改革策に対する評価とは異なる傾向を示していて注目されるところである。

「校長の民間人登用」と「チャーター・スクール」には否定的な評価

以上の13の方策とは違って、「3. 校長の民間人登用」と「5. チャーター・スクールの制度化」については、肯定的な評価が20.2%、37.5%と非常に低く、否定的な評価のほうが多く、前者が74.6%、後者が62.4%と過半数を占めていることが明らかになった。

これを職種別にみると、「3. 校長の民間人登用」に対する否定的な評価は校長が81.5%で教頭より約5ポイント高く、「5. チャーター・スクールの制度化」については教頭が67.0%で校長より7ポイント高くなっている。小中学校別では、「3. 校長の民間人登用」が小学校62%、中学校60.8%でほぼ同じだが、「チャーター・スクールの制度化」は小学校が60.4%、中学校が67%で中学校の否定的な評価が6%以上高かった。

ただし、「チャーター・スクールの制度化」を肯定的に受け止める割合が全体で37.5%あるということは、今年度（平成14）から始められた文部科学省の『新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究』（7地域9校）の進展によっては、その成果を反映して増える可能性を秘めているとも言えるので、今後注目されるところである。

コミュニティ・スクールへの指向性は小学校が高い

－因子分析の結果からみた傾向－

以上では15の学校改革策の各々について評価の状況を分析したが、いくつかの方策の間に関連のあ

ることが窺われた。そこで、方策全体について主成分分析を施し比較的関連性の高い方策群を特定して、各方策群に対する評価の背景に働く因子を探ってみた。その結果下の表3にあげた4つの方策群(①～④)が得られ、群内の方策の趣旨から判断して、次の因子が浮かび上がってきた。

(註) 山崎保寿「公立学校改革策の評価－因子分析に基づく学校調査の分析」本誌 P.15～20参照

- ① 群の因子——地域コミュニティを基盤として教育を行う学校づくりであり、現行学校制度の基本を維持しながら改革を進めようとする指向性。
- ② 群の因子——外部の評価、経営参画という開かれた経営手法によって改革を進めようとする指向性。
- ③ 群の因子——教員の指導力、資質の向上によって改革を内部で進めようとする指向性。
- ④ 群の因子——地域コミュニティを基盤とすることにはこだわらず、学校間の競争によって改革を進めようとする指向性。

これらの4つの方策群に対する管理職の評価を下の表3でみると、地域コミュニティを基盤とした改革を指向する因子の働く①群及び②群に対する肯定的評価は方策13、12を除くと75%以上を占め、小学校では「学校を中心としたコミュニティづくり」が82%にも及んでいることがわかる。これに対して学校内部向きの因子が働く③群についての肯定的な評価は総体的に見ると10%ほど低いことから、地域コミュニティを基盤とした学校(コミュニティ・スクール)づくりへの指向性は小学校により強く現れていることが指摘できる。

表3 学校改革策群の評価(とても有効と思う+そう思う) (%)

		職 種 別			校 種 別		
		校 長	教 頭	全 体	小学校	中学校	全 体
① 群	13. 地域教育計画に基づく教育課程	63.0	71.0	67.8	73.4	58.3	68.1
	15. 学校中心の地域コミュニティづくり	74.4	79.7	77.6	82.3	74.3	79.5
	14. PTA 活動の見直し	72.2	76.9	75.0	79.7	69.5	76.1
	12. 一 貫 教 育	63.1	62.8	62.9	65.5	59.8	63.5
② 群	10. 外部者による学校評価	72.8	76.2	74.8	76.7	72.0	75.0
	11. 学校評議員等の学校運営参画	73.6	79.1	76.9	77.8	73.6	76.3
③ 群	9. 業績評価による教員の処遇	73.2	65.7	68.7	68.9	68.6	68.8
	8. 教員免許の更新制度の導入	66.9	60.4	63.0	61.0	66.6	63.0
④ 群	5. チャータースクールの制度化	31.5	43.8	37.6	39.6	33.0	37.3
	3. 校長の民間人登用	10.8	37.8	20.3	22.9	19.6	21.8
	2. 学校選択の自由化	52.3	58.8	56.2	54.0	56.3	54.8

(涌井 澄夫)

付表1 学校改革策の評価(校種別) 左側:小学校/右側:中学校

(有効回答)

	とても思う		そう思う		あまり思わない		まったく思わない		計
1. 学校施設の複合化	85 21.0	36 6.7	190 47.0	73 3.8	115 28.5	89 1.2	14 3.5	18 8.3	404 16 100.0%
2. 学校選択の自由化	55 13.6	25 11.4	164 40.5	99 5.0	167 41.2	76 4.5	19 4.7	20 9.1	405 20 100.0
3. 校長の民間人登用	10 2.5	8 3.7	83 20.5	35 6.0	241 59.5	125 7.1	10 2.5	8 0.7	405 19 100.0
4. 特別社会人講師制度の拡大	98 24.2	46 1.0	248 61.2	140 3.9	52 12.8	30 3.7	7 1.7	3 0.4	405 19 100.0
5. チャーター・スクールの制度化	20 5.0	14 6.5	138 34.6	57 26.5	219 54.9	124 7.7	22 5.5	20 9.3	399 15 100.0
6. 学校裁量権の拡大	254 62.4	117 3.4	143 35.1	89 0.6	8 2.0	12 0.5	2 0.5	1 0.5	407 19 100.0
7. 少人数学級の編制	258 63.5	137 2.6	127 31.3	73 3.3	20 4.9	8 0.7	1 0.2	1 0.5	405 19 100.0
8. 教員免許の更新制度の導入	60 14.8	40 8.3	187 46.2	106 8.4	143 35.3	63 8.8	15 3.7	10 0.6	405 19 100.0
9. 業績評価による教員の処遇	67 16.7	51 3.2	210 52.2	100 5.5	116 28.9	60 7.3	9 2.2	9 0.1	402 20 100.0
10. 外部者による学校評価の実施	62 15.3	27 2.4	248 61.4	130 9.6	91 22.5	54 4.8	3 0.7	7 0.2	404 18 100.0
11. 学校評議員等の学校運営参画	63 15.6	28 2.7	252 62.2	134 0.9	82 20.2	49 2.3	8 2.0	9 0.1	405 20 100.0
12. 一貫教育	48 11.8	37 6.9	218 53.7	94 2.9	131 32.3	73 3.3	9 2.2	15 0.8	406 19 100.0
13. 地域教育計画に基づく教育課程	63 15.6	23 0.6	233 57.8	104 7.7	104 25.8	80 6.7	3 0.7	11 0.0	403 18 100.0
14. PTA活動のあり方や組織の見直し	58 14.4	32 4.7	264 65.3	119 4.8	80 18.8	65 0.0	2 0.5	1 0.5	404 17 100.0
15. 学校を中心とした地域コミュニティづくり	87 21.4	35 6.1	248 60.9	127 8.3	69 17.0	53 4.3	3 0.7	3 0.4	407 18 100.0

付表2 学校改革策の評価(職種別) 左側:校長/右側:教頭

(有効回答)

	とても思う		そう思う		あまり思わない		まったく思わない		計
1. 学校施設の複合化	45 19.1	67 19.1	101 42.8	151 43.0	77 32.6	115 32.8	13 5.5	18 5.1	236 51 100.0%
2. 学校選択の自由化	31 13.0	48 13.5	94 39.3	161 5.4	97 40.6	127 35.8	17 7.1	19 5.4	239 55 100.0
3. 校長の民間人登用	9 3.8	9 2.5	35 14.6	74 0.9	149 62.3	200 56.5	46 19.2	71 20.1	405 19 100.0
4. 特別社会人講師制度の拡大	64 26.8	77 21.8	144 60.3	224 63.3	27 11.3	48 3.6	4 1.7	5 1.4	239 54 100.0
5. チャーター・スクールの制度化	16 6.7	19 5.5	59 24.8	126 36.3	144 60.5	183 52.7	19 8.0	19 5.5	238 47 100.0
6. 学校裁量権の拡大	157 65.4	199 6.1	76 31.7	140 39.4	7 2.9	13 3.7	0 0.0	3 0.8	240 55 100.0
7. 少人数学級の編制	154 64.4	226 63.7	72 31.3	112 31.5	12 5.0	16 4.5	1 0.4	1 0.3	239 55 100.0
8. 教員免許の更新制度の導入	47 19.7	49 13.8	113 47.3	165 46.6	69 28.9	126 35.6	10 4.2	14 4.0	239 354 100.0
9. 業績評価による教員の処遇	65 27.2	53 5.0	110 46.0	179 50.7	56 23.4	111 31.4	8 3.3	10 2.8	239 353 100.0
10. 外部者による学校評価の実施	37 15.5	51 14.4	137 57.3	218 61.8	61 25.5	78 22.1	4 1.7	6 1.7	239 353 100.0
11. 学校評議員等の学校運営参画	28 11.7	58 15.4	148 61.9	222 62.7	54 22.6	66 18.6	9 3.8	8 2.3	239 353 100.0
12. 一貫教育	43 18.0	42 11.8	108 45.2	181 51.0	77 32.2	121 34.1	11 4.6	11 3.1	239 355 100.0
13. 地域教育計画に基づく教育課程	31 13.0	52 14.8	119 50.0	198 56.3	82 34.5	95 27.0	6 2.5	7 2.0	238 352 100.0
14. PTA活動のあり方や組織の見直し	40 16.8	47 13.4	132 55.5	224 63.6	65 27.3	78 22.2	1 0.4	3 0.9	238 352 100.0
15. 学校を中心とした地域コミュニティづくり	46 19.2	72 20.3	132 55.2	219 61.7	65 27.3	78 22.2	1 0.4	3 0.9	239 365 100.0

(涌井 澄夫)

II-6 「新しいタイプの公立学校」の受け止め方

これまで、わが国では社会の変化に対応し、学校教育の充実と変容を図るため、学校5日制の完全実施をはじめ、教育課程の改訂などを行い、「開かれた学校づくり」「地域に根ざした教育」「学校評議会」の設置など、種々の取り組みがなされてきた。また、一部の教育委員会・学校では「コミュニティ・スクール」の名称で、学校と地域の協働による学校教育が進められるようになった。これらのことを受け、市区町村教育委員会・学校が、教育改革国民会議提言の「新しいタイプの公立学校」をどう受け止めているかをさぐろうとするものである。

なお、教育委員会調査と学校調査は8ヶ月の時間差がある。教育改革の進展を考えると、後から実施した学校調査が、教育改革の方向にプラスにでることが考えられる。

1 「新しいタイプの公立学校」の受け止めには、教育委員会と学校で温度差がある。

「1大いに推進すべきである」「2このような新しいタイプの公立学校が一部にあってもよい」は新しいタイプの公立学校（コミュニティ・スクール）を肯定的・積極的に受け止めているかをみる設問である。

「1大いに推進すべきである」市区教育委員会、町教育委員会、村教育委員会の合計3.6%で少なく各教育委員会間の差はほとんど見られないが、「新しいタイプの公立学校」についての受け止め方は消極的である。

小・中学校では、市区、町村の合計8.8%で教育委員会に比べて高いが、1割にも満たない。校種別では小学校で10.0%、中学校6.7%で小・中学校では差が見られるが、教育委員会より5ポイントほど高く「新しいタイプの学校」について学校にやや積極性がみられるが、9割以上は消極的である。

次の「2このような新しいタイプの公立学校が一部にあってもよい」と回答したのは、市区教育委員会3.2%、町教育委員会4.0%、村教育委員会3.4%で、合計3.6%である。「1大いに推進すべきである」の数値を加えても、合計7.2%で少ない。

校種別では、小学校34.4%、中学校36.3%、合計34.9%である。また、市区36.0%、町村32.9%、合計34.9%で、教育委員会に比べ30ポイントほど高く、「大いに推進すべきである」の数値を加えると43.7%と4割を超える。

校長、教頭の回答を見ると、「1大いに推進すべきである」が校長9.6%、教頭7.2%、合計8.2%である。「2このような新しいタイプの公立学校が一部にあってもよい」は、校長32.0%、教頭36.5%で合計34.6%となる。教育委員会と比べると5倍ほどになる。

これらのことから、「新しいタイプの公立学校」については、教育委員会と直接教育に当たる学校現場とは受け止めの差が大きく、小・中学校別、市区・町村別でも同じ傾向が見られる。

これらのことから「新しいタイプの公立学校」については、学校は肯定的で積極的に受け止めている。一方、教育委員会は「1大いに推進すべきである」と「2このような新しいタイプの公立学校が一部にあってもよい」を合計しても14.1%と低く、学校との差が大きい。教育委員会は「新しいタイプの公立学校」について、学校と比べ積極的ではないといえる。

2 学校・教育委員会は権限の拡大を望んでいるが、教育委員会より学校が強く希望している。

次の「3予算・人事面の市区町村の権限を拡大することが先決」をみると、市区教委員会9.3%、

町教育委員会9.2%、村教育委員会は5.1%で村教育委員会が少なく、合計8.9%で1割に達していない。これに対して、小・中学校種別をみると、小学校22.7%、中学校18.4%、合計21.2%で2倍以上ある。また、学校の市区・町村別では、市区が21.9%、町村20.0%、合計21.2%で校種、地域差がほとんどなく、校長21.6%、教頭21.4%で管理職である校長、教頭ともに同じであることから、教育管理職は権限の拡大を望んでいる。

このことから公立学校の教育改革について教育委員会・学校は学校制度の改革以上に予算・人事面での権限の拡大を求めている。教育委員会と学校との差は11ポイントもあり、学校は市区・町村教育委員会以上に強く望んでいる。

しかし、予算・人事面の権限の拡大については、小・中学校合計21.6%で全体として2割強であり、教育委員会合計8.9%からも、権限拡大の要求は強いとはいえない。

3 新しいタイプの公立学校については法制化をして導入することには教育委員会、学校とも肯定的で、学校の方が教育委員会より法制化にはやや積極性が見られる。

次の「4 公立学校の教育課程経営を不安定にするおそれがあるので、法制化してまで導入すべきではない」と「5 わが国の教育風土になじむか見守りたい」は新しいタイプの公立学校の導入について教育委員会や学校の考えを問う設問である。

「4 公立学校の教育課程経営を不安定にするおそれがあるので、法制化してまで導入する必要はない」をみると、市区教育委員会2.2%、町教育委員会は5.1%、村教育委員会1.7%で、合計3.4%である。一方、学校種別では小学校6.5%、中学校10.8%、合計8.0%である。また、地域別では、区市7.4%、町村8.4%である。管理職では、校長10.8%、教頭5.8%、合計7.9%で、校長と教頭では校長が5ポイント高い。

市区・町村教育委員会合計は3.4%と少なく、小・中学校合計8.0%よりも低いのは「6 見解をまとめていない」で、教育委員会合計63.3%もあることから、「新しいタイプの公立学校」について検討が進んでいないことも考えられる。

「5 わが国の教育風土になじむか見守りたい」をみると、教育委員会11.1%、町教育委員会9.2%、村教育委員会6.8%で合計9.8%である。学校種別をみると、小学校13.6%、中学校18.4%で、合計15.4%である。地域別では、市区14.8%、町村16.4%で、管理職別では校長17.2%、教頭15.0%である。

「わが国の教育風土になじむか見守りたい」と慎重さが見られるのは、小・中学校では合計15.8%あり、「法制化してまで導入する必要がない」と否定的な小中学校合計8.0%を加えると23.8%になる。

「4」「5」の設問を通して教育委員会より学校が高いことから「新しいタイプの公立学校」について学校は教育委員会より慎重で、躊躇していると考えられる。「6 まだ考えがまとまっていない」では、市区教育委員会64.9%、町教育委員会60.7%、合計63.3%である。学校種別では小学校11.2%、中学校8.5%、合計10.5%である。管理職では校長8.0%、教頭12.3%で、教頭が4.3ポイント高い。教育委員会では「まだ考えがまとまっていない」が6割を越えており、今後の対応が注目される。

(横山 武士)

新しいタイプの公立学校（コミュニティスクール）の受け止め方クロス表

表1 市区教育委員会 (%)

	市 区	町	村	合 計
大いに推進すべきである	3.2	4.0	3.4	3.6
一部にあってもよい	9.3	11.0	13.6	10.5
市区町村の権限を拡大すべき	9.3	9.2	5.1	8.9
法制化してまで導入すべきではない	2.2	5.1	1.7	3.4
教育風土になじむか見守りたい	11.2	9.2	6.8	9.8
教育委員会の見解はまとめていない	64.9	60.7	67.8	63.3

グラフ1 市区町村教育委員会

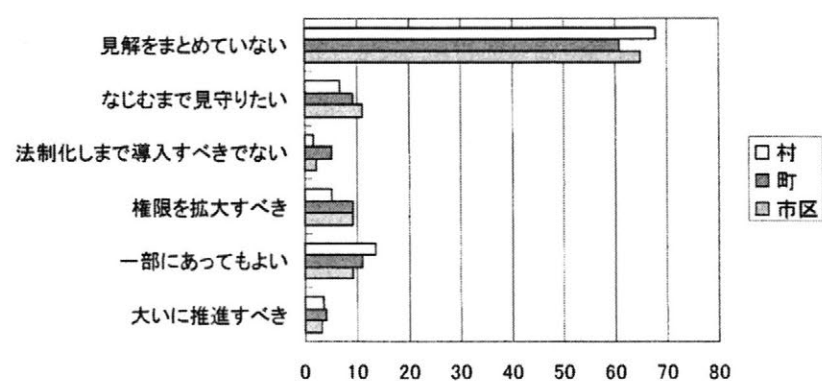


表2 小・中学校 (%)

	小学校	中学校	合 計
大いに推進すべきである	10.0	6.7	8.8
一部にあってもよい	34.4	36.6	34.9
市区町村の権限を拡大すべき	22.7	18.4	21.2
法制化してまで導入すべきではない	6.5	10.8	8.0
教育風土になじむか見守りたい	13.6	18.4	15.4
まだ考えがまとまっていない	11.2	8.5	10.5

グラフ2 小・中学校

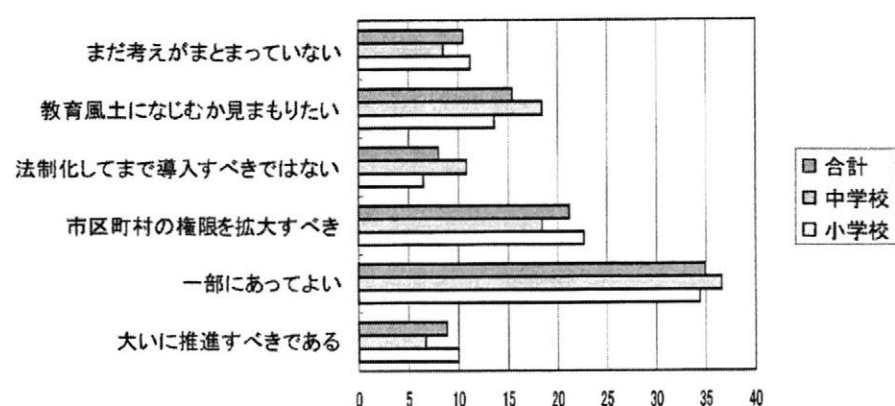
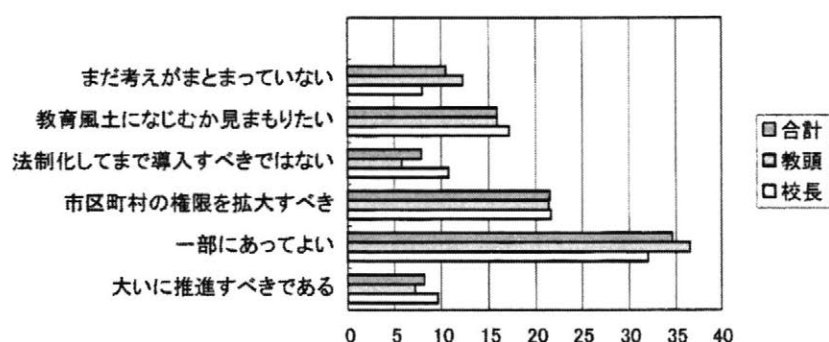


表3 校長・教頭

(%)

	校 長	教 頭	合 計
大いに推進すべきである	9.6	7.2	8.2
一部にあってもよい	32.0	36.5	34.6
市区町村の権限を拡大すべき	21.6	21.4	21.5
法制化してまで導入すべきではない	10.8	5.8	7.9
教育風土になじむか見守りたい	17.2	15.0	15.9
まだ考えがまとまっていない	8.0	12.3	10.5

グラフ3 校長・教頭



(横山 武士)

Ⅱ-7 コミュニティ・スクールとコミュニティの捉え方

1 「コミュニティ・スクール」のイメージ

調査結果からみると、次ページの図1、表1のとおり「1 地域との連携、協力を深めて子どもの学びをより豊かにする学校」を選択した教育委員会が全体で76.4%に達し、「子どもの学びを豊かにする学校」としてコミュニティ・スクールを捉える傾向が強くみられる。また「2 地域住民の生涯学習や地域活動の拠点となる学校」と捉える傾向も54.9%と全体の半数に達している。

学習内容面からは「6 地域の課題や特色に応じた教育を実施する学校」を選択した比率が全体で46.4%とほぼ半数を占めている。一方、「5 関心を共にする住民が構想し公的に認められた学校」をイメージするのは全体では21.6%であるが、市区町村別に見ると、町村部に比べ都市部が32.1%と肯定的に捉えていることが分かる。

さらに、選択率は低いがコミュニティ・スクールに対して「8 現行法に縛られずに住民が自主的に運営する学校」と捉えるのが全体で10.8%（市区16.1%、町5.5%、村10.2%）、「7 機能の異なる公共施設を複合させた学校」が全体で10.5%（市区11.4%、町9.6%、村10.2%）、「9 米国のチャータースクールなどの学校」が全体で9.0%（市区15.7%、町3.3%、村3.4%）に達し、この傾向は市区部で強いことが分かる。

一方、公立学校の校長、教頭は「新しいタイプの公立学校」としてのコミュニティ・スクールをどう捉えているのかについての問10の調査結果が48ページの表2である。

調査結果からは、「1 地域との連携を深めて子どもの学びを豊かにする学校」とする校長、教頭が共通して70%台の高い比率である。しかし、「2 地域住民の生涯学習や地域活動の拠点となる学校」

は校長(52.0%)に対して教頭(61.2%)、「6 地域の課題や特色に応じた教育を実施する学校」は校長(48.4%)に対して教頭(51.0%)、「3 地域住民を対象とした公開講座を実施する学校」は校長(7.6%)に対して教頭(10.0%)といずれも教頭が校長より肯定的に捉える傾向にあることが分かる。

しかし、「5 関心を共にする住民が構想し公的に認められた学校」では校長(33.6%)、教頭(20.5%)、「7 機能の異なる公共施設を複合させた学校」では校長(14.8%)、教頭(9.4%)、「8 現行法に縛られずに住民が自主的に運営する学校」では校長(16.4%)、教頭(12.7%)といわゆる「新しい発想」に対しては、校長の方が教頭より肯定的に捉える傾向がある。

図1 教育委員会の「コミュニティ・スクール」イメージ (%)

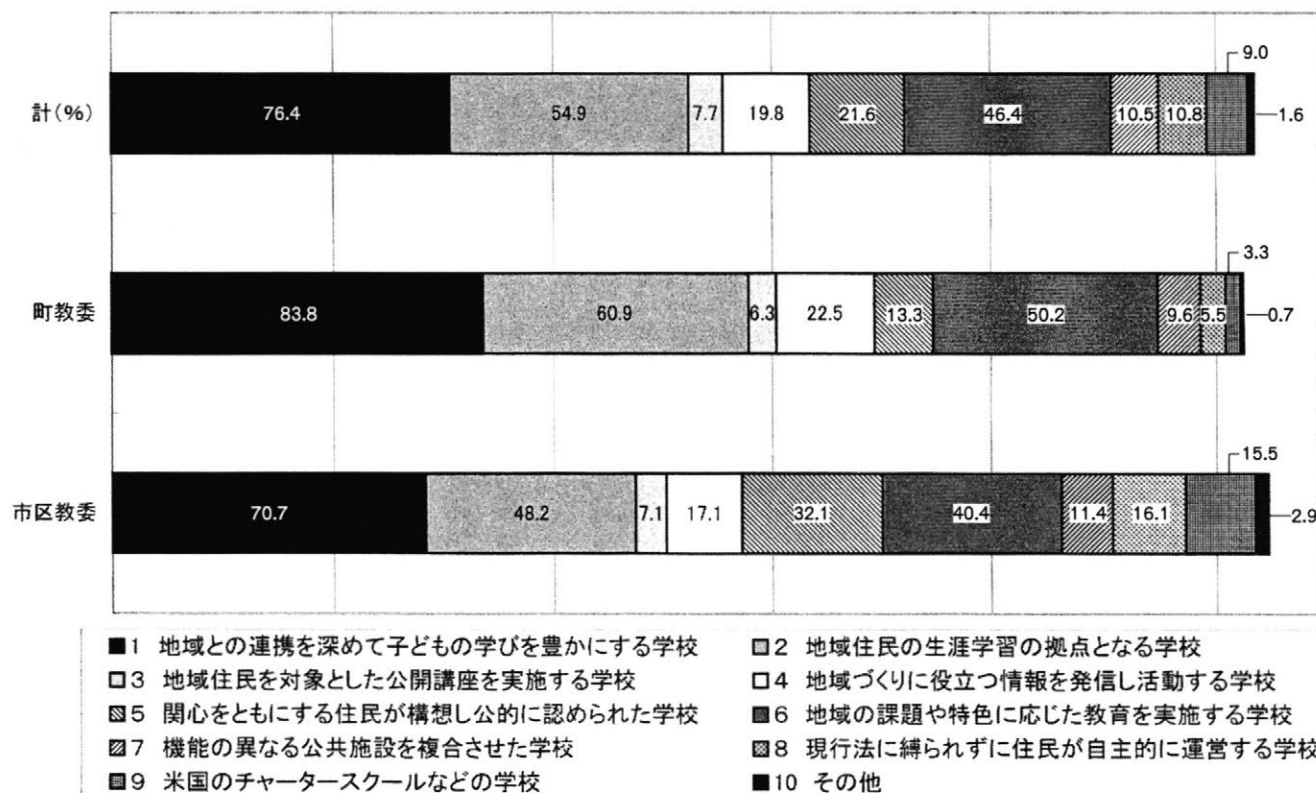


表1 教育委員会の「コミュニティ・スクール」イメージ (%)

	市区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	全 体
1 地域と連携を深めて子どもの学びを豊かにする学校	70.4	83.8	71.2	76.4
2 地域住民の生涯学習の拠点となる学校	48.2	60.9	59.3	54.9
3 地域住民を対象とした公開講座を実施する学校	7.1	6.3	16.9	7.7
4 地域づくりに役立つ情報を発信し活動する学校	17.1	22.5	20.3	19.8
5 関心を共にする住民が構想し公的に認められた学校	32.1	13.3	10.2	21.6
6 地域の課題や特色に応じた教育を実施する学校	40.4	50.2	57.6	46.4
7 機能の異なる公共施設を複合させた学校	11.4	9.6	10.2	10.5
8 現行法に縛られずに住民が自主的に運営する学校	16.1	5.5	10.2	10.8
9 米国のチャータースクールなどの学校	15.7	3.3	3.4	9.0
10 そ の 他	2.9	0.7	0.0	1.6

表2 学校、地域別、管理職の「コミュニティ・スクール」イメージ

(%)

	小学校	中学校	市区部	町村部	校長	教頭
1 地域と連携を深めて子どもの学びを豊かにする学校	72.1	70.5	71.7	71.6	70.8	72.3
2 地域住民の生涯学習の拠点となる学校	60.9	50.9	57.1	58.7	52.0	61.2
3 地域住民を対象とした公開講座を実施する学校	8.8	8.5	8.2	9.8	7.6	10.0
4 地域づくりに役立つ情報を発信し活動する学校	28.4	29.9	29.7	25.8	23.6	31.6
5 関心を共にする住民が構想し公的に認められた学校	26.0	25.0	25.8	25.3	33.6	20.5
6 地域の課題や特色に応じた教育を実施する学校	49.9	50.0	50.4	49.3	48.4	51.0
7 機能の異なる公共施設を複合させた学校	13.6	7.1	11.2	12.1	14.8	9.4
8 現行法に縛られずに住民が自主的に運営する学校	14.1	12.5	13.1	14.7	16.4	12.7
9 米国のチャータースクールなどの学校	6.1	8.0	7.0	6.2	6.4	6.9
10 そ の 他	0.2	1.8	0.9	0.4	0.8	0.8

2 「コミュニティ」のとりえ方

次ページの表3、図2にまとめた調査結果によると、「4 住民が日常生活の様々な場面で助け合う地域共同体」を挙げた教育委員会が全体で45.5%、「5 住民がふるさと意識を持って地域の生活を向上しようとする地域共同体」が全体で41.1%と「日常や地域の生活に密着したつながり」をコミュニティと捉えている。しかし「5」について市区町村別でみると町教育委員会(39.3%)→市区教育委員会(41.4%)→村教育委員会(47.5%)の順となりコミュニティに対する認識の差を知ることができる。その反面、「7 共通の社会的関心と連帯意識をもつ住民を中心とした地域共同体」を挙げた教育委員会は全体で25.8%、「6 情報ネットワークの形成によって成り立つ地域共同体」は全体で4.9%であり、「共通の社会的関心」「情報ネットワーク」といった「つながり」に対する認識は低い。しかし「6」については市区町村別でみると、都市部に比べて町村部の方がより肯定的に捉えていることが分かる。

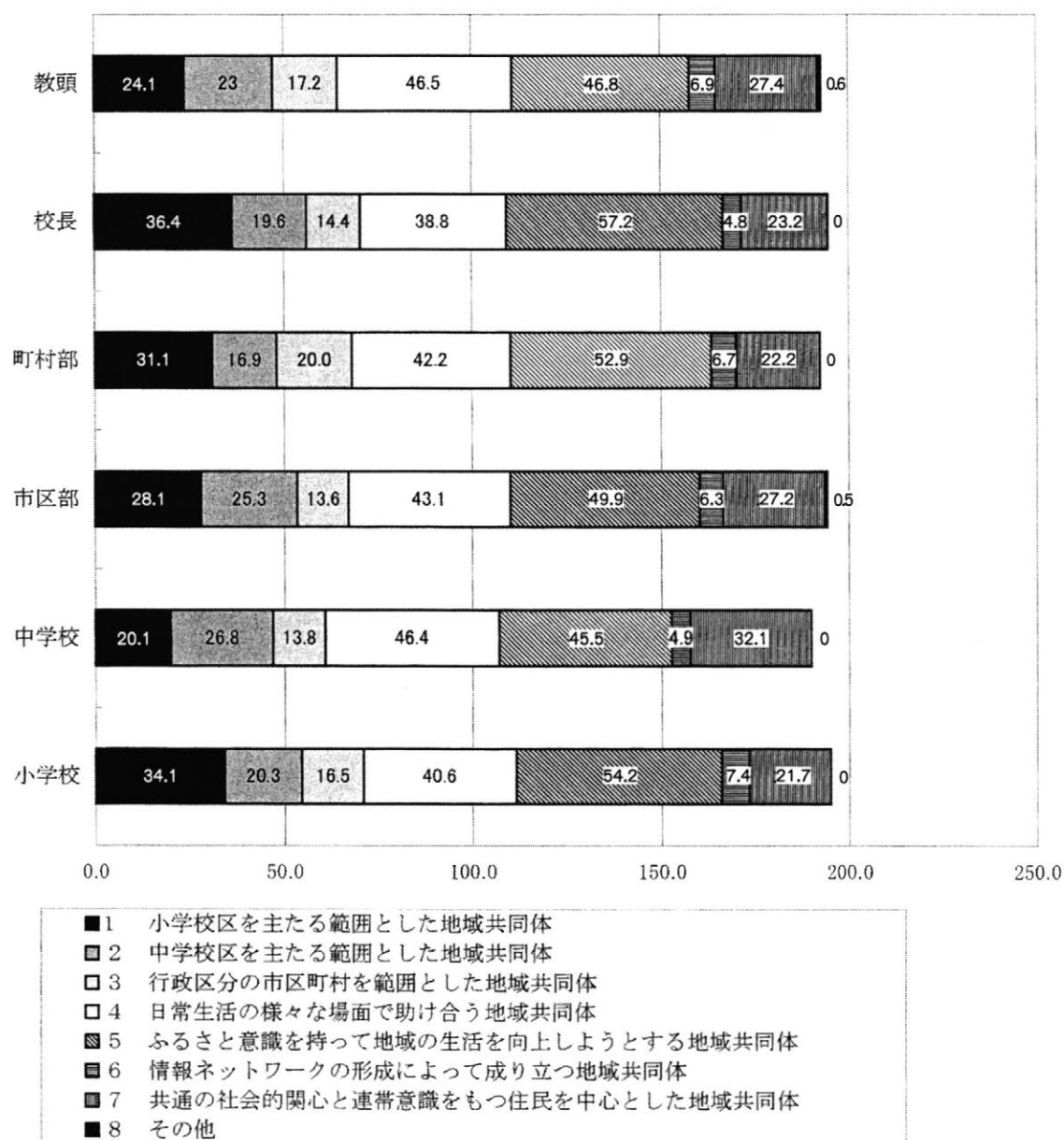
一方、人為的側面の強い「校区」と「行政区分」の中でコミュニティをどう認識しているか、にかかわる問いグループ(問6-1, 2.3)でみると、都市部は小学校区(29.3%)→中学校区(24.3%)→行政区分(12.9%)の順であるのに対して、町村部は小学校区(31.9%)→行政区分(22.6%)→中学校区(5.9%)となっている。このことから、小学校区がコミュニティを形成する上で一定の役割を果たしていく必要があることが分かる。

では、公立学校の校長、教頭はコミュニティとしての「地域共同体」をどう捉えているのだろうか。次ページの表3、図2のとおり「5」の住民がふるさと意識を持って地域の生活を向上しようとするのが地域共同体であると捉える傾向が、全体で51.1%と高い比率を占めているが、校長(57.2%)と教頭(46.8%)を比較すると校長の方にこの傾向が強く表れている。また、「4」の住民が日常生活様々な場面で助け合うのが地域共同体である、と捉える傾向は全体で43.4%で続くが、ここでは校長(38.8%)と教頭(46.8%)であり、教頭の方が校長より積極的に受け止めることがわかる。

表3 学校、地域別、管理職の「コミュニティ」イメージ (%)

	小学校	中学校	市区部	町村部	校長	教頭
1 小学校区を主たる範囲とした地域共同体	34.1	20.1	28.1	31.1	36.4	24.1
2 中学校区を主たる範囲とした地域共同体	20.3	26.8	25.3	16.9	19.6	23.0
3 行政区分の市区町村を範囲とした地域共同体	16.5	13.8	13.6	20.0	14.4	17.2
4 日常生活の様々な場面で助け合う地域共同体	40.6	46.4	43.1	42.2	38.8	46.5
5 ふるさと意識を持って地域の生活を向上しようとする地域共同体	54.2	45.5	49.1	52.9	57.2	46.8
6 情報ネットワークの形成によって成り立つ地域共同体	7.4	4.9	6.3	6.7	4.8	6.9
7 共通の社会的関心と連帯意識をもつ住民の地域共同体	21.2	32.1	27.2	22.2	23.2	27.4
8 その他	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.6

図2 学校、管理職の「コミュニティ」イメージ (%)



次に、「地域共同体」を校区、行政区の上でどのように理解しているか、についてみると、校長の36.4%は小学校区を想定し、中学校区は19.6%と半数近くである。一方、教頭は小学校区が24.1%、中学校区が23.0%と拮抗していることが分かる。

しかし、行政区分としての「地域共同体」を選択した校長14.4%、教頭は17.2%といずれも少数であった。

また、校長、教頭ともに共通して選択率が低いのは、「6 情報ネットワークの形成によって成り立つ地域共同体」の6.3%であった。

(吉澤 良保)

Ⅱ-8 コミュニティ・スクール事業の現状

ここでは、現在の「コミュニティ・スクール」の全国的な状況を把握するため、3点について尋ねた。第1は、市区町村教育委員会が所管する小・中学校において、「コミュニティ・スクール」の名称を付けた事業を実施しているかである。単純に名称を冠したものを質問項目としており、その内容は問わなかった。第2は、実施に際して参考にした事例があるかである。この設問には、先進的な事例がどのように伝播し、施策誘導のきっかけになっているかを把握する意図があり、興味深いところであった。第3は、今後実施に向けた検討の有無について尋ねた。これも内容に関わらず名称を用いた事業について今後予定されているかを問うた。

1 「コミュニティ・スクール」事業の実施状況

「コミュニティ・スクール」の名称をつけた事業を「実施している」かの問いに対して、実施していると回答した市区町村教育委員会は、12市1区2町の15（2.3%）にとどまり、「実施していない」が市区町村教育委員会（97.7%）と圧倒的に多い数字であった。もっと多くの市区町村教育委員会で実践しているものと予測したが、結果は大きく下回った。市区町村教育委員会が主催等の事業主体になって、管下の小・中学校で実施しているものを対象にした問いであったが、市区町村教育委員会だけではなく、学校が中心になって行っているものまで広げれば、より多くの数字が挙がったものと考えられる。「コミュニティ・スクール」という名称は使わないものの特色ある学校づくりや開かれた学校づくりの取り組みで、同じような内容の事業を行っている市区町村教育委員会は相当数あると思われる。

この15の実践を分類すると、生涯学習・社会教育の事業、学校の複合化、学校施設開放事業、学校と地域の協働による教育活動等に分けることができる。回答のあった事業内容は、「ふるさと教養講座」「家庭教育講演会」「三世代交流学習」「音楽祭」「子どもプール」「コミュニティ・スクール委員会」「町づくり・住民参加の学校建築」等であり、学級・講座から学校建築に関する構想内容まで多岐にわたっている。

このうち、「町づくり・住民参加の学校建築」は、平成4年度、当時の文部省が「特色ある文教施設複合型整備計画」を、村の誰もが自由に学べる学校という副題をつけて「農山村のコミュニティ・スクール」という事業を実施した時点に遡ることができる。

2 参考にした事例

『「コミュニティ・スクール」の名称を使うにあたって参考にした事例はありますか』の問には、「大いに参考にした事例」「多少参考にした事例がある」が、ともにゼロの回答であった。「コミュニティ・スクール」事業を実施している実践例が少数ということもあって回答は得られなかった。

3 「コミュニティ・スクール」事業の今後の実施予定

第3の「コミュニティ・スクール」事業の今後の見通しについての問いは、「実施に向けて検討している」市区町村教育委員会は6市9町2村の計17（2.9%）にとどまり、「近々、実施に向けて検討を始める」と回答したのは56の教育委員会（17市区教育委員会、32町教育委員会、7村教育委員会）で全体の9.7%、「実施する予定はない」が578市区町村教育委員会で全体の87.4%である。その一方「今、実施に向けて検討している。近々、実施に向けて検討を始める」と積極的な回答をしたのが73市区町村教育委員会もあり、全体の12.6%に至っているということは注目に値する、といえる。これは、生涯学習推進計画等において将来計画に位置づいていると思われる。

☐ コミュニティ・スクール名をつけた事業を実施している教育委員会

【12市・1区・2町の15教育委員会】

- | | | | |
|-------------|-------------|------------|------------|
| 1. 北海道砂川市 | 2. 北海道岩見沢市 | 3. 青森県十和田市 | 4. 栃木県鹿沼市 |
| 5. 埼玉県加須市 | 6. 千葉県市川市 | 7. 千葉県鎌ヶ谷市 | 8. 神奈川県川崎市 |
| 9. 愛知県新城市 | 10. 滋賀県草津市 | 11. 兵庫県芦屋市 | 12. 福岡県山田市 |
| 13. 東京都千代田区 | 14. 石川県野々市町 | 15. 福岡県須恵町 | |

☐ コミュニティ・スクール名を使った事業の内容

- | | | |
|-------------------|----------------|--------------------|
| 1. すこやかコミュニティ | 2. いきいきコミュニティ | 3. コミュニティ・スクール委員会 |
| 4. ○○市コミュニティ・スクール | 5. コミュニティ・スクール | オープンセミナー |
| 6. コミスク活動展 | 7. 地域協働合校 | 8. ふるさと教養講座 |
| 9. 家庭教育講演会 | | |
| 10. 地域ふれあい交流センター | 11. ふれあい運動会 | 12. 土曜ふれあいウルトラウォーク |
| 13. 子供プールまつり | 14. 三世代交流学習 | 15. 子ども大人国際交流会 |
| 16. パソコン教室 | | |
| 17. 音楽祭 | 18. 町づくり学校建築 | 19. 住民参加の学校建築 |
| 20. 他 | | |

近々、[実施の予定はあるか]と市区町村のクロス表

			市 区 町 村			合 計
			市・区教委	町 教 委	村 教 委	
近々実施 の予定は あるか	今、実施に向 けて検討している	度 数	6	9	2	17
		市区町村の%	2.3%	3.5%	3.4%	2.9%
	近々、実施に向 け検討を始める	度 数	17	32	7	56
		市区町村の%	6.5%	12.4%	12.1%	9.7%
	実施する予定は ない	度 数	238	218	49	505
		市区町村の%	91.2%	84.2%	84.5%	87.4%
合 計	度 数		261	259	58	578
	市区町村の%		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(堀越 幾男)

Ⅲ章 訪問調査報告

Ⅲ-1 青森県弘前市における学社融合に向けての実践

1. 調査日 平成14年5月30日
2. 調査目的 学校教育と社会教育の連携を目指し、学区の児童生徒たちに学校内外の学習活動をどのように奨励しているのか。また、学校と公民館がいかに学習内容や学習方法に工夫を加えて実践しているか、について調査する。
3. 調査者 斎藤哲瑯・吉澤良保
4. 訪問機関 弘前市教育委員会生涯学習課
〈説明者〉 生涯学習担当主査兼社会教育主事 大西康正
5. 入手資料 『弘前の社会教育（はぐくむ夢 響きあう心）』
『弘前市生涯学習推進計画』

6. 報告内容

「お城と桜とりんご」に象徴される弘前市は北に岩木川、東に八甲田連峰、南に白神山地、西に秀峰岩木山を配し、江戸時代より産業、文化の中心地として栄えてきた歴史と伝統ある都市である。また、平成12年3月には「人・産業・環境」をキーワードに21世紀の指針となる「弘前市総合計画」を策定し、より住みよい弘前の実現に向けたビジョンの具現化に努めている。

1 社会教育の理念

弘前市の社会教育は「弘前市生涯学習推進計画」をもとに、市民一人ひとりが自主性と協同性を高める中で、心を通い合わせながら自己実現できるように家庭、学校、地域社会との連携・融合の在り方を次のように工夫している。

- ① 関係機関、団体と協力しながら総合的な生涯学習の振興を図る。
- ② 市民の自主的・自発的な学習の促進のために学習相談体制を整備する。
- ③ 市民の多様化、高度化する学習活動を支援するために地区公民館の充実を図る。
- ④ 学校教育・家庭教育・社会教育の教育機能の統合（調整、連携、協力）を目指し、ライフステージごとの学習機会の開発・提供に努める。
- ⑤ 社会教育関係施設の整備・充実を図り、各種事業の推進に努める。
- ⑥ 芸術・文化活動の振興を図る。

「施策の実現のために対象となる施設」学習情報館、公民館（中央公民館と12の地区公民館）

2 公民館の活動の現状

公民館は市民の日常生活に最も身近で、様々な学習機会や集会の場を提供する市民の学習ニーズに総合的に応える社会教育施設であるとの基本理念のもと、「学校教育と社会教育の連携・融合を目指しながら、子どもたちに学校外活動を奨励し、生活体験・活動体験の機会を提供する」活動を展開しており、コミュニティ・スクールであるともいえる。

① 運営方針

- ・少年を対象とした各種講座等を開設し、仲間づくりと学校外活動の機会を提供するとともに、

子ども会をはじめとする各種少年団体の育成・支援を行う。

- ・学社一体となって親子のふれあいのための家庭教育学級を開設する。(和徳公民館)
- ・住民がだれでも、いつでも楽しく「集い」「学び」「結び」合いながら、生き生きと活動できるようにする。(堀越公民館)

② 重点事項

- ・子ども会活動に弘前大学教育学部フレンドシップ事業による大学生を活用する。
- ・IT 学習サポーターを配置して講習会を開催する。
- ・就学時検診等を活用した子育て学習事業を展開する。
- ・子どもの心の中に「ふるさと」意識を育てる。(石川公民館)
- ・他団体との連携を強化し、読書運動に取り組む。(清水公民館)
- ・学区児童生徒の生涯学習活動を育成委員の活動により積極的に行う。(千年公民館)

③ 運営施策

- ・学区社会教育講座を、町会・学校・PTA 等の地区内関係団体と公民館が一体となって市街地の小学校区に開設する。また、担当職員を充てる。
- ・子どもクラブや子ども創作講座を開設するなど学校外活動の機会を充実する。
- ・子ども会研修会を青少年育成委員会と連携しながら実施する。
- ・家庭教育学級を市連合 PTA 等と連携しながら実施する。
- ・「まなび」「ふれあい」「いきいき学習」のもとに、少年から高齢者にいたる年齢層の学習の場所としての公民館活動に取り組む。(和徳公民館)

3 少年教育指導員制度

地域子ども会、各種少年団体の指導と育成を兼ねて、弘前市には大別して2つの指導員制度が教育委員会のもとに組織化されている。

(1) 弘前市教育指導員

地域子ども会をはじめ各種少年団体の指導と育成のため、昭和35年より指導員を市内の中学校教員、子ども会 OB、少年団体リーダー等、30名に委嘱し、各種の事業の企画・運営と専門的・技術的なアドバイスを全市規模で行い、活動している。

構成メンバー

(単位 人)

職 業 別			年 代 別			性 別		計
教 員	会社員	その他	20代	30代	40代以上	男	女	
22	2	6	9	14	7	22	8	30

(2) 公民館少年教育指導員

12の地区公民館に4領域指導員制度(少年、青年、婦人、成人)の内の1領域として1名ずつ配置されている。指導員には各地区内に在住の住民を委嘱し、地区の特色を生かした少年団体の育成に当たっている。

* 青少年育成委員会

市内の各町会には「地区青少年育成委員会」が組織されており、この委員会のもとに「青少年委員」があり、生涯学習課と連携して、子ども会の育成に当たっている。

4 学区社会教育講座

昭和52年度より中央公民館の市街地対策事業として「学区社会教育講座」を開設している。講座の特色は、①何を企画してもよい②活動場所を限定しない③誰が参加してもよい、であり「小学校区」を基本として、町会連合会・小学校・PTA・婦人会の連携のもとに多様な講座を企画・運営している。また、昭和63年度からは事業の一層の充実を図るために専任の社会教育指導員が配置されている。

平成13年度の学区社会教育講座の概略

- ① 市内12の小学校を開設場所とする。
- ② 学習回数は延べ数で189回であった。
- ③ 学習時間は延べ数で572時間であった。
- ④ 参加者は延べ数で13,356人であった。
- ⑤ 小学校内で実施した割合は平均で48%、町会集会所は平均30%、地区内公共施設は平均10%であった。
- ⑥ 主な学習内容は、地区運動会、雪上レク、スキー教室、ゴルフ教室、IT講習、音楽会、ねぶたを楽しむ、健康づくり、などであった。

(斎藤哲瑯・吉澤良保)

Ⅲ-2 青森県十和田市における学社融合に向けての実践

1. 調査日 平成14年5月30日
2. 調査目的 学校、家庭、地域社会と教育行政機関が共に子どもの育ちに向けての連携を積極的に推進し、学校開放している現状について、聞き取り調査を行う。
3. 調査者 斎藤哲瑯・吉澤良保
4. 訪問機関 十和田市教育委員会生涯学習課
〈説明者〉 生涯学習課長 川村俊一
生涯学習課長補佐 福沢健悦 指導主事 鶴ヶ崎仁
5. 入手資料 「市街地における公民館活動の振興策（ダイジェスト版）」
「“まな Beeルーム” 講座内容（ダイジェスト版）」
「コミュニティ・スクール実施要項（平成13年度版）」

6. 報告内容

十和田市は県南の八甲田山の裾野に位置し、1859年に南部藩士であった新渡戸稲造の祖父である新渡戸傳による人工河川「稲生川」の上水により拓かれた「まち」である。また、「近代都市計画」のルーツともいわれる整然と区画、多くの公園を配置した「官庁街通り」の街並みで有名な中核都市（人口6.4万人）でもある。

1 学校開放の状況

- ① 学校開放の実態
 - ・学校施設の開放を主とし、校舎、校庭、体育館、プールである。
 - ・学校施設の「講座」以外への貸し出しは、地域健康診断の会場、社会教育関連事業である。
 - ・中学校のパソコン室をIT講習会の会場として活用している。

② 学校と家庭、地域社会との連携上の課題

- ・時間的な制約と施設の管理上から生じる人的課題と衛生面での課題が生じる。
- ・地域人材の高齢化が進み、施設の維持が難しくなっている。

③ 学社連携の推進上の課題

- ・社会教育法の一部改正に伴う趣旨を生かし、新たな事業展開を思案中である。
- ・学校コミュニティ・スクール事業を本年6月からパイロット事業として実施する予定である。成果をみて、順次、拡大していく予定になっている。

④ 学校開放の成果と課題

- ・子どものいる家庭をより考慮した開放の在り方を検討する必要に迫られている。
- ・参加者から得るアンケート内容の中身をより分析・検討した上での取組が必要である。
- ・学校を単に開放するというだけでは済まないのが現状である。開放して何ができるのか、といった研修が地域・学校・行政の三者間で必要となっている。
- ・総合的な学習の時間や教科などで人材活用を図っていくのに、学校開放などは有効な手段となると考えている。
- ・学校開放の実を上げるためにも、学社連携を推進する体制づくりと学校内における分掌組織の見直しが必要である。

⑤ コミュニティ・スクールに向けた取組姿勢

- ・学校のスリム化につながるのか否かの検討がいる。
- ・開かれた学校づくりといった観点での取組ばかりでは具体性がない。
- ・学校支援ボランティアの組織づくりが必要である。
- ・地域住民や保護者の理解をいかに得るのが大きな課題である。

2 社会教育の概要

- ① 教育施策の基本方針として、生涯学習社会の形成に向け、家庭・学校・地域社会・関係機関・団体等相互の連携（融合）を図り、個を生かし生きる力をはぐくむ学校教育、生きがいと心のふれあいを深める社会教育、地域を生かした芸術・文化、誰もが楽しめるスポーツを推進する。
- ② 教育の重点目標としては、「家庭、地域社会との連携を密にし、子どもの存在感や成就感を大切にした生徒指導の充実」「家庭教育の充実やボランティア精神を生かした地域社会の教育力の向上を図る」「市民ひとり一文化の普及を図れるよう創造的な芸術文化活動の促進と郷土の文化財の保存・活用に努める」などである。
- ③ 生涯学習推進計画（きらめきプラン）の「ともに学び、わを広げ、だれもが輝く」いわゆる「と・わ・だ」を目指した教育の振興を図る。
- ④ 「生涯学習」として「きらめき講座」を市職員が講師となって市民対象に実施する。
- ⑤ 生涯学習人材活用事業（人材バンク）として、多様な研修会に市教育委員会が講師や協力者を選出し、派遣する。謝金は教育委員会の負担とする。

（主な内容） ちぎり絵、書道、華道、エアロビクス、ストリートダンス等

（派遣時間） 2時間以内

（派遣回数） 同一団体への派遣は年1回

（申込方法） 派遣希望日の2週間前、生涯学習課に指導者派遣依頼書を提出

3 学社連携（融合）推進に向けて

住民の身近な教育施設としての学校（市内には小学校が18校、中学校が7校ある）や教育資源を活用しながら、学習機会を提供していくことは生涯学習の視点からいっても大きな意義をもつことは理解できる。

① 学校開放の実態

- 学校の教室、グラウンド、プール、体育館の開放が主である。
小、中学校ともに平日の夜間に集中しており、利用者は固定化されている。
- 学校が主となり、講座を開設しているかについては、小学校は「0」であり、中学校では「2」校である。また、2校の中学校の開設講座数は「11」、受講者の延べ数は「270」人である。
- 施設の利用者にも高齢化が進んでいる。
- 学校コミュニティ・スクール事業を平成14年度より試行している。

② コミュニティ・スクールへの取組と可能性

- 学校を開放することで様々な課題（人、もの、時間）が生じてくるが、地域社会と連携（融合）を進める上で何から解決しなければならないのか、研修する必要がある。
- 地域の人材活用の視点を総合的な学習の時間との関係のみならず、生涯学習の振興と教育力の向上の点と絡めて学校のスリム化策として検討する必要がある。

4 コミュニティ・スクール実施要項

（趣旨） 学校施設において、生徒・教師・地域住民が共にふれあうことができる講座等を展開し、地域住民や多様な立場の人々が気軽に学校に足を運ぶことで学校理解を一層深める。また、学校を生涯学習関連施設として有効活用し、よりよいコミュニティ・スクールのあり方を探るモデルケースとしてこの事業を実施する。

推進に当たっては、運営にかかわる学社融合推進コーディネーターと共に運営協力員の育成に努め、協働で円滑な事業展開を目指す。

（主催） 十和田市教育委員会

（運営） 学社融合推進コーディネーター（教員1名） 生涯学習課
運営協力者（S中学校 PTA 有志のレインボーの会、おやこ劇場）

（対象） S中学校生徒、教師、地域住民

（会場） S中学校

（内容） S中学校の教育活動での内容を基盤する一方、地球的、ふるさとの視野をもった自然や環境問題、人との出会い、国際交流、創造性等を培う内容とする。

（期間） 平成13年6月から12月

（回数） 月1回の計6回

（時間） 第1あるいは第3土曜日の午後1時から5時

（費用） 講師、コーディネーター、運営協力者は無償
参加費は材料費、保険料に充当し、受益者負担

（その他） S中学校では部活動の実施中となるため、当日、部活動が休みの生徒が対象。参加募集の窓口は「おやこ劇場」が対応

十和田市教育委員会のコミュニティ・スクール事業の委嘱を受け、S中学校ではネーミングを工

夫し、「まな Bee ルーム講座」とした。その由来は、「楽習には音がつきものであり、ミツバチの羽音のように賑やかに活動する」である。

5 まな Bee ルーム講座内容

講 座 テ ー マ	日時	楽 習 内 容	募集	費 用
1 ケナフを育ててみよう	6 月	畑づくり 苗の植え付け	10名	なし
2 自然の恵をリサイクル	7 月	草木染めへの挑戦	25名	300円
3 自然の恵をリサイクル	8 月	藤蔓でマスコットの製作	20名	500円
4 子育てについて考える	8 月	講演とワークショップ	30名	なし
5 毛筆で遊ぼう	9 月	墨を通した自己表現	10名	800円
6 手話コーラスへの挑戦	10月	障害のある人との触れ合い	30名	なし
7 ケナフはがき	11月	ケナフ収穫、紙すき、作成	20名	200円
8 異国の生活を知ろう	12月	市内在住の外国人との交流	30名	なし

○ 5月14、15日は「おやこ劇場」の企画で2年生対象のワークショップを実施し、参加者の感動を呼び、好評を得る。

○ S 中学校では朝読書を実施しているため、この活動との連携を望む声が出ている。

(斎藤哲郎・吉澤良保)

Ⅲ-3 千葉県市川市のコミュニティ・スクール

1. 調 査 日 平成14年6月13日

2. 調査目的 昭和55年度から、20年以上の歴史を持つコミュニティ・スクール事業の展開と、平成9年度より始められた「ナーチャリングコミュニティ事業」についてその経緯と活動を知る。

3. 調 査 者 堀井啓幸・横山武士

4. 訪問機関 市川市教育委員会学校教育部指導課

〈説明者〉 指導課 深尾武司主幹

5. 入手資料 ・「地域ぐるみの教育を」 コミュニティ・スクール推進の記録22

市川市コミュニティ・スクール推進会議

・「豊かな体験 確かな学力 Enjoying School-Life」市川市教育委員会

・「夢・豊かな心と生きる力を 市川市教育計画概要版」市川市教育委員会 他に「子どもと歩む市川市の教育改革」ぎょうせい

6. 報告内容

1 概 要

市川市のコミュニティ・スクール事業は、「学校を開き」各小・中・養護学校が特色ある学校づくりを目指し、「開かれた教育」を推進し、地域の教育力を生かして、保護者・地域の方々の支援のもと、日常の授業を通して、教育課程の一層の充実を図るとともに、豊かな体験活動を通して、子ども達に夢や感動を与え、「学びを」を通して自ら学び、自ら考え、課題を解決する「生きる力」を育てることである。

各幼・小・中・養護学校では研究テーマを設定し、学習活動の改善を中心に総合的な教育活動の充実を図り、豊かな心と確かな学力を持った児童生徒の育成を目指している。

昭和55年に小学校5校をコミュニティ・スクールのモデル校に指定し、順次指定校を増やし平成元年には、全ての小・中・養護学校に広げ22年余にわたり事業を展開している。

平成9年度には、従来の①「ふれあい活動」②「地域教育力の活用」③「学校教育力の地域」への貢献の3本柱を「地域教育力の活用」に絞り、「学び」をキーワードに教育課程との関わりを一層深める支援体制づくりに移行した。また、地域活動の中で子どもを育てると共に、地域の子どもの人間形成にふさわしい社会の構築を目指すため「遊び」をキーワードに、「健やかな子」ども達を育てるナーチャリング・コミュニティ事業がスタートしている。

2 コミュニティ・スクール設置の背景

昭和50年代の社会は高度経済成長の物質的な豊かさに心が対応できず、価値観が多様化し、学校は全国的に戦後第二の非行の荒波にもまれ、特に新興住宅地等に見られた「学校の荒れ」は、市川市も例外ではなかった。

当時の高橋國雄市長は、この荒れた学校教育を正常化するため、学校を開き、家庭・地域・学校が一体となり、地域の教育力を生かして、子どもの健全育成を図ろうとした。その思いを山口重直教育長が具体化し、市川市独自の施策とし推進したものである。

市川市の北地域は高台で自然が豊かで以前から住んでいる人が多いのに対して、南地域は海に近く、他から移り住んだ新興住宅地で、新旧住民の意識のギャップが見られたので、学校・家庭・地域（企業も含む）が連携をしながら、地域社会を復活させることも最初の意図にあった。

3 事業の展開

昭和55年4月に市川小学校・国分小学校・大柏小学校・富貴島小学校・新浜小学校の5校をコミュニティ・スクールのモデル校に指定してスタートした。余裕教室の解放を行い、コミュニティ・スクール委員会を全ての指定校に設置し、学校関係者、PTA、地域活動団体の代表で組織する「コミュニティ・スクール推進会議」を教育委員会指導課に置き、（年3回の会議で事業の検討、予算の配分）スタートした。

指定当初の活動は、学校施設の開放（校庭照明）、学校図書館活動との連携、PTA活動との連携をはじめ、お祭り・キャンプ・音楽会・講演会・児童会活動など、学校を核にした活動が展開された。翌56年8月には指定5校に夜間照明を設置し、校庭を利用した夜間の地域活動の条件整備を進めた。

昭和57年4月には鬼高小・菅野小・塩焼小・稲越小、60年4月には八幡小・高谷中が追加指定され、初めて中学校が指定された。

61年4月には大洲小・福栄小、63年4月には中山小・第一中を追加指定し、平成元年4月に市内小・中・養護学校55校全てを指定し全市あげてのコミュニティ・スクールの取り組みが展開された。

この間、夜間照明をコミュニティ・スクールの指定順に21校に設置し、市民向けの図書室（塩焼読書センター・福栄市民図書室・大柏市民図書室）や図書館（ひばり図書館）など余裕教室等を活用して開設し、地域に学校施設を積極的に開放した。学校を開き、地域の教育力を活用した全市をあげてのコミュニティ・スクールの取り組みは、文部省をはじめ、教育界、マスコミ等から注目されるようになった。

平成4年度の活動を見ると、「ふれあい活動」として、お祭り、ウォークラリー、交流教育、老人ホーム訪問等を行い、「地域教育力の活用」として田植え、海苔づくり、戦争体験談、伝統工芸、交通安全教室等を実施した。また、「地域への貢献」として、天文教室、パソコン教室、読書会、施設開放など、多様な活動がみられた。

平成8年からは、活動内容を教育課程を中心とし「地域教育力の活用」に絞り、地域ぐるみの学校づくりを進め、平成9年度からは、従来の①ふれあい活動、②地域教育力の活用、③学校教育力の地域への活用の三本からなるコミュニティ・スクール事業を「地域の教育力の活用」に一本化し、教育課程との関わりを一層深める支援体制づくりに重点を置いた事業に移行し、お祭りの事業を除き、「新たなコミュニティ・スクール」をめざし再スタートした。

再スタートした「コミュニティ・スクール」は「わかる授業」作りに地域の方々の支援を得ることをねらいとした。各教科をはじめ総合的な学習、特別活動や道徳、読み聞かせ活動などさまざまな場面での支援をはじめ、校外学習では社会教育施設、地域の商店、事業所などに協力を得るなど、地域との連携を図る事例が数多く見られた。

学校を開くことで、学校と地域が「ふれあい」、学校が地域に理解され、「地域の教育力」を活用するなかで、子どもが地域に出ていき、学校の先生以外にも先生がいることを知り、「学校の教育力」を地域の拠点とし、学校の教育財産を地域で活用するコミュニティ・スクール事業が展開された。

各学校は地域の特性を生かし特色を出すよう主体的に取り組んでいる。北の地域は自然を生かした総合的な学習、南は福祉に関するものなどを取り上げるなど、それぞれ地域の特色を出している。

この市川市の「学校を開き、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる」の理念はオルセンの「生活中心の学校」やポール・ラングランの「生涯学習の基本原則の理念に基づく」もので、市川市教育の根幹をなして、教育方針・施策の原点になっている。

4 運営者・協力関係

市川市の各校では日常の授業の中で、「学び」をキーワードに地域教育力を生かした特色ある教育活動が行われ、学校教育の充実を図ると共に、子どもたちを地域ぐるみで育てることを基本理念に据えた取り組みをしている。

コミュニティ・スクールの運営委組織として「市川市コミュニティ・スクール推進委員会」がある。事務局を市川市教育委員会指導課に置き、各校コミュニティ・スクール役員・関係者10名により組織され、年3回市川市コミュニティ・スクール推進会議を開催し全体の企画・運営に当たると共に、広報「コミュニティ・スクールだより」を発行し、各校の訪問活動、情報収集、活動の内容の検討などを行っている。

各校に設置されたコミュニティ・スクール委員会は、事務局を学校に置き、家庭・地域・学校など代表者により組織・運営され、学校と家庭・地域の架け橋として、地域の方々との交流・情報の共有・会議・研修会など家庭・地域・学校の連携機関になっている。各コミュニティ・スクール委員会（平成12年度）の構成は、下記のようになっている。

- ・委員長
- ・校長、教頭、関係教職員、PTA 関係者
- ・自治会、子ども会育成会、民生児童委員、青少年相談員、体育指導委員、老人会、地域有識者、社会教育施設関係者、地域ボランティア代表

5 予 算

1校あたりの予算はスタートした昭和55年から、市内全校が指定された平成元年までは1校当たり100万円であったが、平成6年から平成9年までは30万円、平成11年から27万円とさがり、現在は21.6万円と減少してきているが、活動は多面にわたり展開されている。

教育委員会の担当の事務局は企画指導課－生涯学習課－指導課と変わっているのは、活動内容の変遷から見ることができる。

昭和55年当時の荒れた中学校に対応し事務局は企画指導課が担当して、子どもは学校だけではなく、地域の中で育てるという思いで学校を開きスタートしたが、生涯学習社会へという社会の要請から生涯学習課に担当が変わった。

平成8年からは活動内容の重点を教育課程を中心にした「地域の教育力の活用」に絞り込み、開かれた学校づくり、総合的な学習の展開等に対応して指導課が事務局になっている。

各学校に配布される予算は、最初から委託料で、教育委員会が各学校に設置されたコミュニティ・スクール委員会と契約した。市川市のコミュニティ・スクール事業が、地域の賛同を得て、その協力のもと、活動を推進できたのは、いわゆる紐付きでなく、予算をコミュニティ・スクール委員会（学校）が自由に使えるようにしたことである。

予算が委託料で100万円という高額であったため、コミュニティ・スクール委員会は、祭り、スポーツ大会、人材確保、清掃用具など活動に必要なものを、時間の制約もなく自由に購入し、必要なものを必要なときに使用することができたことがコミュニティ・スクール事業の進捗の大きな要因になったと考えられる。

6 コミュニティ・スクールからナーチャリング・コミュニティへ

市川市は平成9年度から、過去20年以上の歴史を持つ地域ぐるみ教育の「学び」をキーワードにして、学校を核に、家庭・地域の教育力を生かし、3者が一体となって、学校の教育活動を支援するコミュニティ・スクール事業に加えて、「遊びを」を核とする「ナーチャリング・コミュニティ事業」を教育委員会の主導のもとに展開している。

変化の時代に生きる子ども達を「健やかな子ども」に育てるため、地域が核となり「地域の子どもは地域で育む」という考えに立ち、「遊び」をキーワードに地域の特性を生かした多様な体験、様々な人々との交流を図り、地域の教育力を高め子ども達の成長を支える地域社会の形成をめざしている。

ナーチャリング・コミュニティ事業は「子ども達の育成」「地域社会の再生」「生涯学習意識の高揚」など多様な課題を包含しているので、生涯学習課、指導課、保健体育課、青少年課、社会体育課、庶務課、地域振興課の7課の職員により、プロジェクトチームを作り、教育長のリーダーシップのもと事業の概要を整え周知を図ったが、地域の育成団体、コミュニティ・スクール委員会、自治会等の反対が強く理解を得るのに多くの時間と努力を要した。

現在は16の「ブロック実行委員会」（ボランティアにより構成）が事業を企画・運営している。またボランティアが任意に参加し、情報交換を目的とした「ブロック連絡会」がある。そのブロックの代表が課題協議や共通認識を行う「実行委員長会議」があり有効に機能しているようである。

活動の予算は1ブロック140万円で委託料である（平成12年度）。活動計画は実行委員会でボランティアの希望、子どもたちの要望をもとに作り実施されている。

成果として、様々な活動を通して子ども達の自主性・社会性・協調性な心の成長が見られ、地域

を越えて交流の場の広がり、学校では得られない多様な体験や異年齢交流の大切さが理解されるようになった。

ボランティアとしての中高生の参加、休日の活動、放課後の平日の活動、子ども達を作る活動などの課題の解決のため、より一層地域活動のあり方の協議が必要である。

学校中心のコミュニティづくりから、地域住民中心のコミュニティづくりへと変わってきたのは、コミュニティ・スクール事業が充実し熟成期に入ったと考えられる。

7 実践例

(1) 創意と活力のある学校づくり〈小・中学校の連携〉

市川市では「創意と活力のある学校づくり」事業をすすめている。各幼・少・中・養護が、幼児・児童・生徒の実態に即して、研究テーマを設定し特色ある学校づくりを進めている。研究は各学校の主体性を尊重し、研究指定校制度はなく各校の主体性に委ねている。

市川市教育地域共同体構想として、各中学校ブロックで校長及び教職員を中心とした共同研究及び活動の体制がつくられている。一つの中学校区に小学校が2～3校あり、中には幼稚園があるところもある。学校間が連携し、お互いに知り合い子どものことについて理解をしていくため、学校間でテーマを決めて研究会をすすめることもある。

学校と学校、教員と教員が連携して研究をすることで学区、地域の連帯感が深められ、広い範囲での子どもを育てる視点が共有し、理解し合い地域との連携が深められている。

学力の問題をテーマにしての研究会は、学校ごとの取り組みのなかで、コミュニティ・スクール委員会が窓口になって、小学校が中学校に行き、中学校が小学校に行き授業をすることもある。

進学する中学校の紹介を中学生が行ったことで、小学生は中学校が怖いところだと思っていたのが交流を通して不安を解消することができた。また、ブロックでの清掃活動を子どもだけで行う学区もある。学校と地域がセットになっているので、学校同士の交流が進んでいる。

(2) スクールカウンセラーの充実

小学校の余裕教室を活用してのカウンセラールームには、「ゆとり」と「くつろぎ」の二つの言葉を合わせてつくられた造語の「ゆとろぎ相談員」というカウンセラーがいる。また中学校にはライフカウンセラーと呼ばれる学校カウンセラーが常駐し、子どもたちの学校生活におけるさまざまな相談に当たっている。地域の方が「ゆとろぎさん」になることもある。最低1名を配置し、中学校には臨床心理士の方もいる。

市川市の特徴は、①小学校段階からライフカウンセラーが配置されていること、②市川市の全小・中学校に配置したこと、③活動のための時間が保証されていること、④ライフカウンセラーの連絡会を毎月開催していること、⑤研修会を年に3～5回実施し資質の向上を図っていることなどがあげられる。

市川市は国や県費のスクールカウンセラーを用いず、市採用のスクールカウンセラーを全校配置したことは、これからの教育改革に不可欠な事業と考えてその充実を図ったことである。

(3) 人材バンク

市川市の学校では多様な教育活動を展開するため、学校・幼稚園・保育園・地域団体に向けて、子どもたちとその指導に関わる人たちの学びを支援するための「人間ネットワークづくりとコーデ

イネイト」を進め、サポーターバンク資料集が作られている。

平成12年度の「地域教育力の活用」状況は12,848名で、1校当たり約230名もの方々の支援を受けている。

＊市川市の教育は、理念とする「行動の教育」、「開かれた学校」、「自ら創造する生涯学習」の3本の柱に沿って注目される教育施策が多面にわたり先進的に事業が展開されている。日本の教育改革については、これからの公立学校のあり方として、「コミュニティ・スクール」が注目されるなかで、20余年の歴史をもつ市川市・市川市教育委員会の教育実践を通して、地域の教育に責任を持つ教育委員会の果たす役割の大きさを改めて知ることができた。

＊コミュニティ・スクール(CS)とナーチャリング・コミュニティ(NC)

	コミュニティ・スクール(CS)	ナーチャリング・コミュニティ(NS)
基本理念	学校・家庭・地域が連携を図り、豊かな体験、専門性、体験活動など保護者や地域の方々の支援のもと、「学び」を通して、子どもたちに夢や感動、生きる力を育む。	地域住民が中心となり「遊び」をキーワードに、地域に多くの遊び場と機会を創り、さまざまな体験や人とのふれあいを通し、健やかな子どもたちを育てる。
ねらい	「開かれた教育」を推進し、保護者・地域の方々の支援のもと、日常の授業を通して、子ども達に夢や感動、生きる力を育てる。	「みんなで子どもたちを、みんなでボランティア」を合い言葉に、地域活動の中で子どもたちを育成すると共に、地域コミュニティの再構築を目指す。
予算	56コミュニティ・スクール 各校216千円 12,096千円	16ブロック(中学校区) 各1,150千円 18,400千円
契約形態	委託契約(市長とCS委員長)	委託契約(市長とNC実行委員長)
組織	市内公立各小・中・養護学校にPTA(家庭)、地域、学校の代表者からなるコミュニティ・スクール委員会を組織する。運営母体として、各コミュニティ・スクール委員会代表者の中から役員を選出し、市川市コミュニティ・スクール推進委員会を組織する。	市内16ブロック(中学校区)内のボランティアによるナーチャリング・コミュニティ実行委員会を組織する。 各ブロックの実行委員長で構成する実行委員長会議と各ブロックの情報交換の場として、ブロック連絡会がある。
事業	対象	小・中・養護学校の児童・生徒
	活動内容	市内全ての子どもたち ○いつもの時間にいつもの場所に行く と活動している。 ○子どもたちが遊びを創る「自由遊びの場」や趣味を生かした遊びを定期的に行う活動。(継続型) ○多くの人たちのふれあいの場となる活動で、フェスティバルやスポーツ大会など、年に1回～数回行う活動。(イベント型)

Ⅲー４ 栃木県鹿沼市のコミュニティ・スクール

1. 調査日 平成14年7月11日（木）
2. 調査目的 鹿沼市は、他区市に先駆け「学社融合」に取り組み、先進的な活動を展開している。平成7年度の文部省委嘱事業、平成8年度の栃木県のモデル事業における実証的研究を契機に、学校教育と社会教育が協働・共有しながら特色ある活動を行っている、石川小学校の事例を含め調査を行った。
3. 調査者 堀越幾男
4. 調査先 鹿沼市教育委員会生涯学習課
〈説明者〉 穂本社会教育主事
5. 入手資料 子どもを育てる方向の共有化と活動の協働化

6. 報告内容

鹿沼市は栃木県の中央部に位置し、東西34.2km、南北13.2kmの細長い形をしている。面積は31.3km²、人口は9万3千余である。

鹿沼市では、平成元年度から、市民を主体とした生涯学習の本格的な推進に取り組んできた。その当初から「生涯学習は家庭教育、学校教育、社会教育を含んだ概念である」としており、生涯学習を振興するために、家庭教育、学校教育、社会教育のそれぞれの教育分野の充実と同時に、相互の連携を重視してきた。

例えば、鹿沼市の小・中学校では学校図書館ボランティアや日本語教育ボランティアが活躍しているが、その育成と活用のシステムは生涯学習推進施策の一貫として整備されてきた。そのシステムは、ボランティアの発掘・育成を社会教育が担い、児童・生徒の教育・学習に学校教育が活用するしくみである。両方のボランティアともに鹿沼市の学校教育には欠かせない存在になっている。また、両ボランティアとも人材発掘・養成から活用、活動支援、資質向上研修までが体系的に組み入れ、市民の主体的な意思を基本として、社会教育、学校教育が連携しながらそれぞれの役割分担に沿って活動を展開してきた。以下の学社融合の実践も生涯学習の主要施策に位置づいている。

1 取り組みの経緯

鹿沼市の「学社融合」は2つの大きな実践研究からはじまった。一つは、平成7年度の文部省委嘱の「学社融合推進プロジェクト教育ネットワーク構築推進事業」である。この要綱で「青少年の健全育成に資するため、青少年教育施設、学校などにおいて、青少年に関わる家庭教育、学校教育、社会教育の教育機能を見直し、家庭・学校・地域社会の新たな連携・融合を推進する」とし、具体的に教育ネットワーク構築推進事業の説明で、「子どもたちが生涯にわたって進んで学び、主体的に生きていく力を育てる観点から、学校を核としながら、家庭及び地域社会との連携を図った新しい教育の在り方について、実践的な調査研究を行う」としている。ここでの研究は、市立石川小学校を中心に、北犬飼中学校区で進められた。

もう一つは、平成8年度の栃木県教育委員会委嘱学社連携・融合推進モデル事業である。同実施要領において、「地域の生涯学習の形成に資するため、教育関係者等が学校と地域社会が持っているそれぞれの教育・学習施設や教育機能を相互に理解しあい、児童生徒や地域社会に対して総合的に教育・学習機会と場が提供される環境の醸成を図るよう連携・融合を促進する」とされている。ここでの研究は、市立板荷小学校を中心に板荷中学校区ですすめた。いずれも学社融合論の実証的研

究という位置付けを行い、同小学校と教育委員会生涯学習課との共同で研究に取り組んだ。

2 鹿沼市における学社融合の考え方

鹿沼市が考える学社融合は、狭義の学社融合である。すなわち学社融合の「学」は教育課程に位置づけられた教育活動を意味し、「社」は社会教育計画に位置づけられた学習活動を意味している。したがって、その両者が融合するので、学校教育として“単位認定”される活動になり、授業や学校行事、学級活動として具現化されることになる。

(1) 学社融合の概念

「学社融合」とは「子どもを育てる方向の共有化と活動の協働化の作用」であり、「学社融合した状態」とは「児童・生徒に対する学校の教育目標と地域・家庭の教育・援助目標が一致し、かつ学校と家庭・地域における教育・学習活動が共有化されているか、もしくは連動されている状態」である。つまり、学校と家庭・地域が子どもを育てる目標を共有し活動を協働化する作用である。そのため、学校と家庭・地域の三者が、共にその推進主体とならなければ学社融合を推進することはできない。

(2) 鹿沼市における学社融合推進の視点

鹿沼市教育委員会が上のような概念を設定している主な理由は、これまでの縦割りによる学校教育と社会教育の分離状態を解消することであり、両者の特性を生かしながら両者の機能を相乗的に作用させ、より望ましい教育・学習を児童・生徒に提供していくことにあるからである。そのような学校教育と社会教育が相互に関わり合いながらより豊かな教育・学習を生み出していくためには、学校教育とか社会教育とかそれぞれの教育分野だけを見つめていく考え方を改め、生涯学習の視点に立って、児童・生徒の教育・学習を総合化・体系化していく必要がある。また、学社融合を推進するためには、教育・学習の主体は教育者（教師・親・地域の成人）ではなく、学習者（児童・生徒、学び手としての親・地域の成人・教師）であると認識することが大切である。

3 鹿沼市におけるコミュニティ・スクール

鹿沼市における学社融合の推進を図るため、「夢のあるコミュニティ・スクール推進事業」を新たに起こし、文部省及び県教育委員会委嘱の研究を核としながら、その実践化を進めた。

事業の実施要領の趣旨には、「学校教育と社会教育の連携・融合のシステムの研究・開発をすすめる、学校と地域社会が連携・融合して児童・生徒の教育・学習を充実するとともに、地域における教育・学習の活性化を図り、さらには新たな教育・学習システムを構築することをめざし『夢のあるコミュニティ・スクールづくり推進事業』を実施する」となっている。

事業内容は、推進組織による研究開発及び指定地区における実践のふたつであり、包括的に示されている。また、その事業を実施するために、市のレベルの推進委員会やプログラム研究・開発委員会、さらに学校や公民館の実施主体ごとの実施委員会が設置されている。いわば、推進を図るための総称としてスローガンとしてコミュニティ・スクールという名称が用いられている。

4 社会教育事業との融合

研究推進の中で、学校や公民館も加わった「夢のあるコミュニティ・スクールづくり板荷地区推

進会議」が組織され、学校と公民館の融合について検討された。その成果のひとつとして、板荷地区公民館では、学校の教育活動と連動して公民館事業が開催されている。このうち、公民館が依頼した地域人材が指導にあたった「料理教室」は、学校の授業とタイアップして行われ、家庭科の単位に換算された。

また、学校と地域の相互の情報交流が検討課題として提起された。学校の経営方針や様々な教育活動について、地域全体に広く知らせるために公民館だよりと学校だよりを合併して発行している。

さらに、社会教育事業として行われる「かぬま生涯学習大学」の講座を児童・生徒が受講した場合に、学校の選択教科の授業に認定している。

以下に鹿沼市の代表的な学社融合事例である石川小学校の実践について紹介することとする。

5 石川小学校での実践

石川小学校は、鹿沼市の南東端に位置し、児童数140名余、教職員数17名の学校である。石川小学校では、学社融合の原動力となる学習支援委員会を組織化した。これは、学社融合を進める課題ごとに、担当教師と、保護者や地域有志等で構成する組織で、その課題に関する学校と家庭・地域の連絡調整期間であると同時に、その課題に関する教育・学習の活動について計画立案、実践、評価する、いわば意志決定機関として位置づけられた。

学習支援委員会は、いわゆる“石川方式”と呼ばれる学社融合の推進母体である。

(1) 学習支援委員会の機能

学習支援委員会の発足で、石川小学校の学社融合活動は一気に活性化し、多くの成果がもたらされるようになった。11の学習支援委員会が活動を開始して約4年が経過したが、その活動の様子を納めたビデオの中で、国際理解教育推進委員会の代表者は、「学校から依頼を受けて始めた活動ですが、私たちは学校から頼まれてとか、学校のお手伝いとは思っていません。自分たちの活動と思っています。」と語っている。また、高齢者福祉教育を支援する地域人材は、こう話している。「私たちは自分が必要と思うことで、自分ができることはやりますが、必要と思わないことやできないことは、先生方から希望されてもやりません。」

当初は教職員が苦勞しながら機能させていた学習支援委員会であったが、今では保護者や地域人材が自発的・主体的に活動し、学校と家庭・地域が一体となった教育・学習を推進する組織として、完全に機能している。

これまでのその成果を分析すると、学習支援委員会は次のような機能性を持つことがわかる。

① 地域情報収集・伝達機能

人材、歴史、文化等の教材、公民館や地域活動等の情報を集め、学校に伝える機能。初めは学校の求めに応じて知っている範囲の情報を伝えるだけであるが、やがては積極的に情報を収集したり、教材化したりするようになる。

② 学校情報伝達機能

学校の考えや実践内容、成果、課題などを地域に伝える機能。クチコミが主たる伝達手段になるが、時にはパンフレットを作成し、配付することも行われる。

③ 学校教育活動企画・立案・実施機能

授業等を教師と協働して企画・立案、実施する機能。現在活動しているほとんどの学習支援委員会の中心となっている機能である。

④ 社会教育活動計画・立案、実施機能

学校内外に子どもや大人のための学習活動を生み出し、実施していく機能。休み時間を使って子どもたちに、また学校施設を活用して大人たちに学習機会を提供していく機能。やがては学校外にも新たな学びを作り出す機能でもある。

⑤ 人材養成機能

学社融合活動に必要な人材を意図的・計画的に養成する機能。この機能が発揮され続ければ、学習支援委員会の活動に停滞は生じてこない。

石川小学校学習支援委員会

- 高齢者福祉教育推進委員会
- 国際理解教育推進委員会
- すこやか委員会
- 生活科支援委員会
- 楽書委員会
- 音楽支援委員会
- 学校図書館運営委員会
- 家庭教育学級運営委員会
- 情報教育支援委員会
- クラブ活動支援委員会
- PTA 研修部

(2) 音楽支援委員会の活動

- 音楽支援委員会の活動として、ミニコンサートの開催と授業に関わることがあげられる。活動を通して、子どもたちの鑑賞態度が高まり、楽器に対する親しみも増した。
- 関わっている人は、ピアノ教室を主宰している保護者や市内音楽サークル・学校の吹奏楽サークルなど多彩であり、関わっている分野は、合唱、オーボエ、チェロ、ピアノと声楽、バイオリン、琴と尺八、郷土民謡などである。
- 委員会が演奏者の決定やミニコンサートの進行・管理、学校とのコーディネートを行っている。
- 教師は、委員会が関わることにより、教材研究を省けるので、その分を他にふりむけることができる。
- 次年度の企画の際、教師の要望をとりまとめ、その要望をもとに各支援委員会の代表で打ち合わせを行い、年間指導計画に位置づけている。

平成13年度は、上記の11の分野について、延べ143日にわたって活動が展開された。その割合は、授業日数の59.8%であり、2日に1回の割合で融合活動が行われたことになる。

(堀越 幾男)

Ⅲー5 東京都調布市の PFI スクール「調布市立調和小学校」

1. 調査概要

コミュニティ・スクール研究会（代表：亀井浩明）による市町村教育委員会に対する調査「コミュニティ・スクールに関する調査」（全国の市区教育委員会すべて、町教育委員会の40%、村教育委員会の30%に対する調査票郵送による調査、回収率36.9%、調査期間2001年11月21日～12月22日）によれば、学校施設の複合化を実施していると答えた教育委員会は全体のわずか9%である。しかし、臨教審答申（1987年）において「生涯学習体系への移行」という視点が明示されて以来、また、地域住民も参画した開かれた学校が目指されるようになって、地域全体の生涯学習環境整備との関わりで学校施設の在り方が問われることが多くなっているという事実がある。さらにいえば、今後、一時的に学校大規模改修・改築が集中する状況下において、地域の施設の改修・改築と同時に学校の改修・改築を可能にする学校施設の複合化、それに関わって、民間の資金や経営能力を導入することで建築コストを軽減し、質の高い公共サービスを提供できる PFI(Private Finance Initiative：民間活力導入政策) が導入されることは必然的であるように思われる。本報告では、調和小学校が建築されるまでのプロセス、建築後、運営管理会社と学校との間に生じた課題等を明らかにすることで、これからのコミュニティ・スクールの在り方、その原点を探ろうとするものである。

2. 調査者 堀井啓幸

3. 調査地 東京都調布市立調和小学校・調布市教育委員会

4. 調査日時

2001年12月14日 調布市教育委員会総務課主幹細川一二氏へのインタビュー調査

2002年9月17日 調和小学校校長山崎氏へのインタビュー調査

2002年11月1日 同上、細川氏への調査及び管理業務会社石黒氏へのインタビュー調査

5. 入手資料

- ・調布市立調和小学校新築工事概略図
- ・調布市立調和小学校整備並びに維持管理及び運営事業の概要
- ・調布市統合新設校開設準備委員会検討結果報告書 平成10年9月
- ・調布市立野川小学校及び大町小学校の小規模対策に係る具体的方策案について報告
- ・調布市統合新設校基本構想書 平成10年3月
- ・東京都における PFI 基本方針 平成12年12月
- ・平成13年度版調布市の教育

1. 教育経営における物的条件整備の今日的課題と日本的 PFI によって 初めて建築される小学校——本事例の分析の意義——

ここ20年ほどの教育経営における物的条件整備について、国の補助基準行政という側面からマクロな視点でとらえれば①、補助基準面積を徐々に引き上げるだけではなく、人間性豊かな児童・生徒を育てる教育環境づくりという観点から、学校施設の質的充実を図るための施策が展開されてきたといえる。例えば、1982（昭和57）年度からの屋外教育環境整備費補助、小・中クラブハウス整備費補助、1983（昭和58）年度からの中・高校セミナーハウス整備費補助、大規模改修補助、1984（昭和59）年度からの多目的スペースに係る小・中学校の必要面積の引き上げ、1986（昭和61）年度からの学校施設への木材の使用促進対策、基本設計費に対する補助、1988（昭和63）年度からの部室

整備に対する補助、また、最近のコミュニティ・スクールパイロット・モデル事業、エコスクールパイロット・モデル事業などがある。ただし、そうした施策の意義は認められるとしても、結論的にいえば、国の脆弱な公教育費財源と乏しい地方予算という構造的な財政的脆弱性のもとで、学校設置主体である地方公共団体においては、教育委員会と建築課（施設課、営繕課等）のシングルラインの図で計画をし、実施設計図のみ外注することによって、多くの場合において脆弱な補助基準における形式性のみ学校施設に具現化してしまったのである。その点、現在、国及び地方公共団体の財政悪化の状況下で、こうした学校施設整備における補助基準行政に VFM (Value For Money : 公共資金の最も効率的な運用のこと) が期待できる「民営化」(いわゆる「民間活用」) が考えられていることは必然的なことである②。そして、下村哲夫が指摘するように、「教育経営の場が、学校から地域へ、地域から国へと拡大するにつれ、直接教育活動に関連する面よりも条件整備にかかわる面が増し、それにともなう『教育』に比べ『効率』の比率が増す」③ようになったことも事実なのである。

ただし、こうした状況において、改めて検討が求められるのは、「民営化」を具体的手段とする「効率化」の教育（学）的考察である。いわゆる「臨調路線」④において、学校給食、学校警備員、学童擁護員、学童保育所等の民営化、民間委託が進んでいる。これらの問題は、国及び地方公共団体における教育行財政基盤の脆弱性という現実的な壁の前に、教育経営以前の問題として、その教育的な可能性との関係で学的に正面に見据えて論議できないままに、ある意味でなし崩し的に追認しているように思われる。学校の教育活動に関わる条件整備という問題が財政に関わる問題ということで、学校では「与件」として議論できない（しない）という側面もある。また、人的条件の民営化として、民間人校長の採用がなされ（2002年度に比べ、2003年度は採用者が50名を超え倍加している状況にある）、学校のこれまでの体質を打破していく手段ととらえられ歓迎されているように思われるが、これまで重視されてきた教職のキャリア・プロセスについては必ずしも熟慮されていない。すなわち、キャリア・プロセスにおいて認知されてきた「自己更新」作用が等閑視されているのである。本報告で焦点化する学校建築の「民営化」の考察は、その背後にある「効率化」の教育（学）的考察を含んで、まさにこれまでの学校教育の理論・実践を根本から見直すことであるといえよう。

我が国では、直接的にはイギリスの影響を受け、1997（平成9）年から当時の橋本首相の指示により、経済企画庁（当時）において PFI（Private Finance Initiative : 民間活力導入政策）導入が検討された。その後、1999（平成11）年9月、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」いわゆる PFI 推進法が施行され、2000（平成12）年3月、基本方針公表、そして、2001（平成13）年12月、行政財産の貸し付け、民間収益事業等との合築等の措置が可能になるように PFI 推進法が改正されて現在に至っている⑤。ただし、一般公共事業において PFI が導入されてきたのに対して、公立（小・中）学校施設の整備・運営において、PFI が活用されている（計画されている）事例は必ずしも多くない⑥。

事例として取り上げた調布市立調和小学校は、2000（平成12）年11月に PFI 事業としての実施方針が公表・募集され、2001（平成13）年3月に三井物産など7社で構成する企業グループと契約を締結、2002（平成14）年9月から新校舎での授業が開始されている我が国最初の PFI（Private Finance Initiative : 民間活力導入政策）事業による義務教育学校である。

学校建築及び運営にかかる主な事業内容は、学校統合に伴う新築及び施設維持管理を BTO（Build Transfer Operate : PFI 業者が施設を建設した後、施設の所有権を行政に移管したうえで、

PFI 事業者がその施設の運営を行う）方式で実施、温水プール等を授業時間内に地域開放し、事業者が運営業務を受託するというものである。基本的には、PFI 事業者が提供する公共サービスの対価として公共から支払われる料金の PFI 事業者の事業費を賄っていく「サービス購入型」に分類され、広義には、イギリスで多く行われている PFI スクールと同じ民間活用の在り方であるといえよう⑦。しかし、我が国の文科行政においては、国庫補助制度との関係で、事業費が建築費と維持管理・運営費に明確に分離されていること、建物が竣工された段階で設置者に建物所有権が移転されること、補助費の地方負担分を含め、国庫補助にかかる事業費については全額を採択年度に支出することなどの原則があり、また、市町村立学校における教職員の人件費についての補助制度との関係もあって、民間活用の範囲がかなり限定されたものとなっている（その点、現時点では民間のノウハウがより活用しやすい BOT 方式－PFI 事業者が建築、運営、管理したあと、行政にその施設を移管する方式－は不可能である）。その意味では、本事例から PFI 事業の本来の目的である「民営化」「効率化」について本質的なところから検討するには制約がある。しかし、調査を進める過程において、イギリスの事例では見えにくかった PFI 導入（本来、「効率化」の視点が重視される）による学校施設整備の前提としてのパートナーシップの在り方について具体的で貴重な示唆が得られた。

本稿は、我が国初の PFI スクールであり、PFI 導入によって、単なる合築に終わらない本来の複合学校施設のコンセプトをもった小学校の建築過程及び現在の維持・管理状況を分析することによって、今求められている教育経営におけるパートナーシップの基本的な在り方及びその課題を探ろうとするものである⑧。

なお、本事例についての検討は、細川氏（調査当時、教育委員会総務課主幹、教育委員会在職 9 年、建築主事の資格をもつ）へのインタビュー調査、管理業務会社石黒氏へのインタビュー調査、さらに学校長（当時）山崎氏へのインタビュー調査にもとづいている⑨。細川氏は本事例の統合新築に最初から関わってきた実務面の中心的人物である。また、山崎校長は調和小学校が野川小学校と大町小学校との統合によって創設（野川小学校に大町小学校が統合という形での統合、統合されて 4 年目に PFI スクールとして新築される）された時から、調和小学校の校長を勤めている。細川氏との質疑応答は PFI 導入によって学校建築を行うまでのプロセスを中心に、また、山崎校長、石黒氏との質疑応答は学校の管理運営の問題を中心に行った。

2. なぜ、PFI を導入しなかったらならなかったか

－大前提としての地域住民とのパートナーシップ－

統合された調和小学校が PFI スクールとして新設されるまでの主なプロセスは、表（1、2、3）に示したように時系列的に 3 段階にまとめられる。これらの段階は、今後の教育領域での「民営化」あるいは少子化に関わる学校統廃合などの問題を考えるために重要な視点を示唆している。すなわち、「1 実施設計までのプロセス」においては、学校統廃合の失敗から生じた、住民の要求を第一に重視するという建築計画の基本的姿勢という視点、「2 PFI 導入に至るまでのプロセス」においては、最初の視点と密接に関わっている、PFI 導入の背景として市町村財政の逼迫の現実及び行政サイドにおける PFI 事業理解者の存在という視点、「3 事業者の選定及び PFI 事業の詳細決定」においては、今後その在り方が問われるであろう審査基準（評価）の質に関わる視点である。

結果的に、調布市は、2001（平成13）年 3 月に三井物産グループの設立した特別目的会社（「調和小学校市民サービス」）と事業協定を締結した。契約期間は、2017（平成29）年 3 月末までの 16 年間、契約金額は、45億7444万3650円（消費税込み）である。PFI 導入が建築費において VFM を生

み出したことはあるにしても、それは最初から「学校建築費のコスト削減ありき」で生み出されたものでないことがわかる⑩。

表1：実施設計までのプロセス

- 以前から、調布市では少子高齢化による学校の小規模化が問題になっており、具体的には野川小学校と大町小学校の統合が検討されていた
- しかし、「校庭面積が減少する」を主な理由として、反対意見が大きくなり（署名運動）思うように進まなかった（教職員、保護者への情報提供がほとんどなされなかったという反省がされた）
- 「住民主導型」による学校づくり方針の徹底を図る（平成10年9月「調布市統合新設校開設準備委員会検討報告書」）→「住民の意見をいただいた以上、しっかり作らなければ」という気持ちになった
- 住民の要求をほとんど取り入れたため（オープンスクールにする、特別教室の位置付けを地域との交流を前提にする、地域コミュニティの核にする、統廃合に関わるメモリアルコーナーの設置、プールを温水化して地域に開放、図書館の分室の統合、備蓄倉庫の設置、開放運営委員会の設置、全室空調化など）、当初、予定していた25億の建築費が45億になる
- 平成11年3月実施設計完了

表2：PFI導入に至るまでのプロセス

- 市財政関係、政策関係、教育関係委員会にて3年計画にて建築することを決定（1年目；補助金なしで、現在校の解体、遺蹟の除去などをする、2年目；国からの補助金4割、3年目；同6割として補助金対象部分の全額を得る計画）
- 前金として必要な約5億円の出費の決算を要求するが部局長協議でカットされる
- さらに市長間協議でカットされる←厳しい調布市の予算の問題；もともと歳入が下がってきていた、それに加え、平成12年度支出として、京王線の立体交差事業、サッカースタジアム（東京スタジアム）の建設、国領駅周辺の再開発事業など大規模事業が計画されていた
- 平成12年2月28日、庁内PFI検討委員会設置
- 平成12年5月下旬、VFM8%の試算
- 平成12年6月上旬、都へ補助金関係の陳情→「担当係長は東大大学院でファイナンスを研究された方で熱心に話にのってくれた」
- 平成12年7月6日、旧文部省に補助金の陳情（調布市職員8名に対し、文部省関係14人で対応）→担当施設課長は北九州市でPFI事業を担当しており、BOT方式ではなく、BTO方式として認めてくれた
- 平成12年10月、PFI事業をすでに担当していた「パシフィックコンサルタント」とアドバイザー契約、補助金なしでも2～3%のVFMの試算もえる
- 平成12年11月30日、債務負担行為の契約
- 平成12年12月6日、旧文部省に陳情、「個別案件」として補助金を確約

表3：事業者の選定及びPFI事業の詳細の決定（平成13年4月18日「調布市立調和小学校整備並びに維持管理及び運営事業の概要」にその経緯が詳しく掲載されているので、ここではH氏とのやり取りで留意点と思われるところをあげた）

- 当初、説明会にどれくらい来てくれるか心配だったが、企業60社担当者130名が訪れた。結局、12グループ（最終的には竹中工務店がおりて、11グループ）がVE（Value Engineering：水準を確保したなかでのコスト削減に対する事業者の提案）提案書を作成してくれる
- 「審査委員会のメンバーは、PFI事業を検討するには最高のメンバー」

- 評価項目の基礎点（当初の要求水準を満たしているか）と加点の配分は当初、70：30と考えていたが、すでに実施設計が終了していることから、75：25とした。→「25」の配分については、論議があった
- 830の提案があって、審査通過がそのうち148。それ以外は要求水準を満たしていないと判断された
- 地元企業を入れているという視点もそれなりに評価され、三井物産グループの VE 提案に決定

830の提案があって、審査通過が148というのは、要求されている学校施設の水準が高いことの裏返しでもあり、それは住民の要求と取り入れることでむしろ当初の建築予算をはるかにオーバーしたところに、PFI 導入のきっかけがあったことと関わっている。もちろん、表2にもあるように、PFI 導入は市財政の逼迫という現実にも直接に関わっているが、財政逼迫のもとで、結果的にいわゆる「箱もの」的な学校が多く作られている全国的な状況において、住民主導型の学校建築であり、結果的に複合型学校施設がめざされたことに大きな意義を見いだすことができる。

1998（平成10）年4月に「統合新設校開設準備委員会」が発足しているが、構成メンバーは、市民10名、学校関係者8名、行政関係者2名であり、構成メンバーの半数を市民が占め、そのメンバー数からみても住民の要求及び学校の要求、その使い勝手を優先しようとする方向性がみてとれる。まず、こうした行政側のパートナーシップ重視の指向性が、本事例における PFI 導入の最大の要因となっていることに留意しなければならない。

今後、我が国における義務教育諸学校施設整備への PFI 導入が、いわゆる「臨調路線」、あるいは「競争原理と自己責任」を強調する新自由主義的経済秩序の確立の具体的手段として考えられていくとすれば、パートナーシップの確立こそ新自由主義経済が具体的に指向する「民営化」と「効率化」の間の問題（いわゆるリスク⑪）を軽減するための重要な要素であるといえよう。そして、パートナーシップの確立は、行政の住民に対する（自己）責任を明確にすることでもある⑫。

3. 「理解者」と審査基準にみられるパートナーシップの要素

旧文部省が本件を「個別案件」として承認したのは、人件費などの合理化が考えられない現行の補助基準行政のもとで、相当の工夫がないと VFM の創出に結びつかないと考えられていたからであり、現時点でも PFI の義務教育諸学校への導入には懐疑的な意見が多い。そうした中で、本事例が PFI 事業として実現されたのは少数派の理解者の存在によるところが大きいようだ。学校に対する保護者、住民からの要求が多様化し、また、多量に存在し、住民主導の（地縁を超えた）コミュニティ・スクールの創設さえも検討される時代にあって、学校の多機能化を視野に入れた「民営化」の視点は今後の学校の在り方を検討する際、留意すべき視点である。「本事例において、理解者が存在しなければ PFI 事業として施設整備は難しかった」（細川氏）が、理解者の存在は、従来の「直営的」学校運営や縦割り行政の一つの結果であった合築型学校施設を直接的に見直すきっかけをつくり、今後、補助金行政、地方分権、自律的学校経営などに関わる、教育行政－学校経営の新しいパートナーシップ構築の起点となるであろう。

審査は、神奈川県で PFI 審査委員長を経験している学識経験者や日本 PFI 協会理事が加わり、「現在の PFI 問題に最も詳しい我が国の専門家」（細川氏）によって行われたという。VE 提案書を作成した11グループは要求水準を満たしているということで基礎点75点を与えられ、残り25点について、a 施設の建設（VE 提案による機能の向上：配点2点）、b 施設の建設（施工計画：配点5点）、c 施設の維持管理（配点3点）、d プール施設の運営（配点7点）、e 事業計画（配点5点）、f リスク管理方針（配点3点）という6項目の付加点で審査された。決定されたグループは価格（VFM）につ

いては2位であったが、価格以外の上記の配点が最高点であったために選ばれた。特に、管理運営に関わって、すでに地元において実績があり、成果をあげている企業が含まれていたことも重要である。学校が地域に根ざした教育の場であることを踏まえれば、契約によって、これまでの、ある意味で曖昧にされてきた管理運営を業務契約として見直しすることを前提に、地元企業との新たなパートナーシップを構築していくことも大切である。もちろん、こうした審査基準の中身については今後検討すべき課題も多いが、学校、住民からの要求や今後の課題も踏まえた様々な視点（審査基準）から学校の建築が捉えられたことの意義は大きい。

これまでの我が国における学校建築の多くは、それを単なる「箱もの」として捉え、様々に存在する教育的な要求を排除する形で存在していた。本事例は、学校施設整備における中央・地方の関係を再度検討するという補助金制度の問い直しを行わず、現行補助金制度の上で、果たしてPFI導入は可能かという問題が様々に検討された事例であるが、その際、具体的に参考にされた法律は、学校教育法第85条や社会教育法第44条であったという。これらの法律は、学校開放や複合型学校施設の場合に検討されてきたように、学校を単に「箱もの」、とりわけ、児童・生徒及び教職員のためのものと限定的にみるのではない「公的」あるいは「アカウンタビリティ的」施設観が含まれている。すなわち、学校の外からの教育要求を踏まえたパートナーシップ（ここでは、それぞれの主体を大切にする「連携」と言い換えることもできる）が前提とされなければならない。今後、補助金行政の構造改革が進み、それと同時に義務教育諸学校におけるPFI導入が進められたとしても、我が国のPFIスクールは、まず、そうした学校（施設）観がトータルに検討されなければならない。

4. 複合型学校施設のコンセプトと管理運営実態の間を埋めるパートナーシップ

表4は、学校と維持管理担当会社の業務範囲を示したものである（「調和市立調和小学校維持管理業務仕様書」）。

表4 維持管理業務の範囲

施設区分	区 域	維 持 管 理 業 務 区 分					
		建築物保守 管理業務	建築設備保 守管理業務	外 構 等 保 守管理業務	清 掃 業 務	環境衛生管 理業務	警 備 業 務
学 校 施 設	普 通 教 室		○		△	○	△
	特 別 教 室		○		△	○	△
	管 理 部 分		○		△	○	△
	給 食 施 設		○		△	○	△
	学校図書館		○		△	○	△
	そ の 他		○		△	○	△
地 域 開 放 施 設	体育館施設	○	○		○	○	△
	地域図書館 分館	○	○		○	○	△
	プール施設	○	○		○	○	○
	そ の 他	○	○		○	○	△
屋 外	運 動 場 ・ 付 属 棟 等		○	○	△		△

○…原則として事業者が行う △…部分的に事業者が行う 無印…原則として学校（教職員・児童等が行う）

建築設備保守管理業務、清掃業務、環境衛生管理業務等は従来から外部委託されていたものであり、これまでと変わらない。ただし、本事例が複合型学校施設のコンセプトをもって建築されたために、地域開放施設と学校施設のゾーンニングが難しく、以下の点において、学校と維持管理担当会社との間に、新たな問題が生じてきている。

(1) 建築物保守管理業務と建築設備保守管理業務の実務面の重複と運営責任の曖昧化

例えば、地域開放の対象になっている温水プールの水質検査は、教職員と担当会社職員が重複して行っていることの非効率性・開放施設利用団体（者）に対する指導が担当会社にはないために生じる利用者のマナーの悪さへの対応の難しさなど。ただ、一方で、学校の施設・設備の破損などにすばやく対応してくれることの良さを学校側は感じている。

(2) 費用の重複と区分けの難しさ

例えば、水道光熱費について学校が使用した分と地域が使用した分について明確に区分できないという問題など。こうした問題は、教育財政上の区分が、相変わらず学校と社会教育、あるいは総務課と学校教育課にかかる従来の区分によっているために生じている問題でもある。トータルに学校予算をとらえる枠組みが教育予算－支出スキームとして再構築される必要がある。

(3) 学校の安全管理に関する対応の難しさ

児童と地域住民が共用する体育館や温水プールに加え、1階に付設された地域図書館も1階の地域住民が利用するエリアと2階の児童が利用するエリアが階段で結ばれており、安全管理上の問題が特に学校側からあげられている。実際には、温水プール利用者が受けつけからそのまま、学校教育のエリアに入り込む場合や、同じく図書エリアに入り込む場合などが懸念されている。維持管理運営会社には、契約上、「安全管理」の項目はなく、行政－学校－維持運営会社－警備会社の新たなパートナーシップの必要性が生じている。

こうした問題は、学校の新たな役割を考えたとき、ゾーンニングなどの学校空間の閉鎖性（国の複合施設化事業そのものが区画化を前提としているという問題もある）や問題点としてとらえるだけでなく、より効率的な学校をめざして前向きに検討される必要がある。

現在、本事例の施設の活用を住民主体で行おうとする「調和SHC倶楽部」（S：sport、H：health、C：culture）がオープンし、児童（生徒）を巻き込んだ形で地域統合型スポーツを指向しており、将来は、学校におけるクラブ活動も各学校を結んで行われようとしている。また、付設された地域図書館も（職員の努力等もあって、元々、利用率は高かったようだが）さらに利用率が高くなったという。学校における部活動の在り方や読書離れ、学校と保護者、地域との関係などさまざまに学校が問われ、一方で、相変わらず、学校への依存度が高く、多忙感を訴える教職員が増えていくなかで、複合型学校施設からもたらされる新たな教育効果をより高める方向で、学校－地域－行政の連携が問われているのである。

5. 今後の課題

今時の教育改革は、学校、教職員に対して多様で急激な改革を求めているといってよい。そして、そうした改革案（あるいはそれに関わる法改正）について多岐にわたって多様に論議されてきた。

しかし、最近の教育改革の根底にあると思われるのは「民営化」を具体的手段とする「効率化」ではないか。いいかえれば、学校の自律性の確立が求められ、「教育管理」が「教育経営」に転換されたといわれるようになった現時点においてこそ、「教育経営」が「教育」という論理を通すことによって「企業経営」とは異なることの意味と課題を明確にしなければならないのである。その点、ささやかかもしれないが、PFIを導入して学校建築をする場合に、あくまで住民の要求を具現化するという方針が貫かれていた本事例の分析から得られる示唆は大きい。我々は、「民営化」「効率化」という視点において、その前提として新たなパートナーシップが問われていることを留意すべきである。

いかに安く、良い学校を建てるか、様々に検討され、実現されてきたイギリスにおいても⑬、校長の「リスク」発言に象徴される教育理念と民営化条件整備のギャップが存在するのである。イギリスのように教育改革の答申（報告）とそれを具現化する建築基準（ビルディングブルチンなど）が一体的に示されることが少ない我が国においては、教育改革の具現化を図る専門機関の設置、あるいはそのための条件整備（例えば、学校建築過程への教師、保護者、地域住民の参加など）が急務になろう。すなわち、これまで、中央集権的とも言われてきた我が国の教育行政、及びそれに関わって、学校中心主義的で多くの面で学校に依存して教育責任が問われてきた我が国の社会状況下において、「競争原理と自己責任」を強調する新自由主義的経済秩序の確立への具体的な手段とみなされるPFIによる学校建築、そして、それに関わって教育行政・教育経営機能の役割転換が図られる場合、その前提としてパートナーシップ確立のための条件整備がないと、教育の内的条件と外的条件の一層の乖離や教育責任の不在状況をいっそう加速させる危険性を増大させることになるのである。

調和小学校の事例において、個人的な努力、熱意、知識をもった人々の協力によって実現できたというPFI導入のパイオニア的なプロセスを今後、制度としてどのように支えていくのか。さらに、個々の地方自治体で、PFI導入をすすめる際、審査委員会をどのように設置すべきか（短期間に「効率性」と「教育性」のバランスを考えた、質の高い審査が行われるためには、地元の議員や地元の学識経験者を並べただけの審査委員会では選定に客観性が失われる危険性が大きい）、検討すべき課題は少なからずある。一方、今後の運営において企業から派遣された人材の活用の幅を広げていくことの可能性もある（イギリスのように学校全般の施設管理などを専門にしてくれる専門職員を民間で配置することができれば、施設の安全管理や教職員の校務分掌としての施設維持・管理が効率的に可能になる。さらに、図書館の司書なども地域住民と共有化することで図書館運営もゆとりをもってできる等）。少なくとも、学校施設整備におけるPFI導入という視点でみる限り、教育における「民営化」は、まず、教育の質を高める「効率化」であることが前提とされ、それは、学校設置主体である各自治体の（自己）責任として、学校や地域住民の要求を踏まえるという新たなパートナーシップの確立を前提に実施されるべきである。

（堀井 啓幸）

<注>

- ① 戦後において実際どのような学校がつくられてきたのか、その動向から概観すれば、国の指導、とりわけ補助基準行政の影響が大きかったと理解できる。拙稿「戦後学校施設整備行政の変容に関する一考察—多目的スペース導入の分析を中心にして—」『日本教育行政学会年報』第16号、1990年、教育開発研究所、255～268頁参照のこと。
- ② PFI導入については、小泉首相の所信表明（平成13年9月17日）や「改革工程表」において何度か言葉として用いられていたが、財務省において、公共事業費を10%削減するという目標のも

とに、PFI 導入による公共建築整備（主に国立施設整備）が積極的に唱えられている。

- ③ 下村哲夫『現代教育の論点』学陽書房、1997年、38頁
- ④ 下村は、臨調路線について、「1981年に発足した第二次臨時行政調査会（第二臨調）の5次にあたる答申と政府の対応、及び1983年からの臨時行政改革推進審議会（行革審）の諸提言と、政府・自民党及び財界の対応」ととらえ、特に1986年度から、この臨調路線を受けて地方行革が本格化し、教育面における民営化が進んだととらえている。下村哲夫、同上書、37～39頁
- ⑤ PFI にかかる最近の施策等の動向をまとめれば、以下の3点である（山本宏一「学校施設整備に伴う PFI 事業の最新動向」『スクールアメニティ』ポイックス社、2002年1月号、21頁参考）。
- ・PFI 推進法の改正（行政財産を PFI 事業者を使用させる場合、これまでの「使用許可」から賃借権の設定が可能な「貸し付け」ができるようになった。また、合築を行う場合、土地を PFI 事業者「貸し付け」できるようになった。）
 - ・PFI 事業調査費補助制度の創設（VFM の算定、実施方針等にかかる調査への補助）
 - ・補助金等の交付にかかる検討（財政法による補助金の交付期間をこれまでの原則5年間から30年間に分割して公布する方針の検討）
- ⑥ 高見らの自治体及び関係企業に対する調査によれば、「PFI の学校教育・教育文化施設への適応可能性」に関して、自治体、関係企業の価値の見だし方に違いが見受けられるものの、可能性についての評価は高いことがわかる。学校における「運営」の在り方（就労者の身分など）の改革や「複合施設への転換」が進めば、一挙に PFI 事業による学校施設整備が進む可能性も高い。（『官民連携による教育行財政改革の新展開に関する国際比較研究－教育 PFI の展開可能性：日英比較（その1）－』平成13・14・15年度文部科学省科学研究費補助金、基盤研究（B）（2）研究成果中間報告書、研究代表者：高見茂、2002年10月参照）
- ⑦ ちなみに、現在の PFI 事業は（英国の実践事例から言えば）、サービス購入型以外に、官民双方の資金を用いて施設設備整備を行い、公共は補助金の援助を行う程度で、運営は民間が主導するジョイントベンチャー型、公共は事業の許可を行うだけで、民間が施設の整備、運営を行うという期限付き民営化をする独立採算型の3種類がある。
- ⑧ 複合的学校施設とは、単に学校施設を開放して地域の公共施設との相互利用、共同化を図ろうとするだけでなく、学校施設を高機能化、多機能化することによって、学校における児童・生徒の学習環境の改善を基盤とした、地域の生涯学習環境を根本的に改善しようとする施設をいう。ただし、これまで複合的学校施設といわれた学校施設は、同一の建物内に学校と地域施設が同居する「建物上の複合」（屋敷和佳による定義）が多く、補助基準や使われ方の違い、また、重層的な交流がないために実質は合築である。本事例は、補助基準の問題はあるものの、PFI 導入によって、建築当初から「小学校及び地域開放施設」としてのコンセプトが明確であり、実質的な複合的学校施設としてとらえてよいだろう。
- ⑨ インタビュー調査の内容は表にまとめたが、それ以外に、本稿執筆時においては、前述した資料を参考にしている。
- ⑩ PFI 事業は、本来、民間の発想や資金を活用することで建築コストを安く上げることが可能であり、また、民間の運営能力によってより質の高い公共サービスを提供することが出来る点で意味がある。本事例では、あくまで住民の要求を尊重することが前提条件になっており、さらにいえば、より質の高い公共サービスの提供が重視されているといえる。ただ、実際に、現在行われているサービスが質の高いものになっているのか、今後の運営が問われてくると思われる。

- ⑪ PFI 事業で建てられたイギリスにおける最も新しい学校の一つであり、開校記念日にブレア首相が訪れて、この学校こそまさにこれからのイギリスの学校であると PR されたハイランズ・スクール（ロンドン・エンフィールド地区の中等学校）のモニカ・クロス校長は、学校と LEA、あるいは PFI 担当企業との責任分担に関わって次のような発言をしている（2001年1月聞き取り調査）。：学校は子どもにとって使い易く設計され、管理も分担して効率よくなされているが、実際使用してみると使いにくいところも多くある。また、地方教育当局（LEA）との契約の壁があって、例えば、使い手として教職員が保健室やそれに関わる看護婦を設置したくてもできない。これを、校長は契約期間内（この学校においては20年間）における「リスク」と総称していた。ここには、長年学校経営に関わり、教育経営の専門家としてとらえる物的条件整備の理想とコストダウンによって制約される民営化条件整備とのギャップがある（なお、2002年12月調査では、校長のねばり強く、一方でチームワークを重視するリーダーシップもあって、学校の特色が反映された学校施設改善を多くみることができた）。
- ⑫ 特に、イギリスにおける「民営化」の経緯や背景については、様々な雑誌、著作によって紹介されているが、学校教育における PFI 導入の経緯や実際については、小松郁夫「民間活力を利用した学校教育の条件整備―「官民連携」による教育条件の整備―」『学校経営』平成11年12月号、第一法規、84～90頁、及び篠原康正「いま諸外国では（イギリス）―『民間活力導入政策』（PFI）の教育部門への導入努力が続く―」『教育と情報』平成12年12月号、38～39頁に詳しい。なお、直接、教育部門における PFI 導入について扱っていないが、イギリスの現在の教育実践に密接に関連し、PFI 導入を含んだ「ベストバリュー」計画、VFM を総合的に検証している論文として、梶間みどり「イギリス『新』労働党政権の地方教育行政改革に関する研究―『教育発展計画』を中心に―」『日本教育行政学会年報』第25号、1999年教育開発研究所、78～89頁がある。特に、梶間は、新聞紙上で学校理事についての辛口コラムを12年間にわたって担当し、自らも学校理事を務める学校理事会研究・実践の第一人者であるジョアン・サリスの論（Joan Sallis, “Heads in Partner-ship”, Pearson Education, 2001）を引用し、学校、学校理事会、保護者の信頼関係構築の重要性を指摘している（梶間みどり「イギリスにおける保護者・地域住民の学校経営への参画」学校経営に関する国際比較研究会『保護者・地域住民の学校経営への参画に関する国際比較調査研究』2001年3月）。
- ⑬ マルコム・シーボン及びロイ・ローイは『The English School – it's Architecture and Organization – Volume II 1870～1970』（Routledge & Kegan Paul 1977、拙稿 文献紹介『学校経営研究第14巻』大塚学校経営研究会 1989年 101～110頁）において、イギリスの学校建築の歴史を詳細に明らかにし、特に戦後におけるイギリスの学校建築が世界をリードしたといわれる背景の一つに、企業を巻き込んだ共同出資建築協議会（Building Consortium）の存在をあげている。イギリスの戦後学校建築の歴史上、かなり以前からよい学校（effective school）をつくるためのPFI導入の背景をみることができる。

* イギリスの PFI スクールの実際を前提とした学校における民営化条件整備の教育的可能性についての考察は、拙稿「『民営化』条件整備の教育的可能性についての研究―PFI スクールの事例分析から―」『富山大学教育学部紀要』第57号（2003年2月）に詳しい。なお、お忙しいなか、調査に協力していただいた、細川氏、山崎校長、調布市教育委員会の皆様、ハイランズ中等学校のモニカ・クロス校長に心より御礼申し上げたい。

Ⅲー6 神奈川県茅ヶ崎市のコミュニティ・スクール

1. 調査日 平成14年7月24日(水)
2. 調査目的 新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究指定校ならびに指定教育委員会CSに対する姿勢ならびに対策について知る。
3. 調査者 青木朋江
4. 訪問機関 茅ヶ崎市教育委員会教育総務部教育指導課長谷井茂久、指導主事加藤隆、細井由美、茅ヶ崎市立松浪中学校(鈴木一平校長)、緑が浜小学校(角田明校長)
5. 入手資料 茅の響きあい教育プラン(17)、『茅の響きあい教育』の創造を(20)、家庭教育に関するアンケート集計結果(24)、自立と共生を育む「ふれあい学習」地域の教育力を生かした教育活動の実践(19)、茅ヶ崎市立浜之郷小学校の平成13年郷小の今Ⅱ新たな挑戦の始まり、平成13年度「総合的な学習の時間」実践例(36)、平成9年度・茅ヶ崎の社会教育、茅ヶ崎市立緑が浜小学校ランドデザイン人として子どもたちと教職員と親とが喜びも苦しみも分かち合える学校(40)、自立と共生を育む「ふれあい学習」ーコミュニティ・スクール推進会議に支えられてー(6)

6. 報告内容

茅ヶ崎市は、神奈川県の中南部に位置し、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は相模湾、そして北は寒川町と接している。気候は四季を通じて温暖であり、明治から昭和初期にかけては湘南の別荘地、保養地といわれてきた。昭和22年には、神奈川県下で8番目の市として市制を施行し、さらに昭和30年には旧小出村と合併して現在の市域となった。その後、東京、横浜への交通の利便性と恵まれた自然環境を背景として急激に都市化が進み、現在、県下で7番目に当たる22万4千の人口を擁する都市である。

1 茅ヶ崎市教育委員会の取り組み

茅ヶ崎市のコミュニティ・スクールの構想は平成5年度の文部省の学校完全週五日制実施に関する研究に端を発する。その研究の中で、地域と共に組織された第5土曜に行われるイベント、青少年育成協議会による「ふれあい学習」や地域防災訓練、さらに地域教育フォーラム、地域ふれあい教育推進事業など多彩な取り組みがなされてきた。その発展の上に現在、教育懇話会、「茅の響きあい教育」推進事業、コミュニティ・スクール推進会議等の活動が推進されつつある。そして毎年2ないし3校ずつコミュニティ・スクール研究開発校が指定されている。(表1参照)

茅ヶ崎市はコミュニティ・スクールをとりあえず、「地域社会のさまざまな資源を教育課程の中に取り込むとともに、地域社会に校内の施設などを開放した学校」と定義している。その上で、学校が画一的な教育に取り組むことなく、各コミュニティの特色を生かした教育課程を実施することを求め、教育委員会はそうした教育活動を支援する姿勢を明確にしている。このような取り組みの中で従来の学校観を改善して「新しい学校」の創造を目指すのだと、現実的な視点でその方向性を示している。

(1) コミュニティ・スクール推進会議設置までの経緯

茅ヶ崎市では、21世紀の望ましい教育の姿を求めて「ちがさき教育プラン21」の策定を企画し、平成7年9月に市民各層による「茅ヶ崎市教育懇話会」を発足させた。この中で、学校教育・家庭

教育・地域教育の見直しとそれぞれの改善の必要性および三者の緊密な連携に基づく茅ヶ崎市民全体による子どもの成長のための支援策について討議し、コミュニティ・スクール推進会議を立ち上げた。

さらに、平成9年12月には、「茅の響きあい教育」の創造と推進のために、①学校への期待、②地域への期待、③家庭への期待、④行政への期待として4つの提言をまとめた。

それを受けて平成10年に「茅の響き合い教育」推進委員会を発足させて、「茅の響き合い教育プラン」を作成し、コミュニティ・スクール研究開発校に何を期待するかを明確にし、各学校の特色づくりとコミュニティ・スクール研究開発校の実践を支援してきた。

(2) コミュニティ・スクール研究開発校（平成9年度～）

市教育委員会は地域やそれぞれの学校の事情なども組み入れながら下記の表1のように、平成9年から毎年ほぼ3校を各2、3年間ずつコミュニティ・スクール研究開発校として指定してきた。

各研究開発校は、指定を受けた間、コミュニティ・スクールに関する研究テーマを校内研究テーマとして取り組む。そしてその期間中に各地域ごとに組織されたコミュニティ・スクール推進会議は、指定が終わった後も機能し続ける。つまり、上記の指定は予算措置のある研究開発期間に限られるわけではなく、予算措置はなくとも研究開発校としての指定ははずされない。かくして、茅ヶ崎市全体にコミュニティ・スクールが徐々に、そして確実に広がりつつある。

表1

年 度	コミュニティ・スクール研究開発校名		
平成9年度	中島中学校	—	—
平成10年度	中島中学校	浜之郷小学校	松浪中学校
平成11年度	鶴が台小学校	浜之郷小学校	松浪中学校
平成12年度	鶴が台小学校	浜之郷小学校	松浪中学校
平成13年度	鶴が台小学校	緑が浜小学校	梅田中学校
平成14年度	小出小学校	緑が浜小学校	梅田中学校
平成15年度	小出小学校	緑が浜小学校	梅田中学校

例えば、松浪中学校では平成10年から12年までが研究指定校であったが、13年7月に松浪中学校コミュニティ・スクール推進会議の事業として、家庭教育力ステップアップ委員会が松浪中学区内の松浪小学校、緑が浜小学校と共に家庭教育に関するアンケート調査を実施・分析し、冊子にまとめている。

2 各コミュニティ・スクール研究開発校の実践2例

(1) 松浪中学校

同校の学区では、もともと学校行事への参加・協力等を通じての「地域とのふれあい」活動が盛んであった。したがって、当校がコミュニティ・スクール研究開発校指定を受けると、地域は自治会や各種団体を中心とした従来からの組織の中に小・中学校関係者とPTAを加えて「街づくり委員会」という組織を新たに作り、地区盆踊り、福祉ふれあい祭り、公民館祭りなどを行い、防災訓練も学校とほぼ共催で実施している。それらを背景として、当校は平成8年度から神奈川県福祉協

議会の「ボランティア活動普及事業協力校」の指定を受け、ボランティア活動の研究を進めるとともに、平成10年度からは、学校教育目標に「進んで地域に貢献しよう」という一項を加えた。

当校の求める生徒像は、地域に生き、地域で育つ「浪っ子」像とされているが、これは地域、保護者、教師、生徒の4者のアンケートに基づいて作り出された。

コミュニティ・スクールへの取り組みには、「茅の響きあう教育」推進事業として予算措置もされている。「風にそよぎながら響きあう『茅』のシンフォニーをイメージし『共に学びあう』ことを求める」というロマンの薫り高い事業である。教育委員会は、この思いを、松浪中学校にコミュニティ・スクールの概念として伝え、指導した。このような教育委員会の姿勢が各学校現場にコミュニティ・スクール研究の動機づけと基盤を与えている。その後は必要に応じて援助はするものの、学校独自に研究を発展させ、さまざまな活動を生み出していった。

ちなみに、同校では毎月1回、コミュニティ・スクール推進会議を開き、学校運営への助言、研究実践への助言・評価、地域・家庭との情報交換など幅広い活動を行っている。その構成メンバーは、学校側からは校長、教頭、教務主任、研究推進委員長、家庭側からはPTA会長、前PTA会長、歴代PTA会長代表、そして地域側からは自治会連合会会長、青少年育成推進協議会会長、社会福祉協議会会長、体育振興会副会長、児童福祉施設代表、卒業生代表などとなっている。これらのほとんど全員が毎月コミュニティ・スクール推進会議に、何をおいてもと出席しているという。「推進会議の活動は地域が7割がた担っていますね」と地域への感謝の思いをこめて校長は語る。「毎月ずっと継続していますから総合的な学習の時間の講師探しなどにはまったく困りません」とのことだが、そうだろうと納得がいく。

同校の研究のサブタイトルに掲げられている「ふれあい学習」は、①ふれあい講座、②選択教科、③総合的な学習、④学校行事、⑤地域行事への生徒参加からなる。ふれあい講座は毎月第1土曜日の2～3時限に実施され、ゲートボール、ジャズダンス、囲碁、書道、茶道、ウクレレなど18講座が開かれている。これらの講座の講師陣には地域の人々がボランティアとして参加しており、教師も生徒と共に学ぶ。選択教科は14講座開かれ、総合的な学習の時間は、1年は国際理解と地域学習、2年は進路学習と環境教育、3年は福祉・ボランティアと人権・平和に取り組んでいる。さらに学校行事と地域行事があるが、どの行事にも必要に応じて地域からのボランティアの支援がある。

生徒・教師・地域3者のごく自然な協働の姿がそこにある。

(2) 緑が浜小学校

当校は平成13年から3年間、茅ヶ崎市のコミュニティ・スクール研究開発校の指定を受け、「緑が浜小学校オリジナルバージョン」の研究発表を目指して実にさまざまな取り組みを行っている。そのキーワードは、①『地域に生きる』学校、②『研究に生きる』教師、③『学びに生きる』子ども、そして④『子どもに生きる』親、であるが、以下に紹介するさまざまな取り組みは、これらのキーワードの具現化をめざすものである。

・校長塾「真心館」と寺子屋

第一期第一次の具体的構想の中ですでに実施されているものもかなりあるが、その中でひときわ目を引くのは、校長が平成13年から始めた校長塾「真心館」と、夏季休業中に行われた「寺子屋」の取り組みである。

「真心館」の活動は毎月第一土曜日の午後に行われ、前半は当校の教師有志を指導者とする学習講座、後半は校長講座である。それは「子どもたちの心を最も大きく左右する親の心のあり方について

て考える時間」として設定され、その対象は現在未来の保護者ならびに地域の希望者である。だが現在は校長を慕って集まった教職員も常時20人位は加わって、毎月7、80人は集まる盛況振りで、すでに17回実施された。

ほとんど毎回参加しているという一人の教師は、「いつも考えさせられます」と感想を述べている。月々のテーマを見ると、校長講座は「子どもの学習意欲とおとな（教師と親）の関わり」、「子どものコミュニケーション能力とは?」、「どうして?なぜ?理科の学習」、「『積み重ね』と『待ちの時間』」などきわめて具体的であるとともに、そこには親や教師にいま考えて欲しいことをじっくり問い掛けている校長の姿勢が読み取れる。

当校にはいわゆるPTAはない。その代わりにPGTというものがある。PとTに、おじいさん、おばあさん(G)を入れた組織である。真心館と寺子屋というネーミングにも示されているように、ここには年配者の知恵を地域づくりや学校教育に生かそうという願いが込められている。このように同校では、家族挙げて子どもたちの教育環境を整え、地域もまたそれを支援するというコミュニティ・スクール構想への地ならしは着々と進んでいる。

寺子屋は夏休みに開かれた子どものための10日間の校長塾として始められて3年を迎えるが、現在は上記の真心館の日の午前中にも開いている。子どもたちは自分で勉強したい宿題や読みたい本などを持ってやって来る。

さらに、同校では当小学校の児童とは無関係な地域住民で、ほとんど家に居るといいう条件を満たす人の中からスクールモニターをPGT役員会で選出してもらい、はがきを配り趣旨を添えて「学校から帰宅した子どもたちの生活で気になること、気がついたこと」、周囲の子どもの言動で「誉めてあげたい」ことなど「子どもの生活現状」について書いて投函してもらい、地域の声や力を学校経営に生かしている。

また、地域の協力を得ての夏祭り子ども映画会(運動場に大画面を作って実施)は、14年度は1000名を越える参加者があったという。

また、当地域は神社仏閣がゼロの地域で伝承文化も全くない。そこで、地域の人と踊れるオリジナルの民謡『緑小音頭(みどしょうおんど)』(作詞は角田明校長)を学校で作成し、CDに収められている。

学校では、6年生を中心に「運動会・全校演技」としてそれに子どもたちが振り付けをし、地域では老人会を中心に地域の取り組みとしてこの曲に専門家による踊りの振り付けがなされている。本年の運動会では、この両者の合同の緑小音頭の歌と踊りが披露されることとなる。

(青木 朋江)

III-7 滋賀県草津市^{ち い き きょう どう が つ こう}の地域協働合校

1. 調査日 平成14年5月28～29日
2. 調査目的 地域協働合校における学社融合の現状、運営の特色を把握し、コミュニティ・スクールの基盤となる「地域」と学校の関係の捉え方についての参考資料を得る。
3. 調査者 横山武士・涌井澄夫
4. 訪問機関 滋賀県草津市教育委員会 生涯学習課・学校教育指導課、玉川公民館
〈説明者〉 生涯学習課 矢倉晴子 主査
学校教育指導課 清水康行 指導主事

5. 入手資料 「地域協働合校」（教育委員会説明用冊子 36頁）
「平成13年度 草津市の教育」（草津市教育委員会発行 137頁）
「第4次草津市総合計画 概要版」（草津市発行 14頁）
「草津市市勢要覧2001 ダイジェスト版」（17頁）

6. 報告内容 ①

1 地域協働合校の概念

- ◎ 「地域の子」意識が薄い社会状況に対応し、青少年の健全育成を目指して地域の「こころを育む」ために構想した、家庭・学校・地域のそれぞれが持つ教育機能を生かすシステムである。【学社融合の協働体】
 - * 箱ものではなく、理念であり手法である。（発案者である川瀬正良教育長の持論）
- ◎ 子どもと大人が協働すること、人や社会のために「自分は何ができるか」を強く意識すること。【取り組みの基本理念】
- ◎ 名称の意味
 - [地域]—市内の小学校区などを単位としたさまざまな地域。
 - [協働]—子どもと大人が、世代を超えて知恵を出し合い、協力して共におこなう活動。
 - [合校]—社会の変化に対応するために学び合う地域学習社会。

以上の発想の骨子は川瀬正良教育長（現在、在任6年目）独自のもので、経済同友会の「合校」の援用ではないとのことであった。川瀬教育長の発想の原点は、『現在の子どもの問題は親の問題であり、その親を教育したのはわれわれ教師だ。教師と親が一緒になって取り組まなければ子どもの問題は解決できない。』という元教師としての思いや使命感にあったと、矢倉主査、清水指導主事は異口同音に強調した。

川瀬教育長の経歴は、滋賀大学附属小学校・滋賀県公立小学校の教諭、校長、県小学校長会長、そして草津市教育委員会教育部長の職も経験しており、学校教育と教育行政に明るい学校教育の専門家である。

2 地域協働合校の事業化構想

(1) 草津市のまちづくり総合計画の一環

1954（昭29）年に草津町と志津、老上、山田、笠縫、常磐の五村が合併して、人口3万2000余の草津市が誕生。その後、年平均1700人余の人口増が続く「活力のある調和のとれた都市づくり」が市政の重要課題となった。市長は「お互いに力を発揮し、協働しあって進めるパートナーシップに基づく市民主導の町づくり」を政策に掲げた。

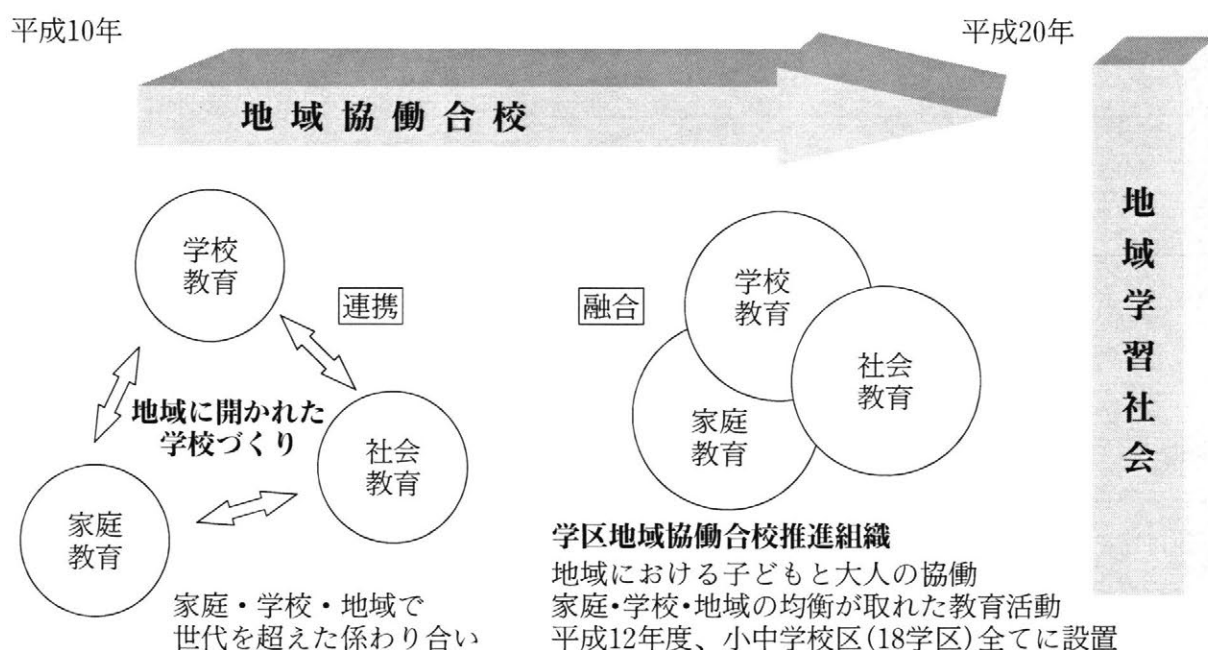
一方、教育の分野でも平成年度に入ってから人口急増で市民の間の触れ合いが薄れるにつれて子どもの非行等の問題が大きくなり、根本的な対応が教育行政の課題になった。

川瀬教育長（平成8年就任）は市長の「パートナーシップに基づくまちづくり」に呼応する形で『地域協働合校』の発想をまとめた。それが平成10年度策定の第4次草津市総合計画に市の施策に統合してとり入れられたのである。

(2) 地域協働合校の長期的方針

市のまちづくり施策の一環として、平成20年を目途に「地域学習社会」の実現を目指した長期方針を立て、現在は第1ステージの「開かれた学校づくり」から第2ステージに入り、「学社融合」による地域協働合校の発展が意図されている。

①平成10～12年度	地域に開かれた学校づくり	第1ステージ
②平成12～14年度	学社融合の推進	第2ステージ
③平成14～18年度	地域全体で進める人づくり	第3ステージ
④平成18～20年度	住民主体のまちづくり	第3ステージ



3 地域協働合校推進組織の運営

(1) 「草津かたぎ」を生かした組織構成

現在の通学区（小学校12、中学校6）は、明治時代に設けられた6つの小学校区を人口増に伴って新設された小中学校に分割してできたものなので、元からの住民の意識には市に合併される前の草津町、志津村、老上村、山田村、笠縫村、常磐村にあった旧小学校区の区割りが根強く残っている。

草津は江戸時代の東海道と中山道の分岐点に開けた宿場町であり、琵琶湖の南端にある港町でもあったので、外部との交流が盛んだった。その生活環境の中で培われた、外来者に対して開放的な「草津かたぎ」が今も残っている。

私達調査員が訪問調査2日目の朝、JR 南草津駅から玉川公民館に向かう途中、道に迷って住民らしき中年の男性に尋ねたところ、「私はこの近辺の住民じゃないが、その方向に行くから案内してあげよう」「市内の表通りは広く整備されてきたが遠回りになってわかり難い」と言って古くからある風情の細い村道を案内してくれた。駅の近辺は開発が進行中で国道や市道が整備され交通量も多いが道路案内標識はなく、外来者が目的地に到達するには不便を感じる状況だったので、親切が身にしみてありがたかった。玉川公民館の帰り道、また迷って村道の一角で標識を探していたところ、

軽自動車がわざわざ止まって私達の会話を耳にして「駅はあっちだよ」と教えてくれた。この人も中年の男性だった。人影のないまちの中のことだったので「草津かたぎ」に触れた思いを深くした。

この「草津かたぎ」が地域協働合校推進組織を幅広くつくる基盤になっているようだ。

現在人口11万人の草津市内に183の新旧町内会があるが、そのすべてが地域協働合校推進組織の下部組織になっている。これは自治会連合会長のリーダーシップで実現したのだが、「草津かたぎ」の表れだと矢倉主査が言うのも頷けることである。

(2) コミュニティづくりの手法による合校推進組織

学区合校推進組織の構成（平成13年度）をみると、次ページ以降の表1、2のとおり、18の推進組織のすべてに委員を送り出しているのはPTAと町内会で、その人数も多い。次いで委員を多く出している地域団体は、**小学校区**では地元企業と子ども会・老人クラブ・体育振興会・教育振興会・青少年育成会議、**中学校区**では社会福祉協議会・青少年育成会議がある。

学社融合の具体的な姿はどこに見られるかの質問に、「それは各学区の合校推進組織です」との答えがすかさず返ってきたが、小学校区の推進組織の構成は教育をキーにしたコミュニティづくりのためのものになっている。

旧来の町内会・老人クラブ・社会福祉協議会を中心に据えて、こども会・教育振興会（学校後援会）や婦人会を加え、さらに新しいタイプの社会集団であるPTA・地元企業・学習ボランティアや親父の会等も巻き込んでいるのは、「さまざまな組織を関連づけて、全住民の組織化を実現しようとする」コミュニティづくりの手法（倉田和四生 2000年）なのである。

わが国におけるコミュニティづくりは、自治省が1970年におこなったモデル・コミュニティ事業が契機となって全国に広がったとされている。そのコミュニティの概念は1969に国民生活審議会調査部会の報告書「コミュニティ生活の場における人間性の回復」が提示したもので、「従来の古い地域共同体とは異なり、住民の自主性と責任制に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団」であり、基本的には『生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家族を構成主体として、地域性と各種の生活要求をもった、開放的で、しかも構成員相互に信頼感のある集団』を指している。

コミュニティづくりには、①町内会が中心になる方式、②町内会を含むさまざまな住民団体が集まって作る協議会方式、③町内会以外の住民や団体が特定の関心や目的で結びつくネットワーク方式、の三つの方式がある（高橋勇悦 1998年）。この分類によれば、草津市の合校推進組織は②の協議会方式に当たる。

関西を中心に研究活動をしている（社）部落開放・人権研究所の教育コミュニティ研究会は、地域教育コミュニティづくりの一例として草津市の「地域協働合校」を取り上げている。草津市教育委員会生涯学習課の前課長が報告をし、「地域協働合校」推進の基本方針の第4に「一人一人が尊重され、地域で共に生きる喜びのある町作り」のあることを挙げている。上記の協議会方式による地域教育コミュニティづくりが着目されたのであろう。

(3) 合校推進組織運営のキーマン **教員出身の担当主査と嘱託の地域コーディネーター**

各合校推進組織の運営に当たる事務局は当初学校に置かれて教頭等が担当していた。それでは学校に依存して草の根の活動にならないという反省から、平成14年4月に住民により近い存在の公民

館に事務局を移した。しかし、公民館には本来の仕事があり中央公民館以外の常勤職員は館長一人なので今後の運営に不安があるようだ。それを補うものとして平成13年度から「地域コーディネーター」を各公民館に1名を配置している。これは65歳までの嘱託職員で国の臨時雇用促進資金（平成13年度は400万円）を活用した制度である。平成14年度から県も制度化したので、今後運営のキーマンとして期待される。

「地域コーディネーター」と共に注目されるのは教育委員会生涯学習課の地域協働合校担当主査の矢倉晴子さんの存在である。矢倉さんは市内の中学校教員であったが請われて教育委員会職員となり、その後社会教育主事の資格を得た人である。この人が地域協働合校事業全体をコーディネートし、合校のホームページを立ち上げ、文部省主催の『生涯学習機関等の連携に関する実践研究交流会』（平成13年度）で発表をして、「地域協働合校」の存在感を高めている。文部省交流会での発表で「コーディネーターとしての教員や公民館職員が各種団体や地域住民の地域活動とNPOや市民活動との出会いの場を作る」役割に触れたのは合校推進組織の機能を示唆したもののようなものである。

資料1 学区地域協働合校推進組織の構成〈小学校区〉

単位：名

	志津	同南	草津	同二	矢倉	老上	玉川	南笠	山田	笠縫	笠東	常磐	計
P T A	1	2	1	2	7	3	1	2	4	1	6	12	42
地 元 企 業	3	1	1	3	2	4	2	1			1	4	22
町 内 会	1	1	1	2	1	1	3	4	1	3	1	1	20
老人クラブ	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
子 ども 会	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
体育振興会	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	10
青少年育成会議			1		1	1	1	1	1	1	1	1	9
社会福祉協議会	1		1		1	1	1	1	1		1	1	9
教育振興会	1				1	1	2	1	1		1	1	9
学習ボランティア等	3	1		1		4							9
児 童 委 員	1		1		1			1		1	1	1	7
婦 人 会			1		1	1		1	1			2	7
同和教育協			1		1	1					1		4
自主教室	1		1	1					1				4
そ の 他			1	2	2	3	3	1			2	4	18
小 学 校	2	4	2	5	4	2	2	3	4	2	6	21	57
公 民 館	2	1	1	2	2	2	2	3	2	2	2	2	23
幼 稚 園	1					2			1	1			5
中 学 校						2							2
合 計	20	10	16	20	27	31	20	22	20	14	26	54	

総計 280名

資料2 学区地域協働合校推進組織の構成〈中学校区〉

	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂	合計
町内会	3	3	1	2	2	2	13
P T A	2	2	3	1	1	4	13
教育振興会			1			10	11
社会福祉協議会	3	2	1	2	2		10
青少年育成会議			1		2	2	5
学習ボランティア			4				4
地元企業		2		1			3
その他		2		1	2		5
中学校	3	3	2	3	3	3	17
公民館	3		2	2	2	2	11
小学校			2				2
合計	14	14	27	12	14	23	104

(4) 地域協働合校推進組織の機能

平成12年度に地域協働合校推進の長期方針の第2段階が始まり、開かれた学校づくりから学社融合へ市教育委員会の施策が進んだ。その核になる組織として、学区ごとに「地域協働合校推進委員会」が設置された。

その設置目的を玉川小学校区地域協働合校推進委員会の設置要項で見ると、「地域と公民館・学校が一体となって、学び合い、支え合い、助け合えるあたたかい地域学習社会づくりの創造にむけた事業を実施するため」とあり、所掌事項として次を挙げている。

- ① 公民館および学校事業の運営ならびに地域活動の活性化など、事業の実施に関することの調査研究（学校評議員制を含む）
- ② 事業の企画・立案
- ③ 地域住民への事業の啓発
- ④ その他、事業に関して必要な事項

設置要項での「事業」がどのような内容を意味するものであるかは確認していないのであるが、推進委員の構成を見ると全員が各種地域団体の会長や顧問なので、具体的に行事や活動を企画し実施する主体ではなく、地域諸団体と公民館・学校の活動や事業をコーディネートし、ネットワークをつくって学社融合を図る働きをするのが推進委員会の役目のようである。

矢倉主査が文部省交流会の発表のなかで「各種団体や地域住民の地域活動とNPOや市民活動との出会いの場を作るコーディネーターとしての教員や公民館職員の役割」について触れたことを上述したが、その教員や公民館職員の上司である校長・館長が推進委員であるから、より高いコーディネート機能が要請されることになるのが自然であろう。この点に関して、玉川公民館長は「学校発信の事業は学校でできる、地域発信の事業は地域でできることが分かった。それらの事業の中に地域協働合校の理念を入れていくことが大切だ。」と言い、若い行動力のある人が推進委員会の中にいれば推進委員会発信の事業はできると、付言していた。

4 地域協働合校の活動内容

(1) 各学校区地域協働合校の推進事業

この報告の冒頭で、地域協働合校は「家庭・学校・地域のそれぞれが持つ教育機能を生かすシステム」であり、この構想の発案者である川瀬教育長は「箱ものではなく、理念であり手法である。」を持論にしていることに触れた。その理念や手法によっておこなわれた事業や活動を見れば、「地域協働合校」の現段階における実像に近づくことができる。

そこで、入手資料の「地域協働合校」（平成14年度 草津市教育委員会作成）に掲載されている平成13年度事業のまとめを見ると、学区の合校推進組織と連携・融合して実施した事業は470件に及んでいることが報告されている。特に、小学校区を単位とした地域における触れ合い体験学習をはじめとした事業には、幼稚園児・小学生・中学生が延べ71,937人、大人が延べ37,536人参加して盛況であった。人口11万人の規模の小都市に広く浸透していることが伺える。

事業の全体を見ると470件が次の七つに分類されているが、そのうち⑤型の事業が257件54.6%を占めている。

- ①型—人権をはじめ環境・福祉などの現代の課題に取り組む事業
- ②型—PTAをはじめ各種社会教育関係団体の諸活動の連携促進
- ③型—学区全域に本事業の啓発をおこなう事業
- ④型—学校の教室開放を推進し、地域活動を学校でおこなう事業
- ⑤型—学校における地域人材の活用及び地域の教材化の推進事業
- ⑥型—地域において子どもと大人が体験的な学習を通してかかわり合う事業
- ⑦型—地域協働合校の推進に必要なその他全般的な事業

	① 型	② 型	③ 型	④ 型	⑤ 型	⑥ 型	⑦ 型	計
小学校区	46	36	25	19	229	44	12	411
中学校区	13	6	3	4	28	0	5	59
合 計	59	42	28	23	257	44	17	470

⑤型は学校の事業（授業）に地域が深くかかわり参加するもので、子どもの多様なニーズに応えた課題学習が進められ、地域の専門家の指導によって教師のスキルアップにも繋がり、総合的な学習を場、接点にして学校・保護者・地域の合校化を促進すると期待されている。

その他の事業も実施主体は実行委員会であったり、自主活動グループやサークル、ボランティアであったりすることが多いが、合校推進委員会のサポートやコーディネイトが有効に機能している。

(2) 地域全体で進める人づくり —第三ステージへ—

平成14年度の地域合校推進事業に第三ステージへの展開を指向した『わが町の子ども学び舎づくり推進事業』が新たに加わった。これは完全学校週5日制に伴い、特に町内会単位で子どもと大人の触れ合い体験学習を進めるための事業で、18の学区合校推進組織に180万円の委託費が新たに追加される合校推進拡充事業である。予算額は既存の合校推進事業の240万円に匹敵する額である。これによって「地域における子どもと大人の体験学習で得た経験を、子どもが学校での総合学習につないでいくことで、総合的な学習の時間で学んだ教材が地域における連続的な学びに展開されることを支援し、学校を含めた地域における幼・小・中一貫教育を進める」ことが意図されている。

「特に町内会単位で子どもと大人の触れ合い体験学習を進める」という点は、合校推進事業が草津市の町づくり政策の一環であることを象徴しており、注目すべきであろう。草津市は人口が急増して新しい町が生まれているが、明治時代以来の旧村意識がまだ残っていることを考えると、「地縁を重視したコミュニティ」の再生が地域の教育力の総体的な組織化によって実現できる可能性を期待させるからである。

5 まとめ 一地域協働合校とコミュニティ・スクール

現地聴き取りや入手資料の分析によって、草津市の地域協働合校の実像を不十分ながら描いてきた。合校の考え方や事業内容の説明に、われわれが関心を持つ「コミュニティ・スクール」の用語はでて来ない。しかし、学校と地域、地域に密接する公民館と学校の連携、融合が推進のポイントになっていることから、われわれが描こうとしているコミュニティ・スクール像に重なり合う部分があるように思われる。

そう思う理由の第1は、町会という地縁を基礎とした社会集団を核にした地域観に立っていることである。従来言われてきた「地域」に開かれた学校、「地域」の教育力、家庭・「地域」・学校の三者の連携等における「地域」は、学校や家庭のように統合された存在として把握できない「想像される共同体」であった。それが、一定のエリアにおける地縁を基礎とした社会集団を核にして「地域」を捉えることによって「実感される共同体」になる。その「地域」と一体化する学校は、オルセン的なコミュニティ・スクール（地域社会の生活・必要に基づく社会生活中心のカリキュラムをもつ学校）とも、金子郁蓉氏のテーマ・コミュニティに結びつくコミュニティ・スクールとも違う存在になる可能性をもつと考えられる。

第2は、学校の持つ組織的、計画的、継続的、意図的な教育機能の働かせ方を地域にもたせて地域を実体のある教育主体にしようとしていることである。これからの学校は、親・大人の自然権としての教育を実施する機関ではなく、教育を施す者と施される者、委託する者とされる者との間の権利と義務、契約の関係で成り立つ教育サービス機関になることが求められている。これが世界的な傾向の「新しい時代の学校」像とすれば、「地域」は教育の権利と義務を担う主体として実体をもたなければならない。それが、学校と地域の信頼関係を、相互に印象に基づく願いや期待によるのではなく、実態の確かな共通認識に基づく意見・提案によって律することに繋がると考えられる。

第3は、地域の伝承文化や生活課題に結びつけて子どもと大人、地域住民同士の人間的なふれ合いを深めようとしていることである。20世紀に積み残した課題を21世紀の初頭で解決するには協働原理を放棄して市場原理・競争原理に依存することだけでよいのだろうか。人間の生存、人類の生存を支える自然の原理は「協働」「助け合い」「ふれ合い」であろう。それを教育が大切にするのでなければ、21世紀を人間の世紀にする道は拓けないと考えられる。

新しい時代の学校象として描く「コミュニティ・スクール」は、協働原理にたつて「think globally, act locally」を理念としてもちたい。

草津市の地域協働合校の可能性を確かめるためには、さらに密着した観察・調査や参加が必要である。しかし、「家庭・学校・地域のそれぞれが持つ教育機能を生かすシステム」以上のものに発展する可能性を十分に予感させる構想である。（涌井 澄夫）

6. 報告内容 ② 一玉川公民館長からの聴取記録一

1. 玉川小学校区地域協働合校の組織と公民館の活動

玉川地区の学社連携、学社融合をめざす玉川小学校区地域協働合校推進委員会の事務局は、今ま

での4年間は玉川小学校にあったが、今年の4月から玉川公民館に移った。そのため公民館では公民館運営委員会と地域協働校推進委員会のメンバーがだぶり、事務局が二つになった。そのため、来年度の予算をどうするか、公民館にどういうセンター機能を持たせるかということで、内部で協議をしている。

移管された理由は、今年度から小学校区全体を町づくりの核にすることになり、全市で事務局を小学校から公民館に移管した。草津市には12の小学校区に公民館があるが、玉川地区は特殊性がある。町内会は大きく分けて前からある「野路町」5326世帯と、「野路小林町」270世帯と、30年ほど経つが住宅開発でできた「桜ヶ丘町」720世帯とナショナル団地16世帯の4地区があり、元からある「野路」が中心ということもある。

今まで小学校を核に動いてきたので、今年が切り替えの年といえる。13年度の予算は、公民館から各小学校区に20万円出している。その内の15万円が小学校からの発信事業で、あとの5万円は地域からの発信事業の予算である。14年度は公民館が20万円、小学校区が25万円と大きく増額された。それだけでは十分ではないので、地域の3町会の自治連合会から5万円、社会福祉協議会から5万円をいただいている。去年は公民館の予算は市から20万円と自治連合会の5万円と社会福祉協議会の5万円とで30万円であったが、今年は45万円と5万円と5万円とで55万円になった。予算的には助かるが、事業について地域から全て発信することには戸惑いもある。事業のことはチラシとかパンフレットなどで学校を通して知らせている。

今までは全て学校が発信した事業を地域が支援してきた。今年度から地域が立案・発信し、実施は地域が行うようになったが、学校発信の事業も中に入っている。総合学習の部分とか、教科の部分である。参加対象の中の大人の参加は地域からの参加である。

団体名が入っているところと入っていないところがあるが、学校から直接依頼したり、公民館に依頼が来ることもある。内容によっては公民館からお願いすることもある。学校の事業は学校からの呼びかけに応じて地域が動いているのが現状である。

学校週5日制が導入されたので、町会、各種団体の長に入っていていただいて土曜日の受け皿作りの話し合いをした。子ども講座は、レクリエーション協会が人づくりの一環として毎月第一土曜日に年間10回のレクリエーションで、県の予算も入り各公民館が青少年の自然体験、地域交流として、PTA、子供会、青少年の育成に関わる団体、高校生などが入り実行委員会を作り、草津市の12の公民館が年間10回行っている。

第二土曜日の午前中はわんぱく広場で県費が半分入っているが、花壇、魚釣り、デイキャンプなど年12回行う予定である。第三土曜日のふれあいスポーツはドッジボールで県費が入っている。午後は立命館大学の学生で日本一になった人がいる関係で剣玉教室を行い、第四土曜日の午後は映画などで公民館独自のものである。第二土曜日は県費が入って行っているが、それ以外は玉川独自で、地域の発信事業として関係団体の協力を得ていきたいと思っている。過去4年間、学校が中心で発信してきたので、今急に地域でと言われても、それぞれ忙しいということもあり、各種団体で行うことには戸惑いもある。

推進委員会を年6回行う予定である。実際子ども達がそれぞれの行事にどれだけの興味があり、どれだけ参加してくれるのか試行錯誤の状態である。5月は66名の申し込みで38名の参加しかなく、6月は玉川小学校生350名の1割の35名ぐらいしかきていないのが現状である。当面毎週土曜日の参加状況を見ながら年間計画を立てていきたい。学校発信のものについては、あくまでも学校が企画・立案し、学校から要望があれば地域が協力するというのが今までのパターンである。

この地域ではよく動いているのが老人倶楽部とエルダー婦人会と振興推進委員である。60歳から65歳くらい以上が老人倶楽部である。若いお母さん方が婦人会に入らなくなった。マラソン大会のお握りづくりをしたり、防災訓練に動員されたり、小間使的な使われ方をしたので、婦人会に入ってもということではなくなった。特に役員などの順番が回ってくるようになると辞める人が多くなったが、それでも加入率は半分くらいある。

エルダーというのは地域婦人会で、婦人会とは嫁さんと姑さんの関係で中老婦人会という位置づけである。エルダーというのは、家には嫁もいるし、時間的にも、金銭的にも余裕があり、前から活発で、生き生きとしていた方たちで年齢は50歳代の人たちが残っている。エルダー加入率は数字的には分からないが高いと思う。このくらいの年齢になると、活動と言うより支援というか親睦会的な面が強くなってきている。

若い親たちは、学校からの発信の事業に要請があれば参加し協力する。公民館が地区の諸団体と一緒にやっていく、子どもコンサートとかわんぱくプラザなどについては、保護者が協力して行う。今までは実行委員とか各団体の人が中心であったが、去年からは、とにかく保護者に来てくださと呼びかけ、安全面だけでなく直接参加をすることを図ったので、役員の負担が軽減されるようになった。

平成13年度まではわんぱくプラザと剣玉だけが動いていた。それら以外の子ども講座、ふれあいスポーツ、子ども公民館、体験教室はこの4月から実施する。子ども講座だけが5月からで、あとは6月から実施する。

子ども講座は草津市のレクリエーション協会が指導する。レクリエーション協会から5名の指導員がボランティアとしてきている。レクリエーション協会のメンバーはゲーム中心で屋内・屋外の指導でゲームが多く昨年から協会としてスタートした。指導者のいることが大切で、子ども達と一緒に遊ぶということで、来ていただいているが中学生の参加がない。部活に入っている中学生が多いため、中学校をどう扱うかが課題である。どういう形で参加が得られるのか、8月に将棋・囲碁などを考え、中学校の先生と話し合いたいと思っている。

事業が学校から公民館に回ってきた理由は、昔から学社連携、学社融合を文部省からも言われてきていた。草津市の場合は地域協働合校といって、市が予算を出し特色ある学校づくりに取り組んできている。この事業はもともと地域から発信したいと思っていたが、事業も5年目になり、学校から発信する事業は学校にまかせても実施してもらえし、地域発信の事業も地域にもしてもらえることが分かってきた。本来、地域協働合校の事業は、地域からの発信をしたいと思っていたので、政策的に事務局を公民館に置くことになった。

事務局は公民館に移ったが、学校の事務局担当は教頭である。地域発信の20万円部分、学校発信の25万円部分はそれぞれが使っている。中身は2本立てで、公民館の企画立案の時は校長に来ていただき意見を述べてもらっている。公民館の発信部分は公民館で、学校の発信部分は学校で行っている。通知文などは学校を通して配っている。学校の動きを見ると、各学級から担任が集めた物を教頭が集約して公民館に連絡をする。

全ての土曜日の事業は、公民館の職員が運営・進行し、指導はそれぞれがお願いした団体が当たる。地域から発信し、公民館がお手伝いと言う形である。子どもと、その保護者に参加を呼びかけている。わんぱくプラザは保護者の参加が多いが、全体として少子化の関係で参加が少ない。中身によるので、内容が正念場でないかと思う。

指導者が少ないので、それぞれの事業に保護者の参加を歓迎と言うことで呼びかけて、当日来た

方にできることはしていただくということですのですすめている。

例えば青少年育成委員は各町内会から出ているので20人ほどいる。体育振興会の体育指導委員は各町の組ごとにいて運動会などで必要な人が多い。子供会は単位子供会が3つあり、その上に指導者連絡協議会がある。

教育振興会は1戸当たり500円の年会費を集めている。小学校を中心に教育援助活動を行っている。教育振興会は全市的で戦前からあった。草津には小学校が12校、中学校が6校あり、中学校にもいくらか援助がある。会費は旧の住宅地だけで学生マンションや若い世帯や新興住宅地では拠出がないので、全体で1500世帯ぐらいが負担をしている。

学校の事業について公民館が関わることはないが、祭りだけは学校と一緒にと思っても教育課程のからみがあり難しい面がある。今年で3年になると思うようにいかない。

2 職員構成と活動

草津市には公民館が12館あるが、6館は市の職員が館長で、6館は嘱託で内2館は校長経験者である。今まで館長も職員も全部嘱託であったが、住民サービスで公民館を市庁舎として使い、税務課や住民課他に、市民センターも兼ねているので市の職員が来ている。館長に関しては公募ではないが、実績を考慮している。年齢的には定年を過ぎたのは校長経験者で、他は40歳台から50歳台で60歳台もいる。市の教育行政に精通した校長経験者が館長になっていたが、5年間という制約があり、市とのつながりのある職員が館長になってきている。

職員の勤務は日曜日は休館日になっていて、休館日は貸部屋だけをしている。事業の実施は土曜日に集中している。職員は館長を含めて5人で5年の任用である。嘱託の指導員4人の勤務時間は週30時間の勤務である。朝8時半から午後5時15分まで開館している。他に緊急対策として今年は地域コーディネーターが1人とITサポーターが1名いる。1年限りの任用で、週30時間の勤務になっており、今年は7人体制である。来年も予算が付くことになったが、地域コーディネーターは地域の人ではないので、学区のことを勉強しなければならない。にもかかわらず、1年限りの任用で人が変わるため、玉川の場合は実戦力にはなっていない。

指導員は公募で、草津市民でなくても良く、年齢は高く50歳前後の人が多い。処遇は統一単価で経験によって少しでも差を付けるように言っているが出来ていない。公的年金は付かない。処遇は月に15万円から16万円ぐらいである。地域コーディネーターは少し低く、ITサポーターは少し高い。今年度から滋賀県が地域コミュニティコーディネーターを置いたが、1館2名の配置はない。

地域コミュニティコーディネーターの研修は、前は県であったが、今回は市で行いコミュニティ事業団が毎月1回連絡を兼ねて行っている。

このコミュニティ事業団は、公園と体育館の管理を全面的に行っている。市から次長級と課長級が来ている。あとはコミュニティ事業団の正職員と嘱託職員で運営されている。

コーディネーターはほとんど市内の方が応募し、学校出身者も多い、県からも指導があり、職安を通したりして採用をしたが、時期が遅れ人数が十分集まらなかった。

地域協働校が旨く機能するためには、学校、公民館、地域、諸団体が連携をしなければならないが、その仕事をするコーディネーターだけでは十分対応できない面もある。今年1年、推進委員の意識改革を図ることが課題である。

推進委員会のメンバーを見ると年輩の方が多。公民館が事務局として地元の意向を受けて提案をしていくが、協力してくれるのは、親父ボランティアで、去年小学校のPTA会長だった方であ

る。色々なアイデアを出してくれる人はこの人ぐらいである。

中学校と公民館との関係は小学校と同じ組織であるが、小学校に比べてメンバーは少ない。公民館が2館、自治会が2つあり、育成関係者、立命館大学、地元企業として松下などから推進委員がでている。中学校の発信事業には、公民館として意見をいうこともあるが出番がない。文化祭で展示品や総合学習、クラブ、授業、サークルなどの講師を校長にお願いすることがある。体験の部分も大切だが、学校は学校でもっとしっかりして欲しいという部分もある。

学校の発信部分を精査して、学校がしなければならない部分と、地域に任せられる部分をはっきりさせなくてはならない。地域に発信が無いと予算の執行が出来ないので、事業を増やすことも必要である。予算は付いた、人は増えた、コーディネーターもいると言っても、増やすのはなかなか難しいものがある。

事業への教員参加はほとんどない。5月に行った子ども講座のレクリエーションやわんぱくプラザの時は校長だけが参加した。地域に住んでいる教員の参加はあまりないようだ。教育長が校長会を通じて町の行事に参加するように言っているが、難しい面がある。

学社連携から学社融合へ進んでいるが、学社融合の姿として単発的な事業でなくて継続的な事業としてやって欲しいということで実施している。公民館から4月、5月は、事業として子ども講座のレクリエーション関係をやりますよ、候補者も指導者もいますよという感じで、各種団体が行っている事業の中で一部拡大してもらえる物はないかと呼びかけた。要は子どもに関わる事業は続けまうと呼びかけたが、なかなか難しく、今までのパターンのように、こちらで企画して、お手伝いという形になってしまった。

思いは試行錯誤の中で動いている。一番最初はこの学校行事の中味の整理をと考えたができず、各種団体で子どもを見る、関わりを持ということも、公民館が提案した事業を手伝うという形になった。

各種団体にこれから提案していくが、整理をしないと各種団体は学校からも言われる、公民館からも言われる、本来の自分の行事の活動があるので、出て行かなくてはならないことが多くなるので、役員になることが負担になる。役員になる人がいなくなり、学区の団体を潰すことになる懸念もある。そのため出来るだけ保護者の参加を得ながら、負担の軽減を図り住民の参加を得るような形にしないといけないと考えている。平成15年以降は毎週土曜日、保護者の協力を得ながらやっていきたい。

指導者の謝礼は、わんぱくクラブ関係でいうと、年間10回で2000円程度であくまでもボランティアである。学校も図書券で500円、1000円という金額であるが、学校給食などを用意するなどの配慮が見られる。

草津市の地域協働校の報償費は1000円以内で高くても3000円以内としている。学校を使う場合は無料で、活動は全てボランティアでという考えである。

草津市は空き教室を開放公民館として使っているが、使い勝手が悪い。電話、トイレ、空調、警備保障などの問題があるのであまり使われていない。公民館も土曜日開放しているが鍵の問題などがある。

子どもの地域活動の希望についてアンケートをとったところ、子ども達は家にいるというのが多く親も結構多かった。保護者が家にいないというのは本当に少ない。行事を土曜の午前中にしたのは、午後は午後でスポーツ少年団で野球やサッカーがあるためである。地域協働校の活動にはPTAは協力的で持ち込み行事にも参加している。人権教育にも積極的に参加している。人権教育は

今まで1、2回やっていたが今年は年10回を提案している。人権教育は公民館事業の一つである。熱心な会長がいると推進委員会でもいろいろと提案してもらえらる。指導者の育成事業では職員が中学生に呼びかけているがなかなか集まらない。わんぱくプラザも小中学校対象だが中学校生参加がない。玉川中学校の先生に個々に当たってもらったが参加がなくいろいろと課題がある。

3 まとめ

草津市は平成10年度より青少年の健全育成と地域に住む人々の「こころ」を育む地域協働合校の充実推進を図ってきた。その実態を公民館の活動を通して理解することができた。

(1) 市（行政）のリーダーシップが原動力

地域が小学校区を単位にして、地域の学校を中心に地域学習社会作るために、行政が果たす人的、物的、財政面等の条件整備の方策について理解ができた。

(2) 組織を整備し、人材の活用

平成10年から始まった地域協働合校は、その推進の中核である地域協働合校推進委員会の事務局が、今年度より小学校から公民館に移管をされた。公民館は12小学校区に1館ずつ設置され、館長以下職員（6名）が配置されている。半数の館長が市の正規職員であることや地域コーディネーターの配置からも、市・教育委員会の事業推進の姿勢が理解できる。

(3) 豊かな予算

地域協働合校活動費として公民館、小学校に市予算が組まれている。玉川公民館に25万円、小学校に25万円である。他に地域の3町会から5万円、福祉協議会から5万円で合計55万円の活動費がある。その他に教育振興会という組織があり、1500世帯から1世帯500円の年会費を集め、小学校を中心に援助活動をしている。

(4) 学校と地域の連携

行政主導で指導・協力の組織が整備され活動が展開されている。各小・中学校学区に地域協働合校推進組織を設置し、地域諸団体と公民館・学校が一体となって地域学習社会づくりを展開している。行事の発信は公民館から学校を通して地域に送られ、学校発信と同じルートで家庭・地域に伝達されている。

(5) 組織・人材の活用

多様な組織が地域活動に参加している。婦人部を始めレクリエーション協会、青少年育成会、体育指導委員会、地元大学生の有志、PTA、町会などの組織・個人が、ボランティアとして積極的に参加している。

(6) 指導者の育成

指導者の育成を積極的に進めると共に、コミュニティ事業団の運営にも工夫が見られ、学校、公民館、地域、諸団体の連携を図る地域コミュニティコーディネーターの導入が見られる。

(7) 共通の課題

公民館から示唆に富む話をいただき、実践の素晴らしさと課題を聞くことができて参考になった。地域の行事に中学生の参加が少なく、中学校との連携が課題になっている。また教員の事業への参加がほとんどない点や学校との連携、総合的学習と地域の関係などに多くの課題が在ることを理解することができた。

（横山 武士）

Ⅲ－８ 学校と地域を結ぶ人的条件整備としての地域教育指導主事制度

— 高知県の「土佐の教育改革」 —

1 調査概要・調査日時・調査地（学校・機関）・調査者

高知県における教育改革は「土佐の教育改革」として全国に知られている。それは、橋本県知事が二期目の選挙に出馬するときの公約から始まっている。橋本知事は、公約を決めるに当たり、多くの県民の中から教育に対する不満があがっていたと述べている（浦野東洋一編『土佐の教育改革』学陽書房、2003年、序）。そして、立場の違いや利害にこだわることなく議論を進めるため、1996（平成8）年度、「土佐の教育を考える会」という議論の場が設けられ、その議論を基に、翌年度（1997年度）から「土佐の教育改革」が具体的な取り組みとして始まることになる。その取り組みの中には、教員を民間企業に半年間派遣する研修制度や子どもの側から授業を見つめ直す授業評価システム導入など全国に先駆けて行われた取り組みも少なからずあった。しかし、学校と地域が連携して、地域ぐるみで教育改革をしていくという「土佐の教育改革」の取り組みの中心になったのは、地域教育指導主事（教員）の市町村への派遣であろう。本稿では、地域教育指導主事の実態と課題を中心にして言及しながら、コミュニティ・スクール構築のための人的条件整備の在り方を探ることを目的とする。なお、調査は以下の日時、場所において、地域教育指導主事の一人である大崎哲氏及び地域教育指導主事の派遣やその職務についてまとめ役になっている総務課教育企画室長の濱田久美子氏へのインタビュー調査を中心に行った。なお、本調査において、アポイントメントを取っていただいたり、現地まで送迎していただいたりと、高知大学教育学部平井貴美代氏に大変お世話になった。改めて感謝申し上げたい。

2002年6月11日 高知県日高村教育委員会：大崎哲氏へのインタビュー調査

調査者：堀井啓幸・佐藤晴雄・平井貴美代（高知大学教育学部）

2002年6月12日 高知県教育委員会総務課教育企画室長：濱田久美子氏へのインタビュー調査

調査者：堀井啓幸・佐藤晴雄・平井貴美代

〈入手資料〉

- ・『平成14年度教育要覧』日高村教育委員会
- ・「地域ぐるみで日高の子どもを育てるための協議会」第一回資料（2002年6月5日）
- ・「ふれ愛ネットワーク広報 ひだか」2001年11月号
- ・「土佐の教育」2000年12月号
- ・『平成13年度 高岡地区教育アンケート』高岡地区市町村教育委員会連絡協議会
- ・『あかつきー地域教育指導主事のあゆみー』2001年県教委総務課
- ・『平成13年度教育世論調査』高知県教育委員会

〈参考資料〉

浦野東洋一編『土佐の教育改革』学陽書房、2003年3月

* なお、同上書において、特に地域教育指導主事に焦点化して述べられている、濱田久美子「家庭・学校・地域の連携による教育力の向上ー地域教育指導主事を通してー」（第2部第4章）、森暁「地域指導主事ー舞台の広さと自由、そしてロマンー」（第3部）、岩永定・橋本洋治「学校・家庭・地域の連携ーその意義と課題ー」（第4部第2章）も参考にした。

2 地域ぐるみ教育としての「土佐の教育改革」の歩みと地域教育指導主事の整備状況

表1に示すように、もともと「地域ぐるみ教育」として「土佐の教育改革」があり、特に学校と地域を結ぶ人的条件として「地域教育指導主事」が条件整備されてきた。1997（平成9）年3月の段階で、13名が任命され、翌年1998（平成10）年3月18名、そして1999（平成11）年3月から現在に至るまで高知県内全53市町村に各1名ずつ、地域教育指導主事が配置されることになった。

表1 高知県における地域教育主事整備状況の変遷（『あかつき—地域教育指導主事のあゆみ—』
2001年県教委総務課を元に作成、傍線＝筆者）

1996年6月 「土佐の教育改革を考える会」発足（12月までに10回開催）

11月 「土佐の教育を考える会」学校・家庭・地域の連携による教育力の向上についての
まとめを提出

「子どもたちの教育は、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、社会全体として取り組んでいくことが極めて重要である。そのため、学校・家庭・地域の代表者がともに話し合えるシステムを構築するなど、開かれた学校づくりを推進すべきである。また、県民あげて子どもの教育を支え合う意識や実践が培われるよう、家庭教育や社会教育の充実に努めるべきである。」

12月 県教育委員会から具体的な改革試案提示

学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

① 市町村における「地域教育推進協議会（仮称）」の設置

② 学校単位に「開かれた学校づくり推進委員会（仮称）」の設置

③ 地域教育推進員（仮称）の市町村派遣

④ 家庭教育の充実

1997年3月 地域教育指導主事派遣に関する市町村事務連絡会開催

4月 地域教育指導主事13名派遣

1998年4月 地域教育指導主事、新たに18名派遣（合計31市町村に派遣）

1999年4月 地域教育指導主事、新たに22名派遣（合計53全市町村に派遣）

* この後、53全市町村に地域教育指導主事を継続して派遣

2001年6月 2001年度第1回フォローアップ委員会開催

9月 第1回「第二期土佐の教育を考える会」開催

11月 「第二期土佐の教育を考える会」のまとめに対する基本的な対応方針提示
地域教育指導主事を教育改革の総合的な推進役として派遣

地域教育指導主事が地域教育推進員として最初に提案されたのは、1996（平成8）年9月の「土佐の教育改革を考える会」の提言に対する県教委の対応策（12月提示）をきっかけにしている。ここでは、「教員の資質・指導力の向上」、「子どもの基礎学力の定着と学力の向上」と並ぶ重要な改革案として、「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」が提示され、その中核を担う役割として地域教育推進員が提案された。さらに、同年12月25日において、当時の教育長、吉良正人が「方針はあくまでも手段にすぎない。教員の意識改革を進め、学校を変えてこそ教育改革だ。県教委と市

町村教委との協力なしでは効果は上がらない」①と県教委と市町村教委の協力を主張した。こうした大きな教育改革の流れにおいて誕生した地域教育指導主事は、まさに県教委と市町村教委のパイプ役としての役割が大きかったといえるかもしれない。

ちなみに、当時の県教委対応策における基本方針では、学校・家庭・地域の連携による教育力向上に関わって設置されることになった機関、専門職について次のような位置づけがなされている②。

- a 市町村に設置する「地域教育推進協議会」：子どもたちの視点に立った学校・家庭・地域の課題を議論し、様々な活動を企画、提案、具体化していくための組織として、各市町村に「地域教育推進協議会（仮称）」の設置を働きかけていく。この協議会は、市町村教育委員会、学校関係者、PTA 関係者、子ども会の指導者などにより構成し、市町村ごとの地域ぐるみ教育を推進する核としていく。
- b 学校単位に設置する「開かれた学校づくり推進委員会」：より身近な子どもたちを巡る課題や地域活動を進めるため、学校を地域に開かれたものとし、学校を機軸に子どもたちの教育を考える学校づくり・地域づくりを実施していく場、子どもたちの代表も参加させる。
- c 市町村派遣の「地域教育推進員」：地域ぐるみ教育を推進し、その活動を支えていく担当者として、市町村教育委員会に新たに派遣し、教育相談員や地域の協力も得ながら、地域の教育力の向上を図る。担当者として、学校の教員を派遣し、教員が地域に目を向け、保護者や地域の人々と適切に対応する能力の向上も併せて図っていく。

これらのうち、地域教育推進員は、地域教育指導主事として、1997年3月に「高知県地域教育主事派遣規則」が制定され制度化された③。それによれば、役割として、市町村単位での話し合いの場づくりや開かれた学校づくりの支援など、地域ぐるみで子どもを育てていくコーディネーターとして活動するとされている。

具体的には、地域教育推進協議会の設置・運営など事務局としての活動、開かれた学校づくりの推進、地域教育事業の企画・立案・実施が主な役割である。派遣方法は、市町村教育委員会から、県教育委員会に「地域教育指導主事派遣申請書」を提出し、県教育委員会が必要と認めたとき派遣するというものであり、高知県教育長が選考し、県教育委員会が任命するとされた。こうした地域教育指導主事は、300名の教員増員計画の中に含まれており、個々の学校における人的条件の整備充実と同時に、学校・家庭・地域の連携に専門的な力量を持った人材を配置するという手厚い人的条件整備の一貫として重要な意味をもっていたといえよう。言い換えれば、教員としての経験をもつ地域教育指導主事が学校の外にでて、免許制度や研修制度によって形成される教員の専門職的力量を前提として、教員としてのさらなる力量を高めていくという研修の目的と、地域教育推進協議会の事務局長として、地域教育行政全体としての力量を高めていくキイマンとなるという目的の二重の期待が存在したのではないと思われる。

ただし、地域のもつ、いろいろな教育的場面での多様な規定条件のもとで、こうした期待に応じることが容易なことではなかったはずである。調査時において、地域教育指導主事歴3年目（地域教育指導主事が創設されて5年目だが、だいたい3年で教員に戻るシステムになっているとのこと）の日高村教育指導主事、大崎哲氏に仕事の内容をうかがっても、「個々の派遣された市町村の状況に応じて内容が異なる」こと、「前任者の仕事を踏襲する形で職務内容が決まってくる」などの理由から、職務の実際と課題を明確に把握することは難しかった。さらに、2002（平成14）年4月より、「土佐の教育改革」は第二期を迎え、その中核になる機関として、県教委総務課に新たに「教育企画室」が創設され、基礎学力向上のための「地域教育指導主事」という位置付けが（指導方針とし

て)明確にされたため、地域教育指導主事の実践に(それまでの学校・家庭・地域との連携を図るためのスタンスの置き方と異なるところが少なからずあるために)多少の混乱がある様子であった。

3 地域教育指導主事の現状と課題

大崎氏の話によれば、地域教育指導主事の具体的な仕事の中心は、各市町村におかれている「地域教育推進協議会」の事務局(長)として、年数回の会議を組織し、それに関わる実践を指導することであった。ただ、地域教育推進協議会に関わる様々な会合(各学校に置かれている「開かれた学校づくり推進委員会」も含まれる)に出掛けていって、県の考え等を伝達したり、意見を吸い上げることも重要であり、「毎日のようにそうした会合に出掛けている」という状況であるということでもあった(表2)。

表2 大崎氏の関わる「地域ぐるみで日高の子どもを育てるための協議会 地域教育推進協議会」の実際(2002年度第1回協議会資料から)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 目的: 保育・学校・家庭・地域社会が連携することにより、日高の子どもの生きる力を育み、地域に根ざした人材を育成するため、地域教育推進協議会を設置する。2 組織: 開かれた学校づくり推進委員会代表者、保護者、子ども会・青年団・女性の会などの地域で活動する団体の代表者、地域での産業・経済・民生・文化等についての有識者、地域の教育機関代表者、教育委員会・村長部局の代表者、その他教育長が必要と判断する者3 任期: 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。4 2002年度活動案: もっと元気にあいさつ月間、学びのネットワーク事業(県補助事業、地域ぐるみの子育て講演会、日高村子どもの未来応援団などの方法による)、日高村図書館パワーアップ事業(県補助事業、コスモス文庫ふれあい事業、飛び出せ図書館事業などの方法による)、子ども達の居場所再生事業「日高キッズくらぶ」(国補助事業、日高キッズクラブとしての体験活動、ボランティア研修会などの方法による) |
|---|

2002年度の活動案も多様に組まれているが、大崎氏が最近、力を入れて行っている活動は、使われていなかった保育園の一室を改築し、地区の図書館とし、日曜日等に読み聞かせボランティアとして参加したことであるという。こうした場、機会において、教員ではできない経験、感動があることの重要性を(大崎氏のお話の合間合間に)感じた。

実は、学校の教員が地域へ出て、多様な住民の要求を把握することの意義はこれまでも教員が社会教育指導主事として派遣される派遣社会教育主事制度において実証されている④。筆者が派遣社会教育主事に行った調査によれば、「児童・生徒を別の角度からみることができてよかった」などの記述が多くみられたし、文部省(当時)から指定された学校週5日制調査協力校の在る町の派遣社会教育主事が、休業日における児童・生徒の学校外活動を単なる「受け皿」的発想で終わらせないような努力を精力的に行い、そうした協力が生涯学習の基盤作りを目指す学校改善に大いに役立っていると校長から高く評価された事例もあった。また、派遣社会教育主事の約9割(88%)が、派遣社会教育主事のキャリアが今後の学校教育における教育活動に役立つと考えており、その理由の一番高かったものが、青少年育成等を中心とした地域のコミュニケーションづくりに役立つという点であった。こうした指摘は、大崎氏のインタビューと共通する評価といえよう。

2001(平成13)年度に行われたフォローアップ委員会での評価結果をみても⑤、「地域教育指導主

事制度を評価する」が小学校側から92.9%、中学校側から96.8%、県立高等学校側から86.2%、市町村教育委員会側から100%となっている。実際に、須崎市の事例をみても、中学校区を中心とした様々な仕掛け（すききっ子を育むための地域教育推進協議会の設置、あいさつ・ふれあい街づくり運動、学力向上に関する地域ぐるみ事業、地域に開かれた文化祭、中学生の長期体験学習など）を地域教育指導主事が仕掛け人となって進めており、地域教育指導主事本人も学校・家庭・地域の連携に確かな手がかりを感じていると述べているのである。

ただし、その仕事の際限のなさ、多岐にわたっていることなどは課題でもある。前述した派遣社会教育主事に対する調査研究においても、派遣された教育委員会の状況や派遣時における教員のポジションによって、教育委員会での位置づけや役割が大きく異なっており、派遣された本人の意識だけでなく、受け入れ側の教育委員会にも戸惑いがみられた。第二期土佐の教育改革の企画の中心を担う浜田氏とのインタビュー調査では、その点に関わって、「第二期においては、指標を明確にして、教育を語る風土づくりをすることがめざされている」とのことであり、具体的には「基礎学力の向上、そのための楽しくわかる授業の構築」を目指すとのことであった。「そのために地域教育指導主事の役割はさらに大切になる」とのお話であったが、大崎氏の話や地域教育指導主事の多重な位置付けとも関連させてみると、具体的にどのように機能させるかは今後の課題といえよう。

4 若干の分析・考察

地域教育指導主事の実態や役割期待という視点から、土佐の教育改革を概観すれば、そこにはテーマをもったローカル・コミュニティの捉え方（地域教育指導主事の派遣、そうした人材を中心に学力向上を図るという県のトップダウン的な志向はあるが、その手法はボトムアップでコミュニティづくりを図るというものである）がみえてくる。逆説的にいえば、学校と家庭・地域の関係が蜜になったいわゆるコミュニティ・スクールは、単に学校が学校を開く、家庭・地域が学校を活用するという一方的な関係では成立しにくいものであり、双方向の関係性をつくるために、それを取り持つ人材（高知の場合では、教員の増員に絡ませて、教員を地域教育指導主事に任命するという人材活用を図った）を投入するという手法が必要とされたといえる。

第一期土佐の教育改革において、地域教育指導主事の評価はたいへん高かったようだが、それは、地域教育指導主事個々の力量や熱意の高さによるところが大きい。個々人の力量や熱意は人が変わることによって大きく変動する要因でもある。地域教育指導主事が継続して配置され、さらにその力量を十分に生かせる仕組みづくりが、今後、個々の地域においていっそう求められなければならないだろう。

地域教育指導主事への高い評価は、指導主事さえいない小規模の教育委員会が多いという高知県の実態にもよるものでもあって、当初の高い評価を今後の改革にも継続していくためには、単に地域教育指導主事が存在することの評価を普遍化することに若干注意を払う必要もある。すなわち、「中山間地域に多くの小規模校が存在するという問題や学力低下問題など中高接続の問題」や「私高公低の風土などがもともと土佐の教育改革の背景にあり」（浜田室長のお話、平井貴美代「特色ある学校づくりと教育課程編成—地方政府による地域教育経営の事例から—」大塚学校経営研究会『学校経営研究』第26巻、2001年4月参照）、それゆえに「（基礎）学力の向上」という「第一期土佐の教育改革」が始まった当時から存在した改革目標がメインテーマとなった「第二期土佐の教育改革」において、地域教育指導主事が各担当地域の特色をどのように生かしながら、これまで間接に学校と関わってきた状況とは異なる、ある意味で、直（じか）に学校と地域とのつながりをどのように

つくっていくか、その方法論と新たな地域教育指導主事の位置づけが問われている。

(堀井 啓幸)

〈注〉

- ① 吉良正人「土佐の教育改革の生誕」浦野東洋一編『土佐の教育改革』学陽書房、2003年3月、15頁
- ② 地域教育指導主事創設当時の位置づけ及び公式的な評価については、濱田久美子「家庭・学校・地域の連携による教育力の向上一地域教育指導主事を通して」同上書、64～68頁を参照した。
- ③ 調査時における高知県地域教育指導主事派遣規則（抜粋）
第1条(趣旨)：この規則は、市町村における学校、家庭及び地域社会の連携を図り、地域ぐるみの教育を推進することにより、心豊かで生きる力を持った子どもたちを育成するため、高知県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、地域教育指導主事を派遣することについて必要な事項を定めるものとする。
第2条(派遣)：県教育委員会は、市町村教育委員会が地域教育指導主事の派遣を申し出た場合において必要と認めたときは、地域教育指導主事を派遣するものとする。
2 市町村教育委員会は、前項の派遣の申し出をしようとするときは、別記第1号様式による地域教育指導主事申請書を県教育委員会に提出しなければならない。
第3条(任命) 地域教育指導主事は、高知県教育長が選考し、県教育委員会が任命する。
第4条(身分及び職務)
1 (略)
2 地域教育指導主事は、派遣先の市町村教育委員会における学校、家庭及び地域社会の連携による教育力の向上並びに開かれた学校づくりの推進に関する事務に従事するものとする。
- ④ 拙稿「派遣社会教育主事と生涯学習活動—S県における町村派遣社会教育主事の意識調査から—」日本生涯教育学会『日本生涯教育学会年報第14号』1993年、94～106頁
- ⑤ フォローアップ委員会の評価や須崎市の事例については、濱田久美子前掲論文、68～72頁から引用した。

IV章 コミュニティ・スクールの課題と展望

1 コミュニティ・スクールの歴史的、社会的必要性

○いま、なぜコミュニティ・スクールを目指すのか

新しい世紀に足を踏み入れ、私たちは歴史的変化を目の当たりにしている。すでに1990年前後、その予兆は見られた。バブルの崩壊と経済成長神話の解体、そして止まることを知らない環境破壊。それは単に社会主義経済が敗北したのではなく、市場原理と個人の欲望市場主義を媒介とした資本主義が貫徹され、生態系との「心中行為」が進められようとしていることを意味している。さらに、ほとんど時を同じくして、政治的秩序にも激震が走った。ベルリンの壁の崩壊は、東西の冷戦構造が崩れイデオロギーの終焉を物語る象徴的な出来事であった。しかし、個々でも社会の成り行きを楽観することはできない。南北の経済格差を背景にしながら、民族主義や偏狭な宗教的盲信と近代文明信仰との間に新たな対立軸が生まれてきた。

歴史を分かちこれら一連の出来事は、私たちに新しい課題をつきつけている。それは、「地球に生きとし生けるものがどのようにして共に生きることができるか」という課題である。20世紀の歴史は国家や伝統的共同体に生存を委ねることの幻想性を浮き彫りにしたが、だからといって、バラバラな個人に期待をして眺めていれば収まるところに収まるだろうという見方も適当ではない。人々の相互の紐帯を織りなす中間集団が（集団という概念では捉えられないかもしれないが）今まさに必要とされている。もっと正確にいうなら、かつて中間集団が果してきた機能を回復させることが不可欠であるということになる。「個人」（私）でも「国家」（公）でもない第三の選択肢といってもよい。最も典型的には、いわゆる NGO の急成長を挙げることができる。ツリー型の社会でなく、リゾーム型の社会づくりが【共助】の領域で今顕著な動きを示し始めている。上から善なるものを提示し、それに向けて突き進む社会ではなく、現実にある切実さを互いに切り結びながら、よりよい方向を探っていく試みが始まっている。失われたつながりを回復させるコミュニケーション回路としてのコミュニティ。その再生が今まさに必要とされているのである。

ところで、ポストモダンのコミュニティは、多元性・複雑性を重要な要素としている。単色で塗りつぶされた社会像ではなく、多様な人々が出会い対話する「公共圏」としてのコミュニティである。異者を排除し社会のひずみを促進するようなコミュニティではなく、社会のあり様を振りかえりつつ共に生きる可能性を具体的に探りゆく「コミュニケーション回路としてのコミュニティ」である。アソシエーション的な要素や趣味縁的なネットワークも入ってくることになるだろうが、最も重要なのは多元性を受け容れる「力」をもつ場をいかに創っていくかである。これは楽々としてなし得る作業ではなく、歴史的な課題を背負い込みながらなされる実にしんどい作業である。だからこそ、コミュニティを再生するという営みと切り離さない学校づくりが今必要なのである。

コミュニティ・スクールをいまさらながら語り直す必要があるのは、このような歴史的分水嶺に私たちが佇んでいるからに他ならない。

2 コミュニティ・スクールの現状

(1) 「新しいタイプの公立学校（コミュニティ・スクール）」の実験

第15期中央教育審議会第1次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方」（1996年7月）は変

化する社会に対応するために、学校・家庭・地域社会の連携の必要性を強調し、その後の答申「今後の地方教育行政の在り方について」の中で「地域コミュニティの育成と地域振興」について論じた。これらを受けて教育改革国民会議は「報告—教育を変える17の提案—」（2000年12月）で、「新しい時代に新しい学校づくりを」の提案の中に「新しいタイプの学校（コミュニティ・スクール）の設置を促進する」ことをあげ、次のように述べた。

- 「親は我が子が安心して通える学校であって欲しいと願っている。そのためには、学校が孤立して存在するのではなく、親や地域とともにある存在にならなければならない。良い学校になるかどうかはコミュニティ次第である。コミュニティが学校をつくり、学校がコミュニティをつくるという視点が必要である。」
- 「地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（コミュニティ・スクール）を市町村が設置することの可能性を検討する。これは、市町村が校長を募集するとともに、有志による提案を市町村が審査して学校を設置するものである。校長はマネジメント・チームを任命し、教員採用権を持って学校経営を行う。学校経営とその成果のチェックは、市町村が学校ごとに設置する地域学校協議会が定期的に行う。」

この新しいタイプの公立学校を構想した金子郁容（同会議第2分科会主査）らの共著『コミュニティ・スクールの構想』（2000年11月、岩波書店）でそのディテールをみてみると次のようになる。

【設 置】

- * 市町村が新しい学校の校長と学校づくりプランを一般公募する。それを市町村が審査して設置をきめ、校長を任命する。

【学校経営】

- * 校長は複数の専門スタッフを選任し、ともに経営にあたる。
- * 地域学校評議会の評価に基づく結果責任を負う。

【地域学校評議会】

- * 市町村が設置し、校長から推薦された教員人事、教育計画、予算使途等を承認する権限をもつ。
- * 構成は校長と教員、地域住民と保護者の代表、市町村教育委員会の代表による。
- * 教育成果を評価し、地域に公開する。

【教 員】

- * 校長が選任して地域学校評議会に推薦する。
- * 身分は公務員であるが、終身雇用ではなく有期公務員制度が適用される。

【運営経費】

- * 児童生徒数に応じて配当される公費でまかなう。
- * 公費を超過する運営経費は、授業料の徴収や企業などの寄付でまかなう。

以上の金子郁容らの構想は、ベンチャー的色彩をもつ米国のチャーター・スクール（特別認可の公立学校）と英国の Local Management of School（地域による学校経営）の制度を日本版にアレンジしたものだ、と説明されている。

この構想で注目すべきことは、次の2点である。その一つは米国で1980年代に生まれ、現在2000校以上に及ぶチャーター・スクールと基本的には同じ方向で、市場原理に基づく公立学校を創設しようとする点であり、も一つは「地域—コミュニティ」の捉え方で、「地域の人々が自分たちで作り、自分たちで支える学校」だからコミュニティ・スクールと呼ぶのだが、その「地域」にはヴァーチ

ャルな関係や NPO などヴィジョンや価値観・関心を共有する人たちの集まり、つまり学校が所在する地域から離れたところで生活している人たちも含まれていて、元来のコミュニティ(地域共同体)に限定していないという点である。

この構想が「新しいタイプの公立学校(コミュニティ・スクール)」として教育改革国民会議によって提言され、文部科学省の「21世紀教育新生プラン」(2000年)にとり入れられて、現在その実現の可能性や課題を検討するために全国7地域9校の研究開発学校が2002年度から3年間で『新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究』を進めている。この結果を精査してコミュニティ・スクール導入の法制度が整備されることになっている。

(2) 多様なコミュニティ・スクールの存在

この「コミュニティ・スクール」の名称は教育改革国民会議に固有なものではなく、広く一般的に使用されているのが現状である。1990年代から「コミュニティ・スクール」の名称を冠した「事業」が教育委員会や学校により、あるいは青年会議所などの民間事業体の活動として実施されるようになり、それらを分類すると次のようになる。

- ① 地域社会との連携を深めて、学校の運営や学びを変革しようとする学校
- ② 住民参加により複合施設などの新しいアイディアで建築され、運営される学校
- ③ 生涯学習や地域社会再生のための住民活動の拠点となる学校
- ④ 教員の専門性を生かして地域住民等に公開講座を提供する学校
- ⑤ 市民の願いによって現行法に縛られずに自由な教育を実現しようとする学校
- ⑥ 地域の子どもや住民に文化・スポーツ・趣味などのサービスを提供する事業

以上のように「コミュニティ・スクール」の内容、形態は多様であり、統一的な定義を与えることが困難な状況にある。したがって、学校改革像としてのコミュニティ・スクールを論ずるときは、どのような内容、形態の学校を取り上げるのかを明らかにする必要がある。われわれがおこなった学校調査(2002年度)の結果によると、学校改革のリーダーである校長・教頭の認識は上記分類の①「地域社会との連携を深めて、学校の運営や学びを変革しようとする学校」が主流であったが、教育改革国民会議が提唱したコミュニティ・スクールと共通する部分はあっても、全体像は全く別のものなのである。

(3) 元来のコミュニティ・スクール

また、現在呼称されるコミュニティ・スクールは学校史上に登場した元来のコミュニティ・スクールとも異なっているのである。元来のコミュニティ・スクールは1930年代以降に大恐慌で疲弊したアメリカの地域社会を背景に誕生した学校で、オルセン E.G. によって理論化され「地域社会の生活と必要に基づく生活中心の教育」を行うカリキュラムを持った学校を意味した。このオルセンによって与えられた概念を具現化した学校の一つに、世界大恐慌後に展開されたニューディール政策による TVA(テネシーバレー開発公社)事業の町の「ノーリス学校」がある。ノーリス学校の教育理念は開拓時代の共同社会における住民参加の教育で、学校は、大恐慌で疲弊した地域住民の生活の再建をめざして、大人も子どもも全員が地域の課題を捉え、学習をし、一緒に行動できるようになる、というもので町長が校長を兼務した。

オルセンのコミュニティ・スクールの考え方は、戦後の日本にも紹介され「地域社会学校」の実践を生む。わが国の学校史に登場するコミュニティ・スクールのはじめは第二次世界大戦後の「川

ロプラン」(埼玉県川口市)、「本郷プラン」(広島市)、「福沢プラン」(神奈川県南足柄市)などであり、実験的試行が全国各地(一説には225校)でなされた。その一つの兵庫県魚崎小学校の事例を概略すると、第2次世界大戦後の魚崎町の生活を立て直す民主的な教育を学校で実現することを目指し、校長が町議会の承認と支持のもとで魚崎町に密着した地域教育計画を立案し、教育課程は「生活単元学習」を核に展開した。

これらの「地域社会学校」は小川利夫が分類したように、①教育課程の編成・実施の域を出なかったり、②コアカリキュラム連盟の生活に根ざした学習であったり、③どちらにも当てはまらない全村学校型であったりしたが、その後の社会情勢の変化に伴い短期間にほぼ全てが消滅した。

しかし、コミュニティ・スクールの考え方は1980年代に教育荒廃が社会問題になると再び注目され、千葉縣市川市教育委員会のコミュニティ・スクール事業として登場する。学校単位にコミュニティ・スクール委員会(学校・家庭・PTAの代表で構成)を設置し、学校の教育活動に地域人材を活用する方途を検討する。ただし、市の地域振興策とは連動させず、生徒指導やチームティーチングなどの指導といった学校の特色化を重視するのであって、昭和20年代の「全村教育運動型」の「地域立学校」を指向するタイプの学校ではなかった。

3 学校改革像としてのコミュニティ・スクールの課題

前述のとおり、わが国における現在のコミュニティ・スクールには多様な内容、形態のものがあるが、それらの中で現在、法制度化が図られている「新しいタイプの公立学校」としてのコミュニティ・スクールは新しい時代の公立学校を創り出す可能性をもつものとして社会的な関心が広がっている。しかし、これの推進に当たっては次の課題があり、多角的な検討が必要になっている。

(1) 多角的な検討を必要とする課題

① 法律・行政的側面に関する課題

コミュニティ・スクールを推進する場合にまず検討する必要があるのは学校の設置形態で、これは法律・行政的側面に関する課題である。具体的には、学校の設置形態、予算措置、施設設備の問題をはじめ、校長の任用・採用方法と教職員の人事権に関する問題などがあげられる。さらに、学区および学校選択に関しては、一般校とコミュニティ・スクールとの間の学校選択の問題がある。この問題は、当該するコミュニティ・スクールだけでなく、周囲の一般校にも影響を及ぼすだけに慎重な議論を基に進めることが必要である。

法制度整備を中心に進めた場合、法的に整備された学校しかコミュニティ・スクールと認識されないことになるのだが、今日の学校週5日制の下では学校と地域社会との連携の拡大深化が必要不可欠であることから、一般校においても実現可能なコミュニティ・スクール像を探ることが重要な意味を持ってくるのである。つまり、法制度整備よりも地域住民・教師・生徒がいかに学校を中心とした地域コミュニティを創り上げるか、そこにおける価値の創造をいかに実現するかが重要な問題なのである。

この他、学校のアカウンタビリティに関して、教育活動に関する情報開示と学校評価の問題、コミュニティ・スクールの形態と幼・小・中学校の連携の問題なども今後考えなければならない課題である。

② 特色ある学校づくりに関する課題

コミュニティ・スクールは、特色ある学校の一形態として機能することが期待されている。その

場合、教育課程編成に関して、どの程度学習指導要領に忠実に依拠して行うかという問題が出てくる。他の公立学校と大差がないならば、あえてコミュニティ・スクールと呼ぶ必要もなくなるだけに、学習指導要領と教育課程の特色化の問題は十分に検討する必要がある。この問題は、教育内容の特色化に関して、公立学校における独自性の推進はどの程度まで許容されるのかという本質に関わる問題である。

とりわけ、総合的な学習の時間は学校の特色化や地域連携と深く関わる教育課程の一領域である。総合的な学習の時間は、コミュニティ・スクールにおける教育活動の核となるだろう。今後、コミュニティ・スクールにおける総合的な学習の時間の活用は、特色ある学校づくりに関する教育課程編成の中心的課題として考えなければならない。

③ 地域連携と住民参加に関する課題

地域連携と住民参加に関する課題は、コミュニティ・スクール推進に関する本質的な問題の一つである。地域連携と住民参加を進める場合、教育の質の維持向上の観点から、子どもの学力保障と外部講師の資質が問題となる。外部講師の資質が確保されなければ、せっかくの地域連携が教育の質の低下を招くことになりかねないからである。

さらに、地域住民の生涯学習という視点で考えれば、コミュニティ・スクールと生涯学習推進との関連に関する問題がある。コミュニティ・スクールは子どもの学習を主体に考えがちであるが、地域住民の生涯学習に益する視点や学校と地域相互における新たな価値の創造という視点がなければ、地域との連携が長続きすることは難しいだろう。つまり、コミュニティ・スクールは新しい学校理念を形成する場でもあり、学校と地域相互における新たな価値の創造という視点が欠かせないのである。そのキーワードは、「文化の継承」、「生きがい」、「価値の創造」である。

④ 既存校との競合に関わる課題

2002年度以降の公立学校改革の動きは内閣直属の総合規制改革会議の主導によって速められ、改革の到達点は文部科学省の特別研究開発学校(新しいタイプの学校運営実践研究)や教育特区の実験を早期に全国化することに置かれている。この方向性を改革の本体である既存の公立学校の視点から検討すると、次の3つの問題点が挙げられる。

a. 競合条件の不均衡性

教育改革国民会議が提言し総合規制改革会議が推奨した「コミュニティ・スクール」は、「地域独自のニーズに基づき地域住民等が学校運営に参画する」学校であるが、教職員の人事、学校予算、教育課程の編成・実施等に関わる校長の裁量権を拡大し、その校長を地域学校協議会(仮称)が公募し校長はアカウンタビリティを負うという、既存の公立学校の管理運営の仕方とは違った方式をとろうとしている。そのねらいは「地域のニーズに機動的に対応し、一層特色ある教育活動を促し、また、伝統的な公立学校との共存状態を作り出すことにより、(中略)学校間における切磋琢磨を生み出し、結果的に学区全体の公立学校の底上げにつながる」(規制改革推進3ヵ年計画 平成14.3.29閣議決定) ことにある。

しかし、このような期待は既存校との間で競合条件を同じにしなければ達成できないのであり、教育の機会均等の観点から言えば地域・保護者から競合条件を同一にする要望が強く出ることは明らかである。そこで上記の管理運営方式のメリットを学区全体の公立学校が享受できるようにするとすれば、「新しいタイプの公立学校」の存在理由はなくなるという自己矛盾を内蔵しているのである。「競争と選択」によって公立学校全体の質的向上を達成するには、競合条件の同一化と学校のアカウンタビリティ(説明と結果に対する責任)の徹底が必要条件である。

b. 義務教育における「市場原理」の不適切性

上記の「新しいタイプの公立学校」や構造改革特別区域法に基づく「公設民営学校」には、よい教育をする学校には追加の費用負担があっても子どもや保護者が集まるという期待がある。子どもの人間形成の基礎にかかわる義務教育については、憲法第26条で「福祉国家の理念に基づき、国が積極的に教育に関する諸施設を設けて国民の利用に供する責務を負うことを明らかにするとともに、子どもに対する基礎的教育である普通教育の絶対的必要性にかんがみ」（学力テスト旭川事件 最高裁判決 昭和51年）、保護する子女に普通教育を受けさせる義務を課し、義務教育の無償（授業料の不徴収）を定めている。

したがって、NPOや株式会社に公立学校の管理運営を包括的に委託する「公設民営学校」が保護者等から追加の費用負担を徴収することは憲法第26条の規定との関係からできないので、競争による経営不振に陥る可能性だけが残ることになる。総合規制改革会議の内閣総理大臣への第2次答申は「経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革」として学校教育の分野（官製市場）に株式会社等の民間が全面的に参入することができるようにすることを盛り込んでいることから、株式会社設置学校のみならず「公設民営学校」もアカウンタビリティと引き換えに利益追求が公認されるので、競争による経営不振のリスクが大きく、公教育の安定性の確保の面からも義務教育公立学校の運営に「市場原理」を導入することは避けなければならない。

c. 教育の私事性と公共性の調和

上述の「教育における市場原理の導入」は教育の私事性重視（顧客重視）に結びついている。親が親権者としておこなう子どもの教育は子どもとの自然的な関係に基づく養育、監護の一環としてあらわれ、この私事としての親の監護及び教育は民法第820条によって親権をおこなうものの権利、義務と規定されている。したがって教育の私事性重視は親の自然の要請というべきもののだが、一方で子どもが共同社会の一員として教育されることは必要不可欠でありまた共同社会の存続発展にとっても必要不可欠なので、「子どもの教育が社会における重要な共通の関心事となり、子どもの教育をいわば社会の公共的課題として公共の施設を通じて組織的かつ計画的におこなういわゆる公教育制度」（学力テスト旭川事件 最高裁判決 昭和51年）が発展してきた。この歴史的経緯に基づく、教育の私事性と公共性のどちらを重視すべきかというよりは両者の調和を保つことによってこそ現代社会における教育の本質は発揮されるというべきであろう。

利潤追求を動機とする市場原理によれば顕在化した特定の教育要請に傾き、共同社会に内在する多様な期待や要望にバランスよくあるいは包括的に応えることが弱くなる可能性が高くなる。

(2) コミュニティの捉え方

さらに、コミュニティ・スクールの検討に際しての課題には「コミュニティ」をどのように理解し、整理するかということがある。中央教育審議会は第1次答申の中で「地域社会における教育の具体的な充実方策」として『第四の領域の育成』をあげ、次のように述べた。

- 「地域社会における教育力の低下が指摘される中であって、従来の地縁的な活動から目的指向的な活動へと人々が参加意欲を移しつつある傾向がうかがえる。このような状況を踏まえ、これからの地域社会における教育は、同じ目的や興味・関心に応じて、大人たちを結びつけ、そうした活動の中で子どもたちを育てていくという、従来の学校・家庭・地縁的な地域社会とは違う『第四の領域』とも言うべきものを育成していくことを提唱したい。」

従来の生活というものは地域の特性に即し、長い間伝えられてきた生活スタイルを堅持していれ

ばよかった。しかし、これからの生活は意図的・計画的に展開していくことが求められる。自分はどのような個性をもち、どのように生きていくことが望ましいかを自分で決定し自分なりの生活を自力で作上げていくことが期待されている。そこで、同じ地域に住んでいるわけではないが、目的・関心・生き方・職業・趣味等において共通している者同士が連携をしていくこともひとつのコミュニティとして承認してもよいのではないかという考えがある。

また、社会福祉関係者の間にも「コミュニティとは、地域といった地理的空間に限定されるのではなく、同様の属性をもった人々の共同体であり、機能的統一性がある集団である」との概念規定が見られる。

このように、伝統的な地域共同体は「都市社会の匿名性と流動性」に蝕まれて、住民同士の直接的な触れ合いや助け合いは少なくなっているのが今日の地域社会の現状である。そうすると、温かい触れ合いや助け合いが欲しくなるのが人間の本性で、そのような生活の場としての地域に、伝統的な地域共同体のよさを取り戻し、その担い手として「市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭を構成主体として、地域性と各種の生活目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」（国民生活審議会調査部会報告書 1969年）を求めることに関心や要望が高まった。それを『地域コミュニティ』と呼んで住民運動の基本概念に据えてきた。

しかし、地域の実態は多様な様相を示しつつ変化している。例えば、

- ① 村落共同体的地域社会にとって代わって、興味や関心に基づくネットワーク型社会であり、情報でつながる新しいコミュニティが形成されつつある。
- ② パーチャルな関係やNPOといったビジョンや価値観、興味・関心を共有する人々の集団など、日常生活上の関係が薄かったり、面識がない、といった範疇をもコミュニティと捉える傾向が顕著になっている。
- ③ 地域の実態を詳しくみていくと、上下水道・ゴミ処理・小道路・小商店・コミュニティバス等のライフラインを共有し、それによって生活を共にする気持や住民同士の関係が見えない姿で存在している。
- ④ 安全面、介護面など生活上の住民間の連携が広がりつつある。
- ⑤ コミュニティセンター等の公共施設を活用したスポーツ活動、高齢者の趣味活動の活動が盛んになってきている。
- ⑥ 集合住宅の設計に際して、隣接の住民との交流をコンセプトにした発想が採用されつつあることもある。
- ⑦ 郷土の文化、伝統を再評価する動きが若者の中で起こりつつある。
- ⑧ 公立学校の統廃合を契機とした「ふるさと」意識が再燃しつつある。

等を上げることができる。

このようなコミュニティの現状の中で「学校」を新しい時代からの要請に応じて改革をしていくためには、両者の関係をどの様に捉えたらよいのであろうか。「コミュニティ」の変容に合わせて学校を変えるのか、学校に固有な機能を強固にする条件をコミュニティに求めるのか。われわれは基本的なスタンスを後者に置き、生涯学習社会、地方分権社会における学校を支えるコミュニティは「ふるさと、郷土、生活共同体」とであると捉えることから出発した。

なぜなら、学校改革の方向性が市場原理に傾いている現状の中で既存の公立学校を活性化する方策を求めることに研究の関心があったからである。これは公立学校の存在理由をあらためて見直す営みでもある。いま創設されようとしている「新しいタイプの学校（コミュニティ・スクール）」と

の差異を明確にしなければ既存の公立学校は幅広い保護者の教育付託に応えることができなくなったのである。

そこで、市場原理に対置するものとして「共同原理」を重視し、“Celebrate Diversity”（多様性を認め、尊重し合おう）に基盤をおく新しいコミュニティ・スクールを求めたのである。

4 新コミュニティ・スクールの構想

(1) 基本的な考え方

今、世界的にリバータリアリズムとかコミュニタリアズム（自由主義再検討 藤原保信 岩波書店）等の新しい思想的動きが提言されている。われわれは次の考えに立って新しいコミュニティ・スクールを構想した。

- * オルセンのコミュニティ・スクールでは、ロマンティックな児童中心主義への反省として大恐慌後のアメリカの厳しい現実の中でしっかりと生活（衣食住の充足）していく力を目指したが、これからの生きる力を育むには「学ぶ・遊ぶ・交際する」共生の「楽学交」が重要な要素になる。
- * 学力を状況での選択に連結する力と捉える。そのために体系的な知識も必要だが、体験と日常知（everyday cognition）に連結する「教養」つまり広い意味での「知」的学习を重視する。
- * 地域の生活と伝統的文化を大事にする。
- * 普通の教育をする普通の学校を大事にする。普通の教育とは、地域の保護者・住民が持つ幅広い願いに応える教育であり、まじめに皆と仲良くし自由な明るい雰囲気での安定した人間関係を地域につくる教育である。
- * 教師の専門性を重視する。しかし、これからの公立学校では家庭・地域の人々と「協働カリキュラム」をつくって地域教育ネットワークを組むことが求められるので、教職の専門性は再構築されなければならない。
- * 教育にレッセ・フェールはなじまない。基準は必要だが教育委員会の機能として公立学校とその地域の自律性を保証する学校支援を最重要視しなければならない。

(2) 改革の本体である学校の視点

以上の立場に立つと同時に、われわれが重視することは改革の本体である学校に視点をおき、学校改革のリーダーである校長・教頭が志向する改革の方向性である。そこで、われわれが平成14年度に実施したコミュニティ・スクールに関する学校調査が捉えた「公立学校改革策に対する管理職の評価」、「コミュニティ・スクールについての考え方」を中心に、いま既存の公立学校はどの方向に向かって自校の改革を進めようとしているかを分析をおこなった。

現在進められている公立学校改革策のうち主なもの15方策に対し市区町村立小中学校の校長・教頭はどのように評価しているかを見ると、「とても有効と思う」「そう思う」を合わせて90%以上の大多数が占めたのは『学校裁量権の拡大』（96%）と『少人数学級の編成』（95%）で、3位は『特別社会人講師制度の拡大』（86%）であった。これに対して肯定的な評価が非常に少なかったのは『チャータースクールの制度化』（37%）と『校長の民間人登用』（20%）で、管理職の意向は学校経営の自主性、自律性を高め、子ども一人ひとりに行き届いた指導と学習の多様化が実現できる条件整備に向かっていくことが示されている。

また、この評価の結果を因子分析したところ、地域コミュニティを基盤として改革を進めようと

する因子の働く改革策群への肯定的な評価は、小学校・中学校の管理職全体で75%以上を占め、小学校では82%に及んでいた。

さらに、地域コミュニティの捉え方を見ると、「住民が日常生活のさまざまな場面で助け合う地域共同体」と「住民がふるさと意識を持って地域の生活を向上させようとする地域共同体」がそれぞれ46%以上を占め、伝統的な地域観が色濃く出ていた。

以上のように、公立小中学校の管理職（校長・教頭）がもっている学校改革像は「伝統的なコミュニティを復活し、それに基盤を置いた学校」であり、競争原理よりは共同原理による学校を志向していることが明らかであった。これを土台にして新しいコミュニティ・スクールを創ることが改革の本体である学校のエネルギーを前進的に発揮させる有効な方策であると考えているのである。

（3）新コミュニティ・スクールの要素と実現の道筋

以上の立場から新しい時代の公立学校のあり方を示す新コミュニティ・スクールの要素を実現の道筋に合わせてあげると、次のとおりである。

○新コミュニティ・スクールは住民のパートナーとなる施設をもつ。

新コミュニティ・スクールづくりでは学校教育と社会教育、一般行政と教育行政とを分けてはならない。コミュニティ・スクールを支える学校施設設備の方向としては、学校にかかわる地域社会、家庭の要求を踏まえ「パートナー的」施設設備観を持ち合わせる必要がある。そのためには、学校教育法第85条、社会教育法第44条に明記されているような「学校を児童生徒及び教職員のための限定的なもの」という認識を改め、学校施設整備にPFI（Private Finance Initiative、民間活力導入政策）を積極的に評価することが求められる。そうした萌芽は国の学校施設整備事業における「地域・学校連携施設整備事業」や「学校施設複合化推進事業」「教育内容・方法の変化等に適合させるための内部改造工事」などに既に見られる。

【地域・学校連携施設整備事業】

- ・PTA活動の拠点となる場や地域の人たちがボランティア活動の拠点として活用する場などを設ける「地域・学校連携促進型」と屋内運動場に会議室や更衣室等をもつ施設を整備する「体育施設開放促進型」がある。従来のクラブハウス補助事業がこれにあたる。

【学校施設複合化事業】

- ・学校施設を高機能化、多機能化するとともに、地域の生涯学習活動等の拠点となるよう他の文教施設や福祉施設との複合化を図ることに伴い必要となる開放部分についての補助を行う、といったインテリジェント・スクールの推進である。

【教育内容・方法の変化等に適合させるための内部改造工事】

- ・余裕教室を活用した特別教室や多目的スペース等へ転用するための補助やトイレ環境を改善させるための整備事業が含まれるが、余裕教室を転用して、既設校舎の高機能化・多機能化を図り、生涯学習のニーズにも応えるものである。

また、インテリジェント・スクール構想は学校の施設設備のすべてを「学習の場」と捉えていく構想であり、通信機能を媒体させることで学校の内と外の垣根を取り払い、学校を超えた「学習の場」を想定しており、コミュニティ・スクールの一形態でもある。

○新コミュニティ・スクールは地域コミュニティづくりに取り組む。

地方自治の本旨に基づく地方分権社会を支えるものは地域住民が地域に対してもつ愛着や希望・夢である。それらが子ども時代からの生活体験や学習を基礎にしていれば一時の利害や狭い愛郷心

を超えるものになろう。

そのような教育への可能性を持つものとして、総合的な学習で町づくりへの参加の体験学習、体験活動を通して「地域に愛着をもち、地域に学び、地域に生きる力」を育てようとする取り組みが広まりつつある。ここでの「地域」は子どもの家族が所属する行政区画より狭く、ときに二つの行政区画にまたがることもあるが、日常の生活が行われる範囲で直接体験や人々との触れ合い・交流が直接できる範囲である。このように考えると、これからの学校の役割が見えてくる。

旧来の学校は系統的な知識・技能を伝授するために子どもを囲い込む施設として機能していた。そのため子ども達は自分達が生活する地域に愛着と夢を持つようには育てられなかった。それでも学校外に伝統的な共同社会があった時代には子どもは地域社会の一員として育てられた。その伝統的な共同社会が都市社会の持つ匿名性と流動性によって崩れ、地方分権社会を支える市民を育てる場は今やどこにもないのである。

わが国では1969年に国民生活審議会が『従来の古い地域共同体とは異なり、住民の自主性と責任性に基づいて、多様化する各種の住民要求と総意を実現する集団』を地域コミュニティと呼んで、これをつくる必要があると提言した。これを受けて自治省が翌年に始めた「モデル・コミュニティ指定事業」が契機になって全国の市町村にコミュニティづくり施策や住民運動が広まっていった。したがってコミュニティづくりの歴史はまだ浅く、この段階での地方分権化であるから地域社会の運営を担う市民の育成は緊急の課題なのである。

学校改革＝新しい学校づくりはこの社会状況を背景に据えて地域コミュニティをつくり、支える市民の育成に関わる構想をもつことによって、新コミュニティ・スクールへと展開していくのである。

○新コミュニティ・スクールは小中連携の地域教育ネットワークに支えられる。

新コミュニティ・スクールによる新しい学校づくりには家庭・保護者に対して新たな役割分担を求めることも含めて地域エネルギーの新たな結集が必要である。大阪市の「すこやかネット」、東京都の「地域教育サポートネット」は共に小・中学校連携のネットワークをつくり、コーディネーターを配置して、地域の学校支援活動や学校外活動を通じた地域の教育力の再構築を目指している。京都市・高知県の地域教育指導主事や草津市の地域協働合校担当主査は学校教育の経験のある行政職員のコーディネーターであるが、新コミュニティ・スクールづくりでは地域スタッフによる有期専従のコーディネーターが重要な存在となる。PTA 組織の中に「地域連携部（仮称）」を設けて学校・家庭・地域の三者間の連携をコーディネートすることは有効であろう。日本青年会議所（JC）等による PTCA 運動のような保護者だけでなく OB、OG 等の地域住民も参加する合同組織も有期専従のコーディネーターを送り出す母体として期待できる。

○新コミュニティ・スクールは住民の「学びの故郷」である。

生涯学習社会における学校のあるべき姿は、地域住民にとって「学びの故郷」であり、いつでも戻っていけるところ、幼少時代の思い出を回想しながら心を癒す場所である。しかし、現在の学校はいじめ、不登校、暴力、私語、忘れ物、学習意欲の減退など様々な「教育病理」で悩んでいる。こうした学校を「学びの故郷」にし「楽しい場所」として再生するエネルギーを地域住民の「知恵と行動のネットワーク」で結集する必要がある。そのための「場所づくりと機会づくり」を提供するのが新コミュニティ・スクールである。

○新コミュニティ・スクールは地域教育計画をもつ。

新コミュニティ・スクールは学校・家庭・地域の三者の教育力を可能な限り統合して地域の子ども

の教育を行うところに特色がある。従来型のコミュニティ・スクールは地域の生活や課題を学校の教育課程に取り入れ、地域の教育要望・意向を十分に反映させて教育計画を立てるのであるが、新コミュニティ・スクールは学習指導要領に基づく教育課程と学校外で地域の人々がおこなう子どものための諸活動の整合性を重視しつつ、学校・地域の施設、人材、資金等の活用や運営の計画を統合的に立てる。換言すれば、地域の子どもを地域で育て上げる学校・家庭・地域の教育力を融合した地域教育計画（協働カリキュラム デザイン）である。

この地域教育計画の実現は、教育課程の新しい領域である「総合的な学習の時間」、中学校の選択教科、小学校高学年以上のクラブ・部活、学校行事や児童会・生徒会の諸活動の分野において萌芽的な取り組みがすでにおこなわれている。これを拡大、進化させることによって「学校の地域性」、「地域の教育性」は高められ、新しい時代の新しい公立学校が実現されるのである。

○新コミュニティ・スクールは地教委の高度な専門性によって支えられる。

「コミュニティ・スクール」の先進市区町村に共通していることは、行政のリーダー性である。市川市、鹿沼市、京都市、草津市等では市長・教育長が一枚岩になって予算を組み、組織を変え、人を配置している。新コミュニティ・スクールは教育の専門性をどこまで高められるかにかかっているから、それを支援する教育委員会の教育長には、教育を知る人材を置くことができるかどうかが鍵になる。

教育委員会は多くの権限をもつ。その行使の仕方によって改革が効果的に進むかがきまる。批判される公立学校の現状は教育委員会の指導体制の下で長い間に作り上げられてきた側面があることを考えると、これを無視した改革の進め方は、かえって学校内に混乱をもたらし改革を停滞させることになる。

新コミュニティ・スクールを作るには、学校の権限を拡大する等の学校自律化支援策を最優先させる必要がある。そのためには、教育に関する高度な専門性を市区町村教育委員会にはもたなければならない。

以 上

資 料 編

1. 教育委員会調査集計表・質問紙
2. 学校調査集計表・質問紙

1. 教育委員会調査集計表

問1. 「開かれた学校づくり」の取り組み内容

(複数回答)

	市・区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	合 計
1. 取り組んでいない	9 3.3	15 5.6	2 3.4	26 4.3
2. 住民等の学校運営の参画	104 38.1	57 21.2	3 5.1	164 27.3
3. 学校施設・設備の開放	240 87.9	237 88.1	50 84.7	527 87.7
4. 学校施設の複合化	38 13.9	15 5.6	1 1.7	54 9.0
5. 地域住民向けの公開講座の実施	77 28.2	56 20.8	8 13.6	141 23.5
6. 学校選択の自由化	12 4.4	7 2.6	1 1.7	20 3.3
7. 地域の課題や特色に応じた教育の実施	171 62.6	128 47.6	19 32.2	318 52.9
8. 学校支援ボランティアの導入	157 57.5	96 35.7	13 22.0	266 44.3
9. 授業で地域人材の活用	249 91.2	219 81.4	38 64.4	506 84.2
10. 学校教育と社会教育の融合化	65 23.8	70 26.0	18 30.5	153 25.5
11. その他	8 2.9	4 1.5	1 1.7	13 2.2
合 計	273 45.4	269 44.8	59 9.8	601 100.0

問1. 開かれた学校づくりの取り組み年数

問1-2「住民等の学校運営参加」の取り組み年数

住民等の学校運営への参加(年数)と市区町村のクロス表

		市 区 町 村			合 計
		市・区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	
1年未満	度 数 市区町村ごとの%	1 1.0	1 1.8	—	2 1.3
1～5年	度 数 市区町村ごとの%	94 95.9	52 92.9	3 100.0	149 94.9
6～10年	度 数 市区町村ごとの%	1 1.0	—	—	1 0.6
11～15年	度 数 市区町村ごとの%	2 2.0	3 5.4	—	5 3.2
合 計		98 100.0	56 100.0	3 100.0	157 100.0

問 1－3 「学校施設・設備の開放」の取り組み年数

学校施設・設備の開放(年数)と市区町村のクロス表

		市 区 町 村			合 計
		市・区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	
1 年未満	度 数 市区町村ごとの%	1 0.5	—	—	1 0.2
1～5 年	度 数 市区町村ごとの%	18 8.7	19 8.8	6 13.3	43 9.2
6～10 年	度 数 市区町村ごとの%	36 17.5	38 17.5	9 20.0	83 17.7
11～15 年	度 数 市区町村ごとの%	17 8.3	17 7.8	6 13.3	40 8.5
16～20 年	度 数 市区町村ごとの%	49 23.8	46 21.2	12 26.7	107 22.9
21～25 年	度 数 市区町村ごとの%	46 22.3	42 19.4	5 11.1	93 19.9
26～30 年	度 数 市区町村ごとの%	22 10.7	45 20.7	5 11.1	72 15.4
31～40 年	度 数 市区町村ごとの%	11 5.3	4 1.8	1 2.2	16 3.4
41～50 年	度 数 市区町村ごとの%	5 2.4	4 1.8	1 2.2	10 2.1
51 年以上	度 数 市区町村ごとの%	1 0.5	2 0.9	—	3 0.6
計		206 100.0	217 100.0	45 100.0	465 100.0

問 1－4 「学校施設の複合化」の取り組み年数

学校施設の複合化(年数)と市区町村のクロス表

		市 区 町 村			合 計
		市・区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	
1 年未満	度 数 市区町村ごとの%	2 5.1	—	—	2 3.6
1～5 年	度 数 市区町村ごとの%	25 64.1	10 62.5	—	35 62.5
6～10 年	度 数 市区町村ごとの%	7 17.9	2 12.5	—	9 16.1
11～15 年	度 数 市区町村ごとの%	4 10.3	2 12.5	—	6 10.7
16～20 年	度 数 市区町村ごとの%	1 2.6	1 6.3	1 100.0	3 5.4
21～30 年	度 数 市区町村ごとの%	—	1 6.3	—	1 1.8
計		39 100.0	16 100.0	1 100.0	56 100.0

問１－５ 「地域住民向けの公開講座」の取り組み年数

地域住民向けの公開講座の実施(年数)と市区町村のクロス表

		市 区 町 村			合 計
		市・区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	
1年未満	度 数 市区町村ごとの%	3 4.8	—	—	3 2.4
1～5年	度 数 市区町村ごとの%	34 54.0	28 52.8	5 55.6	67 53.6
6～10年	度 数 市区町村ごとの%	16 25.4	19 35.8	3 33.3	38 30.4
11～15年	度 数 市区町村ごとの%	6 9.5	4 7.5	1 11.1	11 8.8
16～20年	度 数 市区町村ごとの%	1 1.6	2 3.8	—	3 2.4
21～40年	度 数 市区町村ごとの%	1 1.6	—	—	1 0.8
41年以上	度 数 市区町村ごとの%	2 3.2	—	—	2 1.6
計		63 100.0	53 100.0	9 100.0	125 100.0

問１－６ 「学校選択の自由化」の取り組み年数

学校選択の自由化(年数)と市区町村のクロス表

		市 区 町 村			合 計
		市・区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	
1年未満	度 数 市区町村ごとの%	5 33.3	1 12.5	—	6 25.0
1～5年	度 数 市区町村ごとの%	10 66.7	5 62.5	1 100.0	16 66.7
11～15年	度 数 市区町村ごとの%	—	2 25.0	—	2 8.3
計		15 100.0	8 100.0	1 100.0	24 100.0

問 1－7 「地域の課題等に応じた教育の実施」の取り組み年数

地域の課題や特色に応じた教育の実施(年数)と市区町村のクロス表

		市 区 町 村			合 計
		市・区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	
1～5年	度 数 市区町村ごとの%	94 65.3	65 56.0	11 61.1	170 61.2
6～10年	度 数 市区町村ごとの%	27 18.8	33 28.4	3 16.7	63 22.7
11～15年	度 数 市区町村ごとの%	13 9.0	7 6.0	3 16.7	23 8.3
16～20年	度 数 市区町村ごとの%	4 2.8	7 6.0	1 5.6	12 4.3
21～25年	度 数 市区町村ごとの%	1 0.7	2 1.7	—	3 1.1
26～30年	度 数 市区町村ごとの%	4 2.8	1 0.9	—	5 1.8
31～40年	度 数 市区町村ごとの%	—	1 0.9	—	1 0.4
41年以上	度 数 市区町村ごとの%	1 0.7	—	—	1 0.4
計		144 100.0	116 100.0	18 100.0	278 100.0

問 1－8 「学校支援ボランティア導入」の取り組み年数

学校支援ボランティアの導入(年数)と市区町村のクロス表

		市 区 町 村			合 計
		市・区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	
1年未満	度 数 市区町村ごとの%	3 2.1	—	—	3 1.2
1～5年	度 数 市区町村ごとの%	115 79.9	68 77.3	9 81.8	192 79.0
6～10年	度 数 市区町村ごとの%	18 12.5	14 15.9	1 9.1	33 13.6
11～15年	度 数 市区町村ごとの%	6 4.2	6 6.8	1 9.1	13 5.3
16～20年	度 数 市区町村ごとの%	1 0.7	—	—	1 0.4
21～25年	度 数 市区町村ごとの%	1 0.7	—	—	1 0.4
計		144 100.0	88 100.0	11 100.0	243 100.0

問１－９ 「授業での地域人材の活用」の取り組み年数

授業での地域人材の活用(年数)と市区町村のクロス表

		市 区 町 村			合 計
		市・区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	
１～５年	度 数 市区町村ごとの％	146 67.3	141 69.1	29 80.6	316 69.1
６～１０年	度 数 市区町村ごとの％	51 23.5	51 25.0	3 8.3	105 23.0
１１～１５年	度 数 市区町村ごとの％	14 6.5	8 3.9	3 8.3	25 5.5
１６～２０年	度 数 市区町村ごとの％	4 1.8	4 2.0	1 2.8	9 2.0
２１～２５年	度 数 市区町村ごとの％	1 0.5	—	—	1 0.2
２６～３０年	度 数 市区町村の％	1 0.5	—	—	1 0.2
計		217 100.0	204 100.0	36 100.0	457 100.0

問１－１０ 「学校教育と社会教育の融合化」の取り組み年数

学校教育と社会教育の融合化(年数)と市区町村のクロス表

		市 区 町 村			合 計
		市・区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	
１年未満	度 数 市区町村ごとの％	2 3.0	—	—	2 1.4
１～５年	度 数 市区町村ごとの％	47 71.2	44 69.8	8 53.3	99 68.8
６～１０年	度 数 市区町村ごとの％	8 12.1	8 12.7	3 20.0	19 13.2
１１～１５年	度 数 市区町村ごとの％	7 10.6	6 9.5	1 6.7	14 9.7
１６～２０年	度 数 市区町村ごとの％	1 1.5	1 1.6	1 6.7	3 2.1
２１～２５年	度 数 市区町村ごとの％	1 1.5	2 3.2	—	3 2.1
２６～３０年	度 数 市区町村ごとの％	—	1 1.6	2 13.3	3 2.1
４１～５０年	度 数 市区町村ごとの％	—	1 1.6	—	1 0.7
計		66 100.0	63 100.0	15 100.0	144 100.0

問2. 開かれた学校づくりに取り組んだ動機・考え方

(複数回答)

	市・区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	合 計
1. 学校が閉鎖的で保護者等の要望に応えていない	36 13.2	22 8.6	4 6.9	62 10.6
2. 社会の変化に対応できない	136 50.0	93 36.3	16 27.6	245 41.8
3. 画一的な教育を改める	166 61.0	151 59.0	30 51.7	347 59.2
4. 国の教育改革の方針に基づいて教育行政を進める	65 23.9	61 23.8	7 12.1	133 22.7
5. 子どもたちの荒れに対応するため	4 1.5	1 0.4	1 1.7	6 1.0
6. 学校の統廃合をきっかけに新しい教育をつくる	0 0.0	3 1.2	2 3.4	5 0.9
7. 生涯学習を充実する	99 36.4	121 47.3	41 70.7	261 44.5
8. 参考となる先進的な事例にならう	1 0.4	5 2.0	1 1.7	7 1.2
9. そ の 他	16 5.9	14 5.5	2 3.4	32 5.5
合 計	272 46.4	256 43.7	58 9.9	586 100.0

問3. 開かれた学校づくりの成果

(複数回答)

	市・区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	合 計
1. 特色ある教育活動がおこなわれるようになった	128 47.1	120 47.1	25 43.1	273 46.7
2. 地域や保護者の学校に対する理解、関心が高まった	161 59.2	161 63.1	28 48.3	350 59.8
3. 地域の教育力が活性化した	60 22.1	42 16.5	16 27.6	118 20.2
4. 学校が地域の学びの拠点になった	15 5.5	30 11.8	5 8.6	50 8.5
5. 学校支援の人材が増えた	143 52.6	70 27.5	14 24.1	227 38.8
6. 教員の閉鎖的な意識がなくなった	7 2.6	10 3.9	2 3.4	19 3.2
7. 特段の成果には結びついてない	3 1.1	19 7.5	6 10.3	28 4.8
8. そ の 他	7 2.6	5 2.0	0 0.0	12 2.1
合 計	272 46.5	255 43.6	58 9.9	585 100.0

問3. [自由記述]

(その他の自由記述) と市区町村のクロス表

		市 区 町 村			合 計
		市・区教育 委 員 会	町教育 委員会	村教育 委員会	
	度 数	276	270	60	606
	市町村の%	97.5%	98.2%	100.0%	98.1%
スポーツの振興が図られた	度 数		1		1
	市町村の%		0.4%		0.2%
スポーツを通して、地域住民の交流が図られた	度 数		1		1
	市町村の%		0.4%		0.2%
学校教育への協力、信頼感の保持	度 数	1			1
	市町村の%	0.4%			0.2%
区教委として評価をまとめていない	度 数	1			1
	市町村の%	0.4%			0.2%
具体的な調査研究を行ってない為、該当の○囲みができにくい	度 数	1			1
	市町村の%	0.4%			0.2%
施設開放により、社会教育の活性化・連帯感の向上	度 数		1		1
	市町村の%		0.4%		0.2%
社会教育の普及ができた	度 数		1		1
	市町村の%		0.4%		0.2%
場面的成果を検証中	度 数	1			1
	市町村の%	0.4%			0.2%
地域のスポーツ活動の場が確保できた	度 数	1			1
	市町村の%	0.4%			0.2%
地域の活性化	度 数		1		1
	市町村の%		0.4%		0.2%
地域社会において、誰もが身近にスポーツに親しめる	度 数	1			1
	市町村の%	0.4%			0.2%
地域生涯スポーツ活動の拠点として活用されてる。子供達その他	度 数	1			1
	市町村の%	0.4%			0.2%
合 計	度 数	283	275	60	618
	市町村の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問4. 開かれた学校づくりの課題

(複数回答)

	市・区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	合 計
1. 特に大きな課題はない	55 20.4	99 39.0	28 48.3	182 31.3
2. 学校と地域の連携、協働が進まない	59 21.9	68 26.8	12 20.7	139 23.9
3. 地域住民の意向を代表できる団体がない	15 5.6	19 7.5	8 13.8	42 7.2
4. 住民間に新旧の学校観が錯綜している	76 28.1	47 18.5	4 6.9	127 21.8
5. 管理職以外の教員の体制がなかなか整わない	44 16.3	22 8.7	3 5.2	69 11.9
6. 対外的な事務が増え学校のスリム化にならない	68 25.2	39 15.4	9 15.5	116 19.9
7. 予算の確保が難しく取り組みの充実が 出来ない	110 40.7	69 27.2	8 13.8	187 32.1
8. 関連機関との調整に手間取る	9 3.3	11 4.3	4 6.9	24 4.1
9. そ の 他	12 4.4	5 2.0	1 1.7	18 3.1
合 計	270 46.4	254 43.6	58 10.0	582 100.0

問5. 「コミュニティー・スクール」のイメージ

(複数回答)

	市・区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	合 計
1. 地域との連携を深めて子どもの学びを豊かにする学校	197 70.4	227 83.8	42 71.2	466 76.4
2. 地域住民の生涯学習や地域活動の拠点となる学校	135 48.2	165 60.9	35 59.3	335 54.9
3. 地域住民を対象とした公開講座を実施する学校	20 7.1	17 6.3	10 16.9	47 7.7
4. 地域づくりに役立つ情報を発信し活動する学校	48 17.1	61 22.5	12 20.3	121 19.8
5. 関心をともにする住民が構想し公的に認められた学校	90 32.1	36 13.3	6 10.2	132 21.6
6. 地域の課題や特色に応じた教育を実施する学校	113 40.4	136 50.2	34 57.6	283 46.4
7. 機能の異なる公共施設を複合させた学校	32 11.4	26 9.6	6 10.2	64 10.5
8. 現行法に縛られずに住民が自主的に運営する学校	45 16.1	15 5.5	6 10.2	66 10.8
9. 米国のチャータースクールなどの学校	44 15.7	9 3.3	2 3.4	55 9.0
10. そ の 他	8 2.9	2 0.7	0 0.0	10 1.6
合 計	280 45.9	271 44.4	59 9.7	610 100.0

問6.「コミュニティ」のとらえ方

(複数回答)

	市・区教育委員会	町教育委員会	村教育委員会	合 計
1. 小学校区を主たる範囲とした地域共同体	82 29.3	86 31.9	13 22.0	181 29.7
2. 中学校区を主たる範囲とした地域共同体	68 24.3	16 5.9	3 5.1	87 14.3
3. 行政区分の市区町村を範囲とした地域共同体	36 12.9	61 22.6	14 23.7	111 18.2
4. 住民が日常生活のさまざまな場面で助け合う地域共同体	120 42.9	129 47.8	28 47.5	277 45.5
5. 住民がふるさと意識を持って地域の生活を向上しようとする地域共同体	116 41.4	106 39.3	28 47.5	250 41.1
6. 情報ネットワークの形成によって成り立つ地域共同体	14 5.0	13 4.8	3 5.1	30 4.9
7. 共通の社会的関心と連帯意識をもつ住民を中心とした地域共同体	55 19.6	85 31.5	17 28.8	157 25.8
8. そ の 他	7 2.5	0 0.0	0 0.0	7 1.1
合 計	280 46.0	270 44.3	59 9.7	609 100.0

問7. コミュニティ・スクール事業の実施状況

(1)ー1 コミュニティ・スクール名をつけた事業を実施している教育委員会

【12市・1区・2町の15教育委員会】

- | | | | |
|-------------|-------------|------------|------------|
| 1. 北海道砂川市 | 2. 北海道岩見沢市 | 3. 青森県十和田市 | 4. 栃木県鹿沼市 |
| 5. 埼玉県加須市 | 6. 千葉県市川市 | 7. 千葉県鎌ヶ谷市 | 8. 神奈川県川崎市 |
| 9. 愛知県新城市 | 10. 滋賀県草津市 | 11. 兵庫県芦屋市 | 12. 福岡県山田市 |
| 13. 東京都千代田区 | 14. 石川県野々市町 | 15. 福岡県須恵町 | |

(1)ー2 コミュニティ・スクール名を使った事業の内容

- | | | |
|--------------------|------------------|-------------------|
| 1. すこやかコミュニティ | 2. いきいきコミュニティ | 3. コミュニティ・スクール委員会 |
| 4. ○○市コミュニティ・スクール | 5. コミュニティ・スクール | オープンセミナー |
| 6. コミスク活動展 | 7. 地域協働合校 | 8. ふるさと教養講座 |
| 9. 家庭教育講演会 | 10. 地域ふれあい交流センター | 11. ふれあい運動会 |
| 12. 土曜ふれあいウルトラウォーク | 13. 子供プールまつり | 14. 三世代交流学習 |
| 15. 子ども大人国際交流会 | 16. パソコン教室 | 17. 音楽祭 |
| 18. 町づくり学校建築 | 19. 住民参加の学校建築 | 20. 他 |

(2) コミュニティ・スクールの名称を使うにあたって参考にした事例

- | | |
|--------------------|------|
| 1. 「大いに参考にした事例がある」 | 回答なし |
| 2. 「多少参考にした事例がある」 | 回答なし |
| 3. 「特になし」 | 15件 |

問 7—(3) コミュニティ・スクール事業の実施予定

近々、実施の予定と市区町村のクロス表

		市 区 町 村			合 計
		市・区教育 委 員 会	町教育 委員会	村教育 委員会	
今、実施に向けて検討している	度 数	6	9	2	17
	市町村の%	2.3	3.5	3.4	2.9
近々、実施に向けて検討を始める	度 数	17	32	7	56
	市町村の%	6.5	12.4	12.1	9.7
実施する予定はない	度 数	238	218	49	505
	市町村の%	91.2	84.2	84.5	87.4
合 計		261	259	58	578
		100.0	100.0	100.0	100.0

問 8. 新しいタイプの公立学校（コミュニティ・スクール）の受け止め方

コミュニティ・スクールの受け止め方と市区町村のクロス表

		市 区 町 村			合 計
		市・区教育 委 員 会	町教育 委員会	村教育 委員会	
大いに推進すべき	度 数	9	11	2	22
	市町村の%	3.2	4.0	3.4	3.6
新しいタイプの公立学校が一部あってもよい	度 数	26	30	8	64
	市町村の%	9.3	11.0	13.6	10.5
予算・人事面の市区町村の権限を拡大することが先決	度 数	26	25	3	54
	市町村の%	9.3	9.2	5.1	8.9
法制化してまで導入する必要はない	度 数	6	14	1	21
	市町村の%	2.2	5.1	1.7	3.4
わが国の教育風土になじむか見守りたい	度 数	31	25	4	60
	市町村の%	11.1	9.2	6.8	9.8
教育委員会の見解はまとめていない	度 数	181	165	40	386
	市町村の%	64.9	60.7	67.8	63.3
そ の 他	度 数	—	2	1	3
	市町村の%	—	0.7	1.7	0.5
合 計		279	272	59	610
		100.0	100.0	100.0	100.0

以 上

「コミュニティ・スクール」に関する調査

- ① 公務ご多忙のところ恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださるようお願いいたします。ご回答はすべてこの調査用紙にご記入し、この調査用紙を添付の返信用封筒で、12月22日までにご返送くださるようお願いいたします。
- ② この調査は貴教育委員会所管の小・中学校にかかわる取り組みを対象にしています。
- ③ 回答の集計、調査報告において回答内容がどの教育委員会のものかは特定できないようにいたします。
- ④ 調査にご協力くださった教育委員会・自治体に調査結果の概要を送付いたします。

F. 最初に、都道府県名と貴教育委員会名を下の欄にご記入下さい。

1. [		] 都 道 府 県
2. [		区・市] 教育委員会
3. [		町] 教育委員会
4. [		村] 教育委員会

問1 貴教育委員会では所管の小・中学校を対象にして「開かれた学校づくり」に取り組まれていると思いますが、現在実施している事柄にあてはまるものを次からいくつでも選び、番号を○で囲んでください。また、その実施経過年数を右側の [] にご記入ください。

1. 現在、特に取り組んでいない。⇒ 3～4 ページの問 5・6・7・8 にお進みください。
2. 住民等の学校運営への参画 [] 年
3. 学校施設・設備の開放 [] 年
4. 学校施設の複合化 [] 年
5. 地域住民向けの公開講座の実施 [] 年
6. 学校選択の自由化 [] 年
7. 地域の課題や特色に応じた教育の実施 [] 年
8. 学校支援ボランティアの導入 [] 年
9. 授業での地域人材の活用 [] 年
10. 学校教育と社会教育の融合化 [] 年
11. その他（記述してください。）)
[] 年

問2 問1の取り組みを実施した動機や考え方は、全般的に言うと次のうちのどれに近いですか。

あてはまるものを次から2つまで選び、番号を○で囲んでください。

- 1 今の学校・教員には閉鎖的な傾向が残っており、子どもや保護者、住民の要望に十分に
応えていない。
- 2 これまでの学校制度では社会や子どもの変化に対応できないし、各地域の教育課題や特
性に合った教育が柔軟に行えない。
- 3 画一的な教育をあらためて、特色ある教育ができるようにする。
- 4 国の教育改革の方針に基づいて教育行政を進める必要がある。
- 5 子どもたちが荒れていて、それに対応するために必要だった。
- 6 学校の統廃合をきっかけとして新しい教育を創り出そうとした。
- 7 生涯学習を充実する観点から推進した。
- 8 参考となる先進的な事例になった。
- 9 その他（記述してください。）

問3 問1でご回答の取り組みの成果としてどのようなことがあげられますか。顕著なものを次か
ら選び、2つまで番号を○で囲んでください。

- 1 特色ある教育活動が行われるようになり、子ども達がいいきと学校生活を送っている。
- 2 地域や保護者の学校運営や学校教育に対する理解、関心が高まった。
- 3 地域の教育力の活性化に結びついた。
- 4 学校が地域の生涯学習センターとして学びの拠点になった。
- 5 学校支援の地域人材が次々と増えてきた。
- 6 教員の閉鎖的な意識がなくなり学校経営がしやすくなった。
- 7 特段の成果には結びついていない。
- 8 その他（記述してください。）

問4 問1でご回答の取り組みを実施する上でどのような課題がありますか。次から2つまで選び、
番号を○で囲んでください。

- 1 特に大きな課題はない。
- 2 学校と地域の連携や協働が期待するようには進まない。
- 3 地域を全般的に代表できる組織・団体がなかなかない。
- 4 地域、住民の間にも新旧の学校観が錯綜している。
- 5 管理職以外の教員の校内体制がなかなか整わない。
- 6 対外的な事務が増え、学校のスリム化につながらない。
- 7 予算の確保が難しく、取り組みの拡大・充実が図り難い。
- 8 関連機関の間の調整に手間取るわりには成果が少ない。
- 9 その他（記述してください。）

(2)「コミュニティ・スクール」の名称を使うに当たって参考にした事例はありますか。

- 1 大いに参考にした事例がある。⇒ (県市町村学校名)
- 2 多少参考にした事例がある。⇒ (県市町村学校名)
- 3 特にない。

(3) 近々、実施する予定はありますか。

- 1 今、実施に向けて検討している。
- 2 近々、実施に向けて検討を始める。
- 3 実施する予定はない。

問 8 内閣府所管の総合規制改革会議は中間まとめ(平成13年7月)で、教育改革国民会議が提案した「地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校(コミュニティ・スクール)」を市町村が設置できるよう法制度の整備を含め積極的に検討を行うべきであると提言しました。

貴教育委員会はこれをどのように受け止めていますか。次のうちから近いものを1つ選び番号を○で囲んでください。

- 1 大いに推進すべきである。
- 2 このような新しいタイプの公立学校が一部にあってもよい。
- 3 公立学校の改革には予算・人事面における市区町村の権限を拡大することの方が先決である。
- 4 公立学校の教育課程経営を不安定にするおそれがあるので、法制化してまで導入する必要はない。
- 5 わが国の教育風土になじむかどうか見守りたい。
- 6 教育委員会としての見解はまとめてない。
- 7 その他(記述して下さい。)

お尋ねすることは以上です。ご多忙の中、ご協力ありがとうございました。

最後に、お問い合わせすることが生じた場合のため、下の欄へのご記入をお願いいたします。

ご記入者	教育委員会名	
	職名	ご氏名
ご連絡先	電話番号	
	FAX 番号	

2. 学 校 調 査 集 計 表

問 1. 学校開放など学校で取り組んでいること

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1. 特に取り組んでいない	6 1.4	2 0.9	0 0.0	8 1.2	6 1.4	2 0.9
2. 校庭、体育館、教室等を地域に開放	387 91.7	191 85.3	8 88.9	586 89.5	387 90.4	199 87.7
3. 保護者、住民に向けた公開講座を開講	37 8.8	37 16.5	3 33.3	77 11.8	56 13.1	22 9.7
4. 学校支援ボランティアの導入	221 52.4	77 34.4	2 22.2	300 45.8	219 51.2	81 35.7
5. 授業で地域人材をゲストティーチャーとして活用	394 93.4	173 77.2	6 66.7	573 87.5	371 86.7	202 89.0
6. 地域行事に児童生徒、教員が参加	324 76.8	166 74.1	9 100.0	499 76.2	322 75.2	177 78.0
7. 学校行事に地域住民が参加	329 78.0	141 62.9	9 100.0	479 73.1	308 72.0	171 75.3
8. 地域で保護者会、教育懇談会を実施	139 32.9	111 49.6	3 33.3	253 38.6	165 38.6	88 38.8
9. 公民館、郷土資料館等、社会教育施設の活用	276 65.4	115 51.3	5 55.6	396 60.5	263 61.4	133 58.6
10. 他校との授業の交流	154 36.5	50 22.3	7 77.8	211 32.2	126 29.4	86 37.9
11. 地域の活動を活かしたクラブ、部活動の実施	115 27.3	55 24.6	2 22.2	172 26.3	113 26.4	58 25.6
12. 保護者、住民と児童生徒が共に学ぶ授業の実施	108 25.6	28 12.5	3 33.3	139 21.2	90 21.0	49 21.6
13. 地域の特色や課題を取り入れた教育活動の実施	331 78.4	130 58.0	8 88.9	469 71.6	302 70.6	167 73.6
14. 保護者・住民等の学校運営への参加	155 36.7	90 40.2	2 22.2	247 37.7	188 43.9	60 26.4
15. 外部評価の導入	87 20.6	46 20.5	1 11.1	134 20.5	90 21.0	44 19.4
合 計	422 64.4	224 34.2	9 1.4	655 100.0	428 65.3	227 34.7

問2. 学校の自主的・自発的な取り組み

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
2. 校庭、体育館、教室等を地域に開放	66 16.0	37 16.8	5 55.6	108 16.8	68 16.3	41 18.4
3. 保護者、住民に向けた公開講座を開講	22 5.3	30 13.6	1 11.1	53 8.3	42 10.0	12 5.4
4. 学校支援ボランティアの導入	185 44.9	58 26.4	2 22.2	245 38.2	175 41.9	70 31.4
5. 授業で地域人材をゲストティーチャーとして活用	361 87.6	161 73.2	5 55.6	527 82.2	336 80.4	191 85.7
6. 地域行事に児童生徒、教員が参加	196 47.6	109 49.5	6 66.7	311 48.5	203 48.6	108 48.4
7. 学校行事に地域住民が参加	269 65.3	121 55.0	8 88.9	398 62.1	256 61.2	142 63.7
8. 地域で保護者会、教育懇談会を実施	90 21.8	85 38.6	2 22.2	177 27.6	115 27.5	62 27.8
9. 公民館、郷土資料館等、社会教育施設の活用	212 51.5	92 41.8	4 44.4	308 48.0	200 47.8	109 48.9
10. 他校との授業の交流	103 25.0	37 16.8	5 55.6	145 22.6	91 21.8	55 24.7
11. 地域の活動を活かしたクラブ、部活動の実施	71 17.2	36 16.4	1 11.1	108 16.8	72 17.2	35 15.7
12. 保護者、住民と児童生徒が共に学ぶ授業の実施	95 23.1	22 10.0	3 33.3	120 18.7	78 18.7	42 18.8
13. 地域の特色や課題を取り入れた教育活動の実施	300 72.8	121 55.0	8 88.9	429 66.9	274 65.6	155 69.5
14. 保護者・住民等の学校運営への参加	68 16.5	28 12.7	1 11.1	97 15.1	64 15.3	34 15.2
15. 外部評価の導入	47 11.4	25 11.4	1 11.1	73 11.4	41 9.8	32 14.3
合 計	412 64.3	220 34.3	9 1.4	641 100.0	418 65.2	223 34.8

問3. 教育委員会の方針などによる学校の取り組み

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
2. 校庭、体育館、教室等を地域に開放	307 82.1	159 79.5	5 62.5	471 80.9	323 82.0	147 78.6
3. 保護者、住民に向けた公開講座を開講	14 3.7	10 5.0	0 0.0	24 4.1	16 4.1	8 4.3
4. 学校支援ボランティアの導入	56 15.0	24 12.0	0 0.0	80 13.7	65 16.5	15 8.0
5. 授業で地域人材をゲストティーチャーとして活用	59 15.8	24 12.0	1 12.5	84 14.4	65 16.5	19 10.2
6. 地域行事に児童生徒、教員が参加	41 11.0	24 12.0	3 37.5	68 11.7	32 8.1	36 19.3
7. 学校行事に地域住民が参加	21 5.6	7 3.5	0 0.0	28 4.8	22 5.6	6 3.2
8. 地域で保護者会、教育懇談会を実施	23 6.1	15 7.5	0 0.0	38 6.5	26 6.6	12 6.4
9. 公民館、郷土資料館等、社会教育施設の活用	44 11.8	23 11.5	2 25.0	69 11.9	43 10.9	26 13.9
10. 他校との授業の交流	36 9.6	11 5.5	3 37.5	50 8.6	31 7.9	19 10.2
11. 地域の活動を活かしたクラブ、部活動の実施	21 5.6	5 2.5	1 12.5	27 4.6	10 2.5	17 9.1
12. 保護者、住民と児童生徒が共に学ぶ授業の実施	12 3.2	2 1.0	0 0.0	14 2.4	8 2.0	6 3.2
13. 地域の特色や課題を取り入れた教育活動の実施	42 11.2	17 8.5	2 25.0	61 10.5	46 11.7	15 8.0
14. 保護者・住民等の学校運営への参加	97 25.9	61 30.5	1 12.5	159 27.3	132 33.5	27 14.4
15. 外部評価の導入	41 11.0	24 12.0	0 0.0	65 11.2	51 12.9	14 7.5
合 計	374 64.3	200 34.4	8 1.4	582 100.0	394 67.7	188 32.3

問4. 学校が重視している取り組み

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
2. 校庭、体育館、教室等を地域に開放	102 24.8	49 22.8	6 66.7	157 24.7	103 24.9	54 24.3
3. 保護者、住民に向けた公開講座を開講	10 2.4	9 4.2	2 22.2	21 3.3	14 3.4	7 3.2
4. 学校支援ボランティアの導入	123 29.9	36 16.7	1 11.1	160 25.2	116 28.0	44 19.8
5. 授業で地域人材をゲストティーチャーとして活用	290 70.4	130 60.5	6 66.7	426 67.0	263 63.5	163 73.4
6. 地域行事に児童生徒、教員が参加	112 27.2	77 35.8	5 55.6	194 30.5	126 30.4	68 30.6
7. 学校行事に地域住民が参加	192 46.6	89 41.4	5 55.6	286 45.0	176 42.5	111 50.0
8. 地域で保護者会、教育懇談会を実施	47 11.4	54 25.1	2 22.2	103 16.2	68 16.4	35 15.8
9. 公民館、郷土資料館等、社会教育施設の活用	28 6.8	26 12.1	1 11.1	55 8.6	41 9.9	14 6.3
10. 他校との授業の交流	23 5.6	14 6.5	1 11.1	38 6.0	26 6.3	12 5.4
11. 地域の活動を活かしたクラブ、部活動の実施	21 5.1	12 5.6	0 0.0	33 5.2	25 6.0	8 3.6
12. 保護者、地域住民と児童生徒が共に学ぶ授業の実施	51 12.4	17 7.9	3 33.3	71 11.2	44 10.6	27 12.2
13. 地域の特色や課題を取り入れた教育活動の実施	210 51.0	74 34.4	4 44.4	288 45.3	184 44.4	104 46.8
14. 保護者・住民等の学校運営への参加	89 21.6	54 25.1	1 11.1	144 22.6	110 26.6	35 15.8
15. 外部評価の導入	46 11.2	25 11.6	1 11.1	72 11.3	48 11.6	24 10.8
合 計	412 64.8	215 33.8	9 1.4	636 100.0	414 65.1	222 34.9

問5.「開かれた学校づくり」の係の担当者
～係を設けてある206校の状況～

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1-1. 教 頭	93 66.9	33 51.6	0 0.0	126 61.8	86 62.3	40 60.6
1-2. 教務主任や生活指導主事（主任）等	58 41.7	29 45.3	1 100.0	88 43.1	62 44.9	26 39.4
1-3. その他の教員	62 44.6	30 46.9	0 0.0	92 45.1	63 45.7	29 43.9
1-4. そ の 他	3 2.2	4 6.3	0 0.0	7 3.4	6 4.3	1 1.5
合 計	139 68.1	64 31.4	1 0.5	204 100.0	138 67.6	66 32.4

（注）206校の内訳（小学校140，中学校65，小中併設1。市・区140，町村66）。

問6.「開かれた学校づくり」に取り組む考え方

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1. 保護者や子どもの要望に沿った教育活動を行うため	207 50.7	113 51.1	2 22.2	322 50.5	215 51.6	107 48.4
2. 社会や子どもの変化に対応して教育活動を改善するため	321 78.7	182 82.4	7 77.8	510 79.9	339 81.3	171 77.4
3. 画一的な教育をあらためて、特色ある教育を行うため	249 61.0	131 59.3	6 66.7	386 60.5	251 60.2	134 60.6
4. 新教育課程を実施するため	237 58.1	99 44.8	5 55.6	341 53.4	224 53.7	117 52.9
5. 子どもたちの荒れた状況に対応するため	4 1.0	8 3.6	0 0.0	12 1.9	9 2.2	3 1.4
6. 学校統廃合をきっかけに新しい教育を創り出すため	8 2.0	2 0.9	0 0.0	10 1.6	3 0.7	7 3.2
7. 子どもや保護者の生涯学習を支援するため	78 19.1	31 14.0	3 33.3	112 17.6	65 15.6	47 21.3
8. 「開かれた学校づくり」の研究指定校に指定されたため	1 0.2	0 0.0	0 0.0	1 0.2	0 0.0	1 0.5
9. 先進校の成果を自校に取り入れたかった	5 1.2	0 0.0	0 0.0	5 0.8	3 0.7	2 0.9
10. 本校の以前からの実績を引き継いだ	65 15.9	32 14.5	2 22.2	99 15.5	65 15.6	35 15.8
11. そ の 他	10 2.5	9 4.1	0 0.0	19 3.0	14 3.4	5 2.3
合 計	408 63.9	221 34.6	9 1.4	638 100.0	417 65.4	221 34.6

問7.「開かれた学校づくり」の取り組みの成果

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1. 特色ある教育活動が行われ、子ども達が生き生きと学ぶようになる	224 54.9	110 49.5	4 44.4	338 52.9	222 53.2	117 52.7
2. 学校の教育活動等に対する地域や保護者の理解、関心が高まる	333 81.6	186 83.8	9 100.0	528 82.6	344 82.5	184 82.9
3. 地域の教育力が向上する	106 26.0	65 29.3	4 44.4	175 27.4	116 27.8	59 26.6
4. 学校が地域の生涯学習センターとして学びの拠点になる	46 11.3	18 8.1	1 11.1	65 10.2	40 9.6	25 11.3
5. 地域人材の学校支援によって教育活動の多様化が図れる	289 70.8	130 58.6	3 33.3	422 66.0	273 65.5	149 67.1
6. 教員の閉鎖的な意識が薄れ学校運営がしやすくなる	65 15.9	38 17.1	3 33.3	106 16.6	76 18.2	30 13.5
7. 教職員の教育に対する考え方や姿勢が前向きになる	134 32.8	81 36.5	4 44.4	219 34.3	139 33.3	79 35.6
8. そ の 他	0 0.0	2 0.9	0 0.0	2 0.3	2 0.5	0 0.0
合 計	408 63.8	222 34.7	9 1.4	639 100.0	417 65.3	222 34.7

問8.「開かれた学校づくり」の取り組みの課題

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
問8-1. 学校と地域の連携や協働が期待するようには進まない	107 26.6	69 31.4	3 33.3	179 28.3	99 24.1	79 35.7
問8-2. 地域住民の意向を代表できるような組織・団体がない	38 9.4	18 8.2	1 11.1	57 9.0	28 6.8	29 13.1
問8-3. 地域、住民の間に新旧の考え方やいろいろな思いがあり調整が難しい	124 30.8	63 28.6	6 66.7	193 30.5	127 30.9	66 29.9
問8-4. 管理職と教員の間に「開かれた学校」についての意識のずれがある	100 24.8	55 25.0	1 11.1	156 24.7	123 29.9	33 4.9
問8-5. 有効に機能する校務分掌をつくるのが難しい	78 19.4	39 17.7	2 22.2	119 18.8	79 19.2	40 18.1
問8-6. 渉外的な事務が増え、学校のスリム化につながらない	160 39.7	93 42.3	2 22.2	255 40.3	172 41.8	83 37.6
問8-7. 予算の確保が難しく、取り組みの拡大・充実が図り難い	158 39.2	73 33.2	4 44.4	235 37.2	151 36.7	84 38.0
問8-8. 休日、放課後の活動が多くなり勤務時間の調整ができない	119 29.5	87 39.5	3 33.3	209 33.1	154 37.5	55 24.9
問8-9. 社会教育施設と連携した指導計画を立案するのがうまくいかない	22 5.5	11 5.0	1 11.1	34 5.4	21 5.1	13 5.9
問8-10. 校内外の教育活動における子どもの安全確保に不安が伴う	156 38.7	64 29.1	1 11.1	221 35.0	138 33.6	83 37.6
問8-11. そ の 他	12 3.0	6 2.7	0 0.0	18 2.8	11 2.7	7 3.2
合 計	403 63.8	220 34.8	9 1.4	632 100.0	411 65.0	221 35.0

問9. 公立学校改革策の有効性 (15項目)

問9-1. 学校施設の複合化

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1 とても思う	85 21.0	36 16.7	1 14.3	122 19.5	74 18.0	47 21.9
2 そう思う	190 47.0	73 33.8	5 71.4	268 42.7	173 42.0	95 44.2
3 あまり思わない	115 28.5	89 41.2	1 14.3	205 32.7	140 34.0	66 30.7
4 まったく思わない	14 3.5	18 8.3	0 0.0	32 5.1	25 6.1	7 3.3
合 計	404 100.0	216 100.0	7 100.0	627 100.0	412 100.0	215 100.0

問9-2. 学校選択の自由化

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1 とても思う	55 13.6	25 11.4	4 44.4	84 13.2	53 12.8	31 14.1
2 そう思う	164 40.5	99 45.0	4 44.4	267 42.1	177 42.8	90 40.9
3 あまり思わない	167 41.2	76 34.5	1 11.1	244 38.5	155 37.4	88 40.0
4 まったく思わない	19 4.7	20 9.1	0 0.0	39 6.2	29 7.0	11 5.0
合 計	405 100.0	220 100.0	9 100.0	634 100.0	414 100.0	220 100.0

問9-3. 校長の民間人登用

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1 とても思う	10 2.5	8 3.7	0 0.0	18 2.8	15 3.6	3 1.4
2 そう思う	83 20.5	35 16.0	1 11.1	119 18.8	73 17.6	46 21.0
3 あまり思わない	241 59.5	125 57.1	6 66.7	372 58.8	236 57.0	135 61.6
4 まったく思わない	71 17.5	51 23.3	2 22.2	124 19.6	90 21.7	35 16.0
合 計	405 100.0	219 100.0	9 100.0	633 100.0	414 100.0	219 100.0

問 9 - 4 . 特別社会人講師制度の拡大

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1 とても思う	98 24.2	46 21.0	1 11.1	145 22.9	102 24.6	43 19.6
2 そう思う	248 61.2	140 63.9	8 88.9	396 62.6	246 59.4	150 68.5
3 あまり思わない	52 12.8	30 13.7	0 0.0	82 13.0	60 14.5	22 10.0
4 まったく思わない	7 1.7	3 1.4	0 0.0	10 1.6	6 1.4	4 1.8
合 計	405 100.0	219 100.0	9 100.0	633 100.0	414 100.0	219 100.0

問 9 - 5 . チャーター・スクール(特別認可学校)の制度化

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1 とても思う	20 5.0	14 6.5	1 11.1	35 5.6	23 5.7	12 5.6
2 そう思う	138 34.6	57 26.5	4 44.4	199 31.9	133 32.7	66 30.6
3 あまり思わない	219 54.9	124 57.7	3 33.3	346 55.5	220 54.1	126 58.3
4 まったく思わない	22 5.5	20 9.3	1 11.1	43 6.9	31 7.6	12 5.6
合 計	399 100.0	215 100.0	9 100.0	623 100.0	407 100.0	216 100.0

問 9 - 6 . 学校裁量権の拡大(校長の予算執行、人事権等)

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1 とても思う	254 62.4	117 53.4	5 55.6	376 59.2	251 60.6	125 56.6
2 そう思う	143 35.1	89 40.6	3 33.3	235 37.0	146 35.3	89 40.3
3 あまり思わない	8 2.0	12 5.5	1 11.1	21 3.3	14 3.4	7 3.2
4 まったく思わない	2 0.5	1 0.5	0 0.0	3 0.5	3 0.7	0 0.0
合 計	407 100.0	219 100.0	9 100.0	635 100.0	414 100.0	221 100.0

問 9-7. 少人数学級の編成

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1 とてもそう思う	258 63.5	137 62.6	6 66.7	401 63.2	257 61.9	144 65.8
2 そう思う	127 31.3	73 33.3	2 22.2	202 31.9	135 32.5	67 30.6
3 あまり思わない	20 4.9	8 3.7	1 11.1	29 4.6	21 5.1	8 3.7
4 まったく思わない	1 0.2	1 0.5	0 0.0	2 0.3	2 0.5	0 0.0
合 計	406 100.0	219 100.0	9 100.0	634 100.0	415 100.0	219 100.0

問 9-8. 教員免許の更新制度の導入

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1 とてもそう思う	60 14.8	40 18.3	2 22.2	102 16.1	70 16.9	32 14.6
2 そう思う	187 46.2	106 48.4	1 11.1	294 46.4	193 46.6	101 46.1
3 あまり思わない	143 35.3	63 28.8	5 55.6	211 33.3	135 32.6	76 34.7
4 まったく思わない	15 3.7	10 4.6	1 11.1	26 4.1	16 3.9	10 4.6
合 計	405 100.0	219 100.0	9 100.0	633 100.0	414 100.0	219 100.0

問 9-9. 業績評価による教員の処遇

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1 とてもそう思う	67 16.7	51 23.2	1 11.1	119 18.9	77 18.6	42 19.3
2 そう思う	210 52.2	100 45.5	4 44.4	314 49.8	216 52.3	98 45.0
3 あまり思わない	116 28.9	60 27.3	4 44.4	180 28.5	110 26.6	70 32.1
4 まったく思わない	9 2.2	9 4.1	0 0.0	18 2.9	10 2.4	8 3.7
合 計	402 100.0	220 100.0	9 100.0	631 100.0	413 100.0	218 100.0

問9-10. 外部者による学校評価の実施

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1 とても思う	62 15.3	27 12.4	1 11.1	90 14.3	56 13.6	34 15.6
2 そう思う	248 61.4	130 59.6	6 66.7	384 60.9	261 63.2	123 56.4
3 あまり思わない	91 22.5	54 24.8	2 22.2	147 23.3	91 22.0	56 25.7
4 まったく思わない	3 0.7	7 3.2	0 0.0	10 1.6	5 1.2	5 2.3
合 計	404 100.0	218 100.0	9 100.0	631 100.0	413 100.0	218 100.0

問9-11. 学校評議員、学校運営評議会等の学校運営参画

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1 とても思う	63 15.6	28 12.7	1 11.1	92 14.5	59 14.2	33 15.1
2 そう思う	252 62.2	134 60.9	6 66.7	392 61.8	264 63.6	129 58.9
3 あまり思わない	82 20.2	49 22.3	2 22.2	133 21.0	80 19.3	52 23.7
4 まったく思わない	8 2.0	9 4.1	0 0.0	17 2.7	12 2.9	5 2.3
合 計	405 100.0	220 100.0	9 100.0	634 100.0	415 100.0	219 100.0

問9-12. 一貫教育(小・中学校間、中・高校間)

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1 とても思う	48 11.8	37 16.9	4 44.4	89 14.0	52 12.5	381 7.4
2 そう思う	218 53.7	94 42.9	3 33.3	315 49.7	201 48.4	113 51.6
3 あまり思わない	131 32.3	73 33.3	2 22.2	206 32.5	148 35.7	58 26.5
4 まったく思わない	9 2.2	15 6.8	0 0.0	24 3.8	14 3.4	10 4.6
合 計	406 100.0	219 100.0	9 100.0	634 100.0	415 100.0	219 100.0

問 9-13. 地域教育計画に基づく教育課程の編成、実施

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1 とてもそう思う	63 15.6	23 10.6	1 11.1	87 13.8	47 11.4	41 18.8
2 そう思う	233 57.8	104 47.7	5 55.6	342 54.3	219 53.2	122 56.0
3 あまり思わない	104 25.8	80 36.7	3 33.3	187 29.7	136 33.0	51 23.4
4 まったく思わない	3 0.7	11 5.0	0 0.0	14 2.2	10 2.4	4 1.8
合 計	403 100.0	218 100.0	9 100.0	630 100.0	412 100.0	218 100.0

問 9-14. PTA 活動のあり方や組織の見直し

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1 とてもそう思う	58 14.4	32 14.7	0 0.0	90 14.3	59 14.3	31 14.3
2 そう思う	264 65.3	119 54.8	4 44.4	387 61.4	248 60.0	138 63.6
3 あまり思わない	80 19.8	65 30.0	4 44.4	149 23.7	104 25.2	46 21.2
4 まったく思わない	2 0.5	1 0.5	1 11.1	4 0.6	2 0.5	2 0.9
合 計	404 100.0	217 100.0	9 100.0	630 100.0	413 100.0	217 100.0

問 9-15. 学校を中心とした地域コミュニティづくりについて

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1 とてもそう思う	87 21.4	35 16.1	2 22.2	124 19.6	76 18.4	48 21.8
2 そう思う	248 60.9	127 58.3	5 55.6	380 59.9	251 60.6	128 58.2
3 あまり思わない	69 17.0	53 24.3	2 22.2	124 19.6	85 20.5	40 18.2
4 まったく思わない	3 0.7	3 1.4	0 0.0	6 0.9	2 0.5	4 1.8
合 計	407 100.0	218 100.0	9 100.0	634 100.0	414 100.0	220 100.0

問10. コミュニティ・スクールのイメージ

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1. 地域との連携、協働を深めて子どもの学びをより豊かにする学校	302 72.1	158 70.5	7 77.8	467 71.6	306 71.7	161 71.6
2. 地域住民の生涯学習や地域活動などの拠点となる学校	255 60.9	114 50.9	6 66.7	375 57.5	244 57.1	132 58.7
3. 地域住民を対象とした公開講座を実施する学校	37 8.8	19 8.5	0 0.0	56 8.6	35 8.2	22 9.8
4. 地域づくりに役立つ情報を発信し、活動する学校	119 28.4	67 29.9	0 0.0	186 28.5	127 29.7	58 25.8
5. 関心をともにする住民が新しい学校づくりを構想し、それを公的に認める学校	109 26.0	56 25.0	2 22.2	167 25.6	110 25.8	57 25.3
6. 地域の課題や特色に応じた教育を実施する学校	209 49.9	112 50.0	6 66.7	327 50.2	215 50.4	111 49.3
7. 機能の異なる公共施設を複合した学校	57 13.6	16 7.1	2 22.2	75 11.5	48 11.2	27 12.0
8. 現行法にしばられずに地域住民が自主的に運営する学校	59 14.1	28 12.5	2 22.2	89 13.7	56 13.1	33 14.7
9. アメリカのチャーター・スクールなどの学校	25 6.0	18 8.0	1 11.1	44 6.7	30 7.0	14 6.2
10. そ の 他	1 0.2	4 1.8	0 0.0	5 0.8	4 0.9	1 0.4
合 計	419 64.3	224 34.4	9 1.4	652 100.0	427 65.5	225 34.5

問11. 「コミュニティ」のとりえ方

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1. 小学校区を主たる範囲とした地域共同体	143 34.1	45 20.1	2 22.2	190 29.1	120 28.1	70 31.1
2. 中学校区を主たる範囲とした地域共同体	85 20.3	60 26.8	1 11.1	146 22.4	108 25.3	38 16.9
3. 行政区分の市区町村を中心とした地域共同体	69 16.5	31 13.8	2 22.2	102 15.6	58 13.6	45 20.0
4. 住民が日常生活のさまざまな場面で助け合う地域共同体	170 40.6	104 46.4	5 55.6	279 42.8	184 43.1	95 42.2
5. 住民が「ふるさと」意識をもって地域の生活を向上しようとする地域共同体	227 54.2	102 45.5	4 44.4	333 51.1	213 49.9	119 52.9
6. 情報ネットワークの形成によって成り立つ地域共同体	31 7.4	11 4.9	0 0.0	42 6.4	27 6.3	15 6.7
7. 共通の社会的関心と連帯意識をもつ住民を中心とした地域共同体	91 21.7	72 32.1	3 33.3	166 25.5	116 27.2	50 22.2
8. そ の 他	0 0.0	2 0.9	0 0.0	2 0.3	2 0.5	0 0.0
合 計	419 64.3	224 34.4	9 1.4	652 100.0	427 65.5	225 34.5

問12. 教育改革国民会議の「新しいタイプの公立学校」について

	学 校 種 別			合 計	学校所在地別	
	小学校	中学校	併 設		市 区	町 村
1. 大いに推進すべきである	42 10.0	15 6.7	0 0.0	57 8.8	37 8.7	20 8.9
2. 一部にあってもよい	144 34.4	81 36.3	2 22.2	227 34.9	153 36.0	74 32.9
3. 予算・人事面の市区町村の権限を拡大すべき	95 22.7	41 18.4	2 22.2	138 21.2	93 21.9	45 20.0
4. 法制化してまで導入すべきではない	27 6.5	24 10.8	1 11.1	52 8.0	33 7.8	19 8.4
5. わが国の教育風土になじむか見守りたい	57 13.6	41 18.4	2 22.2	100 15.4	63 14.8	37 16.4
6. まだ考えがまとまっていない	47 11.2	19 8.5	2 22.2	68 10.5	41 9.6	27 12.0
7. そ の 他	6 1.4	2 0.9	0 0.0	8 1.2	5 1.2	3 1.3
合 計	418 100.0	223 100.0	9 100.0	650 100.0	425 100.0	225 100.0

以 上

「コミュニティ・スクール」に関する調査

(財)日本教材文化研究財団 コミュニティ・スクール研究委員会

「コミュニティ・スクール」に関する調査

- ① 回答はすべての調査用紙に記入し、この調査用紙を8月10日までに返信用封筒で、ご返送くださるようお願いいたします。
- ② この調査でお伺いすることは、あなたが現在勤務している小・中学校に関することで、前任校や他校のことではないことにご留意下さい。
- ③ ご回答は、校長先生にお願い致します。校長先生がご都合つかない場合は教頭先生にお願い致します。
- ④ 回答の集計、調査報告に当たっては学校、個人が特定できないようにいたします。
- ⑤ 調査にご協力下さった学校に、後日、調査報告をお送り致します。

◎ アンケートにご回答くださる前に以下の項目についてお知らせ願います。

【このフェイスシートも、お忘れなくご返送ください。】

- F 1. あなたの学校所在地の都道府県名 [] 都 道 府 県
- F 2. あなたの学校の校種（番号を○で囲んでください。以下同じ）
1. 小学校 2. 中学校 3. 小学校中学校併設校
- F 3. あなたの学校の所在地区
1. 市(区)内 2. 町村内 3. 東京都23区内
- F 4. 学校所在地の市区町村の人口 約 [] 万人
- F 5. あなたの職 1. 校 長 2. 教 頭
- F 6. あなたの現任校の勤続年数 [] 年
- F 7. 教職以外の職種経験
1. あ り (1. 社会教育主事 2. 教育委員会事務局職員 3. 他の公務員
4. 民間企業社員 5. その他)
2. な し

◎ ご注意 このフェイスシートもお忘れなくご返送ください

◎ 別紙の質問紙にご回答下さった以外に、開かれた学校やコミュニティ・スクールについてを感想・ご意見がありましたら、裏にご記入ください。

「コミュニティ・スクール」に関する調査

◎ 念のため、下の該当する事項を○で囲んでください。

*学校所在地 [市 区 町 村] *校種 [小学校 中学校 小中併設]

問1. あなたの学校では、次の1～15の取り組みをしていますか。取り組んでいるものをいくでも選んで、番号に○をつけてください。

1. 現在特に取り組んでいない ⇒ 2 ページの間6以降にお進みください。
2. 校庭、体育館、教室等を地域に開放
3. 保護者、住民向けに公開講座を実施
4. 学校支援ボランティアの導入
5. 授業で地域人材をゲストティーチャーとして活用
6. 地域行事に児童生徒、教員が参加
7. 学校行事に地域住民が参加
8. 地域で保護者会、教育懇談会等を実施
9. 公民館、博物館、郷土資料館等社会教育施設の活用
10. 他校との授業の交流
11. 地域のスポーツ、文化活動を活かしたクラブ・部活動の実施
12. 保護者、地域住民と児童生徒が共に学ぶ授業の実施
13. 地域の特色や課題を取り入れた教育活動の実施
14. 保護者・住民等の学校運営への参画
15. 外部評価の導入

問2. 問1で取り組んでいると回答したもののうち、あなたの学校の自主的、自発的な取り組みによるものはどれですか。該当する番号（問1の事項の番号と同じ）を下の欄から選び、○で囲んでください。問1の事項の番号と照合して、ご記入下さい。

2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----

問3. 問1で取り組んでいると回答したもののうち、教育委員会の方針・指導に基づくものはどれですか。該当する番号（問1の事項の番号と同じ）を下の欄から選び、○で囲んでください。問1の事項の番号と照合して、ご記入下さい。

2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----

問4. 問1で取り組んでいると回答したもののうち、「開かれた学校づくり」を進めるうえで重視して取り組んでいるものはどれですか。該当する番号（問1の事項の番号と同じ）を3つまで選び、○で囲んでください。問1の事項の番号と照合して、ご記入下さい。

2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----

問5. あなたの学校では「開かれた学校づくり」を進めるための係が校務分掌にありますか。

あてはまる番号を○で囲んでください。

1. ある ⇒ 次の問5-1と問5-2から問6以降にお進みください。
2. ない ⇒ 問6以降へ直接お進みください。

＜問5-1＞ その係を担当するのは誰ですか。あてはまる番号を選び、いくつでも○で囲んでください。

1. 教 頭
2. 教務主任や生活指導主事（主任）等
3. その他の教員
4. その他（ ）

＜問5-2＞ その係の名称を下の（ ）内に記入してください。
（ ）

- （ ◎ 次の問6以降はすべての方々にご回答をお願い致します。
◎ 問1で「特に取り組んでいない」と回答された方の問6～問8へのご回答は、「開かれた学校づくり」についての現在のお考えをお示しください。 ）



問6. あなたが「開かれた学校づくり」に取り組む考え方は次のうちのどれにあてはまりますか。

あてはまるものを3つまで選び、番号を○で囲んでください。

1. 保護者や子どもの要望に沿った教育活動を行うため。
2. 社会や子どもの変化に対応して教育活動を改善するため。
3. 画一的な教育をあらためて、特色ある教育を行うため。
4. 学校週5日制や総合的な学習の時間など新教育課程を実施するため。
5. 子どもたちの荒れた状況に対応するため。
6. 学校の統廃合をきっかけにして新しい教育を創り出すため。
7. 子どもや保護者の生涯学習を支援するため。
8. 「開かれた学校づくり」の研究指定校に指定されたため。
9. 先進校の成果を自校に取り入れたかった。
10. 本校の以前からの実績を引き継いだ。
11. その他（記述してください。 ）

問7. あなたは「開かれた学校づくり」の取り組みの成果として何が挙げられますか。次の1～8の中から顕著なものを3つまで選び、番号を○で囲んでください。

1. 特色ある教育活動が行われ、子ども達が生き生きと学ぶようになる。
2. 学校運営や学校の教育活動に対する地域や保護者の理解、関心が高まる。
3. 地域の教育力が向上する。
4. 学校が地域の生涯学習センターとして学びの拠点になる。

5. 地域人材の学校支援によって教育活動の多様化が図れる。
6. 教員の閉鎖的な意識が薄れ学校経営がしやすくなる。
7. 教職員の教育に対する考え方や姿勢が前向きになる。
8. その他（記述してください。)

問8. あなたは、「開かれた学校づくり」の取り組みにはどのような課題があると思いますか。次の1～11の中から当てはまるものを3つまで選び、番号を○で囲んでください。

1. 学校と地域の連携や協働が期待するようには進まない。
2. 地域住民の意向を代表できるような組織・団体がない。
3. 地域、住民の間に新旧の考え方やいろいろな思いがあり調整が難しい。
4. 管理職と教員の間に「開かれた学校」について意識のずれがある。
5. 有効に機能する校務分掌組織をつくるのが難しい。
6. 渉外的な事務が増え、学校のスリム化につながらない。
7. 予算の確保が難しく、取り組みの拡大・充実が図り難い。
8. 休日、放課後の活動が多くなり勤務時間の調整ができない。
9. 社会教育施設と連携した指導計画を立案するのがうまくいかない。
10. 校内外の教育活動における子どもの安全確保に不安が伴う。
11. その他（記述してください。)

問9. あなたは、「新しい時代の公立学校」をつくるにはどのような方策が有効だと思いますか。下の1～15の各方策について、下の欄のA・B・C・Dのうちから、あなたの考えに最も近いものを選び、方策の右にある記号を○で囲んでください。

	A とてもそう思う	B そう思う	C あまり思わない	D まったく思わない
1. 学校施設の複合化(学校以外の施設との合築)	A	B	C	D
2. 学校選択の自由化	A	B	C	D
3. 校長の民間人登用	A	B	C	D
4. 特別社会人講師制度の拡大	A	B	C	D
5. チャーター・スクール（特別認可学校）の制度化	A	B	C	D
6. 学校裁量権の拡大（校長の予算執行、人事権等）	A	B	C	D
7. 小人数学級の編制	A	B	C	D
8. 教員免許の更新制度の導入	A	B	C	D
9. 業績評価による教員の処遇	A	B	C	D
10. 外部者による学校評価の実施	A	B	C	D
11. 学校評議員、学校運営評議会等の学校運営参画	A	B	C	D
12. 一貫教育（小・中学校間、中・高校間）	A	B	C	D
13. 地域教育計画に基づく教育課程の編成、実施	A	B	C	D
14. PTA 活動のあり方や組織の見直し	A	B	C	D
15. 学校を中心とした地域コミュニティづくり	A	B	C	D

問10. 最近、「コミュニティ・スクール」の名称を使った「新しい公立学校」づくりが取り上げられ、実践もありますが、あなたは「コミュニティ・スクール」についてどのようなイメージをもっていますか。次の1～10の中から当てはまると思うものを3つまで選び、番号を○で囲んでください。

1. 地域との連携、協働を深めて子どもの学びをより豊かにする学校
2. 地域住民の生涯学習や地域活動などの拠点となる学校
3. 地域住民を対象とした公開講座を実施する学校
4. 地域づくりに役立つ情報を発信し、活動する学校
5. 関心をともにする住民が新しい学校づくりを構想し、それを公的に認める学校
6. 地域の課題や特色に応じた教育を実施する学校
7. 機能の異なる公共施設を複合させた学校
8. 現行法にしばられずに地域住民が自主的に運営する学校
9. 米国のチャーター・スクールなどの学校
10. その他（記述してください。）

問11. 最近、「コミュニティ」という言葉がさかんに使われていますが、あなたは「コミュニティ」をどのように捉えていますか。あなたの考えに近いものを2つまで選び、番号を○で囲んでください。

1. 小学校区を主たる範囲とした地域共同体
2. 中学校区を主たる範囲とした地域共同体
3. 行政区分の市区町村を中心とした地域共同体
4. 住民が日常生活のさまざまな場面で助け合う地域共同体
5. 住民が「ふるさと」意識をもって地域の生活を向上しようとする地域共同体
6. 情報ネットワークの形成によって成り立つ地域共同体
7. 共通の社会的関心と連帯意識をもつ住民を中心とした地域共同体
8. その他（記述してください。）

問12. 内閣府の総合規制改革会議は中間まとめ(平成13年7月)で、教育改革国民会議が提案した「地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校(コミュニティ・スクール)」を市町村が設置できるよう、法制度の整備を含め積極的に検討を行うべきであると提言しました。

あなたはこれをどのように受け止めていますか。次の1～7のうちから近いものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

1. 大いに推進すべきである。
2. このような新しいタイプの公立学校が一部にあってもよい。
3. 公立学校の改革には予算・人事面における市区町村の権限を拡大することの方が先決である。
4. 公立学校の教育課程経営を不安定にするおそれがあるので、法制化してまで導入する必要はない。
5. わが国の教育風土になじむかどうか見守りたい。
6. まだ考えはまとまっていない。
7. その他（記述して下さい。）

以 上

◎ お忙しいところご協力ありがとうございました。